

福山市文化財保存活用地域計画 (案)

福山市

(経済環境局文化観光振興部文化振興課)

はじめに

凡 例

- 1 本計画は、福山市の文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画である。
- 2 本計画は、地域総がかりで文化財の保存と活用を推進し、文化財を確実に未来に継承することを目的とするものである。
- 3 本書の発行・編集は、福山市・福山市教育委員会が行った。
- 4 本計画の作成は、文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ及び文化資源活用課，広島県教育委員会管理部文化財課，並びに福山市文化財保護審議会から指導を受けた。また，その他関係機関・部局から助言を受けながら行った。
- 5 本文の年号は，明治5年12月2日以前を「和暦（西暦）」，それ以降を「西暦（和暦）」で表記した。
- 6 本計画の作成にあたっては，2022年度（令和4年度）から福山市文化財保存活用地域計画策定検討委員により構成する委員会議を開き，事務局を福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課に置いた。
- 7 本書に掲載した写真の一部は，関係部局・関係機関等の撮影によるものを借用した。
- 8 本書の本文や図表の著作権は発行者に帰属する。
- 9 本計画の作成は，2022年度（令和4年度）・2023年度（令和5年度）文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）を受けて行った。また，文化庁が実施した文化財保存活用地域計画の作成のためのアドバイザーの派遣を活用し，有識者から助言を受けて行った。

目次

はじめに

例言

序章----- 1

第1節 計画作成の目的と役割..... 1

1 計画作成の背景..... 1

2 計画作成の目的..... 3

3 計画の対象..... 3

第2節 計画の位置付けと計画期間..... 6

1 計画の位置付け..... 6

2 上位計画・関連計画等の概要..... 7

3 計画期間..... 15

4 作成体制と経過..... 16

第1章 福山市の概要----- 19

第1節 位置・交通条件..... 19

1 位置..... 19

2 交通条件..... 21

第2節 自然環境..... 23

1 地形..... 23

2 地質..... 23

3 植生..... 26

4 気候..... 28

第3節 社会環境..... 29

1 人口..... 29

2 産業..... 30

3 入込観光客の推移..... 31

4 博物館・資料館等..... 32

第4節 歴史的環境..... 36

1 福山市の歴史概況..... 36

2 福山市の沿革..... 41

3 福山市の災害史..... 44

第2章 福山市の文化財の概要----- 47

第1節 福山市における文化財調査..... 47

1 文化財調査の概要..... 47

2 指定・未指定等文化財の総合的把握調査の考え方..... 49

3 未指定文化財の把握状況と課題..... 51

第2節 福山市の文化財の概要..... 55

1 指定等文化財の概要..... 55

2 世界の記憶及び日本遺産..... 57

3 指定・未指定文化財の類型別の内容..... 60

| | |
|---------------------------------------|------------|
| 第3章 福山市の歴史文化の特徴 ----- | 62 |
| 第1節 歴史文化の時代別・分野別の特徴 | 62 |
| 1 遺跡が物語る福山の黎明期のすがた | 62 |
| 2 交易・交流の基盤と文化 | 62 |
| 3 自然と人工物の美の文化 | 63 |
| 4 中世武士の台頭と近世における福山藩の足跡 | 63 |
| 5 人材の輩出と学問・文芸 | 64 |
| 6 今に引き継ぐ暮らしと産業の文化 | 64 |
| 7 災いとそれに立ち向かってきた英知 | 65 |
| 第2節 福山市における関連文化財群と文化財保存活用区域 | 67 |
| 1 関連文化財群 | 67 |
| 2 文化財保存活用区域 | 78 |
| | |
| 第4章 文化財の保存・活用の基本理念と課題・方針 ----- | 84 |
| 第1節 文化財の保存・活用の基本理念 | 84 |
| 1 文化財の保存・活用の方向性 | 84 |
| 2 めざす将来像（目標） | 85 |
| 第2節 文化財の保存・活用に関する課題及び方針 | 87 |
| 1 文化財の調査の充実（大方針1） | 87 |
| 2 文化財の保存・活用の推進（大方針2） | 89 |
| 3 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化（大方針3） | 92 |
| 4 文化財の危機管理（大方針4） | 93 |
| 5 文化財の保存・活用を支える体制づくり（大方針5） | 94 |
| | |
| 第5章 文化財の保存・活用に関する措置 ----- | 96 |
| 第1節 文化財の調査に関する措置 | 98 |
| 第2節 文化財の保存・活用に関する措置 | 101 |
| 第3節 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域活性化の推進に関する措置 | 107 |
| 第4節 文化財の危機管理に関する措置 | 109 |
| 第5節 文化財の保存・活用を支える体制づくりに関する措置 | 111 |
| | |
| 第6章 関連文化財群と文化財保存活用区域の具体化 ----- | 113 |
| 第1節 関連文化財群の具体化 | 113 |
| 1 関連文化財群の具体化の考え方 | 113 |
| 2 既に着手している関連文化財群の取組展開 | 114 |
| 3 取組を開始する関連文化財群 | 122 |
| 第2節 文化財保存活用区域の具体化 | 134 |
| 1 文化財保存活用区域の具体化の考え方 | 134 |
| 2 文化財保存活用区域の具体化 | 136 |

| | |
|----------------------------------|------------|
| 第7章 文化財の保存・活用の推進体制 ----- | 145 |
| 第1節 福山市の体制 | 145 |
| 1 福山市の庁内体制 | 145 |
| 2 関係する審議会等 | 146 |
| 3 市内の文化財に関わる地域活動団体・関係団体（民間） | 146 |
| 4 その他関係機関 | 147 |
| 第2節 地域社会総がかりの体制 | 148 |
| 第3節 計画の進行管理と推進 | 150 |
| 1 計画の進行管理の方法 | 150 |
| 2 計画の推進（主な留意事項） | 151 |
| | |
| 資料編 ----- | |
| 資料1 福山市の指定等文化財一覧 | |
| 資料2 福山市の未指定文化財一覧 | |
| 資料3 福山におけるこれまでの文化財把握調査の一覧（埋蔵文化財） | |

序章

第1節 計画作成の目的と役割

1 計画作成の背景

■陸上・海上交通の要衝で培われた多彩な文化財

瀬戸内海の中央に位置する福山市は、古来より陸上・海上交通の要衝として政治・経済・文化の交流に大きな役割を果たしてきました。瀬戸内海へ流れ込む芦田川と支流には豊かな土地が形成され、旧石器時代から人々の生活が連綿と営まれ、万葉の時代から栄えた潮待ちの港「鞆の浦」や中世庶民の躍動舞台「草戸千軒」が繁栄し、江戸時代には福山城が築城され、現在の「福山」の基礎が築かれました。そして、このような文化財※¹とともに人々の願いを託した社寺や小祀、民衆の心と暮らしを伝える民俗芸能など、先人の英知と息づかいを感じることができる文化財が数多く継承されています。



鞆の浦（鞆公園）

■歴史文化基本構想※²の策定

このような多彩な文化財を、未指定・未登録等の文化財（以下「未指定文化財」といいます。）を含めて把握し、社会全体で文化財を適切に保存・活用することをめざし、本市の文化財行政のマスタープラン（最上位計画）となる「福山市歴史文化基本構想」（以下「歴史構想」といいます。）を2018年（平成30年）に策定しました。

福山市歴史文化基本構想



歴史構想の策定の背景としては、未指定文化財をはじめとした文化財が失われつつあること、民俗芸能をはじめ文化財の継承や維持管理が難しくなりつつあることなどがあげられます。

さらに、社会全体で文化財を保存・活用するための原点は「人づくり」であるとの認識から、この構想では市民・地域が主体（主役）となり、専門家、民間団体、行政等と連携することを重視し、基本理念には「人を育て、市民・地域で再発見し、守り、生かし、未来へ伝えよう」をサブテーマ的に加えています。

なお、文化財保存活用地域計画が文化財の保存・活用に関するマスタープランかつ基本的なアクションプランとなることから、歴史構想の内容は文化財保存活用地域計画へ継承し、文化財保存活用地域計画へ一本化することとします。

※1 文化財とは

本来の文化財とは、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すものである（文化審議会文化財分科会企画調査会報告書 2007年（平成19年）10月）。

※2 歴史文化基本構想

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財行政を進めるための基本的な構想（マスタープラン）となるもの。

■福山城築城 400 年で示された人々の思いと行動

2022 年(令和 4 年) 8 月 28 日、福山城は築城 400 年を迎えました。これに関わる福山城天守外観の復元的整備をはじめとした事業への人々の関心は高く、福山城跡を訪れたり、行事に参加されたりする人で賑わうとともに、予定を上回る寄付金が寄せられました。

このことは、企画や情報発信を含め文化財の保存・活用の意義や可能性を再認識させることにもなりました。



福山城天守外観の復元的整備

■依然と続く文化財を取り巻く厳しい状況

本市においても、少子高齢化が進み、伝統芸能の担い手の不足、空き家の増加、伝統的建造物の老朽化や毀損・滅失など、文化財を取り巻く厳しい状況が続いています。

とりわけ、未指定文化財は、部分的に把握しているものの、価値や詳細な内容が把握できていないものが大多数です。また、把握できていない未指定文化財は膨大な数にのぼると考えられ、継承が難しくなっているもの、劣化・滅失が懸念されるもの、存在が忘れられそうなものが多数あると推定されます。さらに、指定文化財についても、所有者・管理者（以下「所有者等」といいます。）による維持管理の負担が大きくなっていると考えられます。

一方、本市の厳しい財政状況の中で、国の様々な補助制度の活用による事業費の確保や民間資金の活用、そして、事業の選択と集中を考えていくことが重要となっており、文化財の保存・活用についても効果的・効率的な取組が求められます。

■文化財保護法の改正と福山市における文化財保存活用地域計画作成の必要性

2018 年(平成 30 年) 6 月 8 日に「文化財保護法（以下「法」といいます。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、2019 年(平成 31 年) 4 月 1 日に施行されました。この法改正により、「都道府県による文化財保存活用大綱の策定」「市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定」などが規定されました。

法改正の要旨は「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かし、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財行政の推進力の強化を図る。」（文化財保護法改正の概要：文化庁 平成 30 年 7 月）とされています。

この文化財保存活用地域計画は、各市町村がめざす目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープランかつ基本的なアクションプラン（行動計画）です。また、地域に所在する未指定文化財を把握するための調査に関する事項を明記するとともに、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組みでもあります。

また、文化庁からは、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（最終変更 令和 5 年 3 月）が示されています（以下「地域計画等指針」といいます）。

本市としても、文化財行政を効果的・効率的に取り組むためには、文化財保存活用地域計画を作成する意義は大きいといえます。

2 計画作成の目的

以上の背景や現状を踏まえ、市民・地域・行政などの様々な主体が相互に連携し、地域社会総がかりで文化財の保存・活用が進め、地域の宝としてその価値を広く共有し、確実に未来に継承するため、本市の文化財行政のマスタープランかつ基本的なアクションプランとして「福山市文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」といいます。）を作成するものです。

3 計画の対象

文化財保存活用地域計画の対象とする文化財は、地域計画等指針により、次のように明記されています（アンダーラインは本計画で付記）。

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

したがって、本計画の対象とする文化財とは、文化財保護法に規定されている文化財（6類型：法第2条）、埋蔵文化財（法第92条）、文化財の保存技術（法第147条）他に、文化財保護法上の文化財には必ずしも該当しないが、地域にとって重要で継承すべきと考えられる文化的所産にも配慮します。

また、本計画は歴史構想を継承しており、この構想では歴史文化を「文化財とその周辺環境」（下記を参照）としていることから、「周辺環境」も含めて検討することとします。

文化財保護法には必ずしも該当しないと考えられる文化財としては、例えば、伝統的に継承されてきた「暮らしや生業等の音・におい・香り」、「地名」、「方言」などが想定され、これらも大切な“地域の宝”であることを、住民等に伝えていくこと、また、守り、継承し、生かすことも意図します。

なお、「暮らしや生業等の音・におい・香り」は有形の民俗文化財と一体となって、「地名」は古地図（有形文化財）の要素として、「方言」は民俗芸能等の一部として、文化財の6類型に含まれることなども想定されます。また、それぞれの内容や他の文化財との関係性などを勘案することにより、それらの価値や保存・活用の可能性がより広がるといえます。

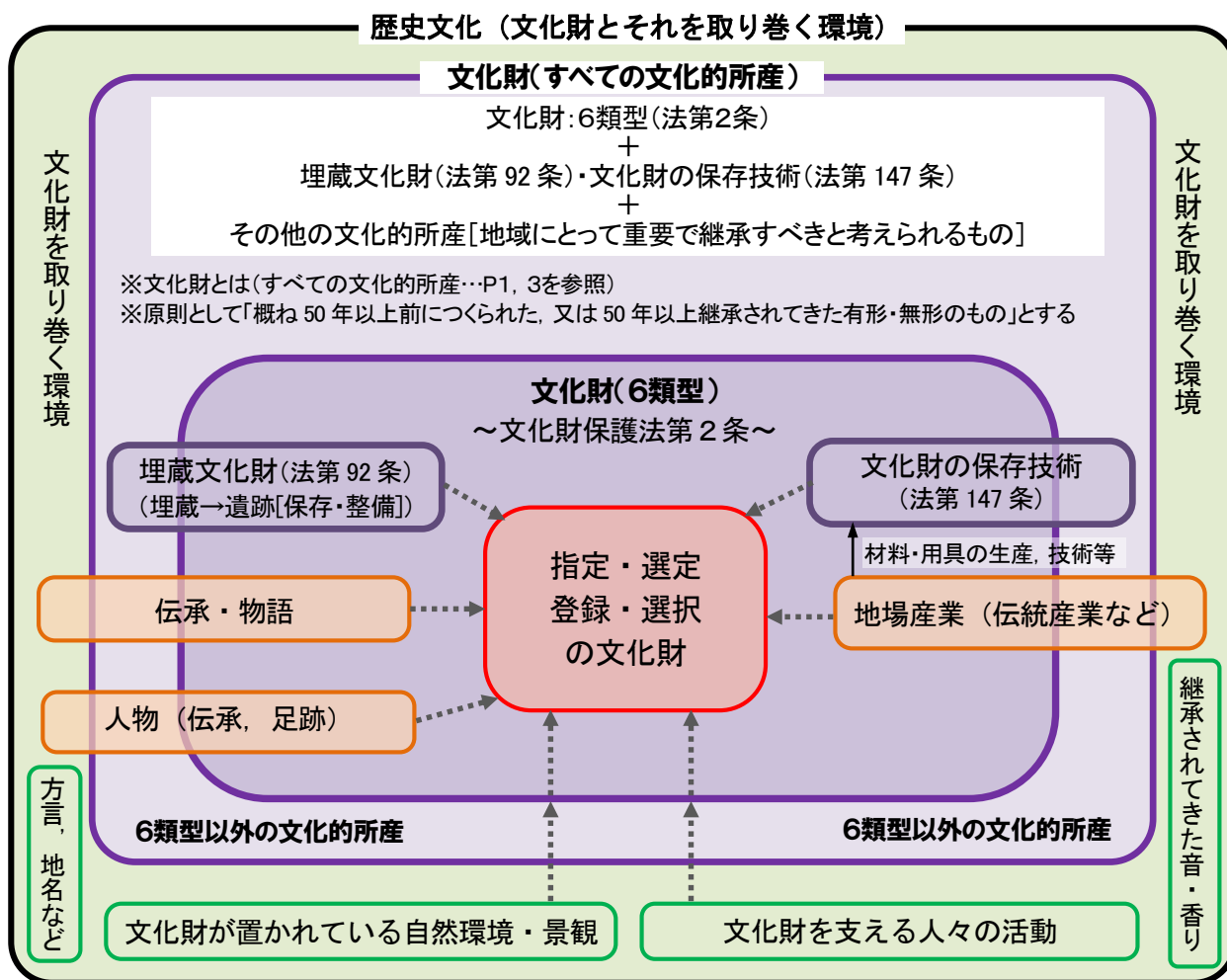
本計画における「歴史文化とは」～文化庁の資料（指針等）より～ ※アンダーラインは本計画で付記

○歴史文化の概念

地域に固有の風土のもと、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念（「文化財保存活用地域計画」パンフレット 2022年（令和4年）3月 文化庁）。

○「歴史文化基本構想」における歴史文化（文化財とその周辺環境）

ここでいう歴史文化とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものである。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境のことである（「歴史文化基本構想」策定技術指針 2012年（平成24年）2月 文化庁）。



※ 文化財の6類型に収まりにくいもの、必ずしも文化財に該当するとは言いえないもの、文化財を取り巻く環境(周辺環境)を含む
 ←..... 一部は指定等の文化財などになる可能性がある

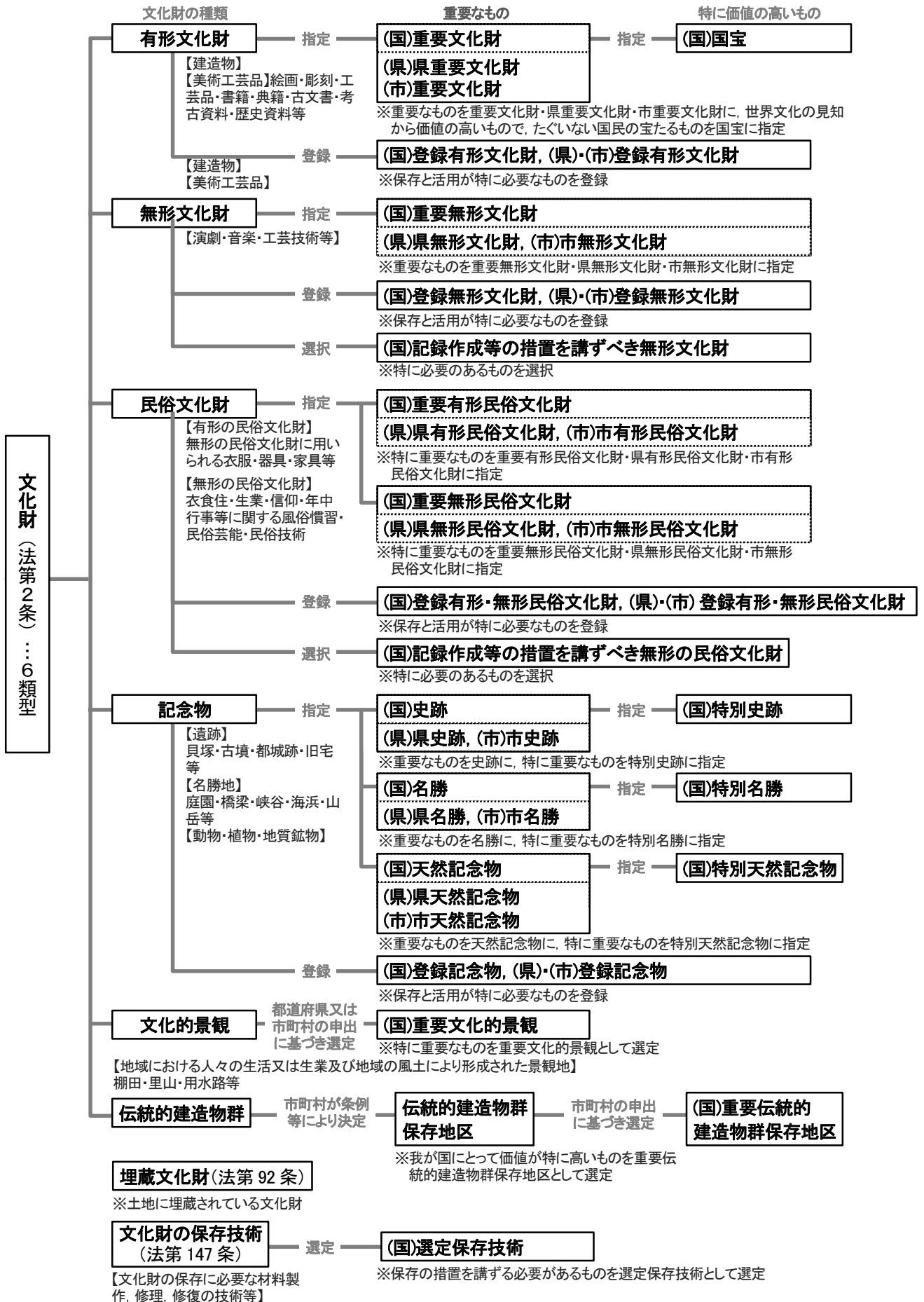
図1 本計画における文化財及び歴史文化

文化財保護法第2条（文化財：6類型）

- 有形文化財
建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- 無形文化財
演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- 民俗文化財
衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- 記念物
貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの
- 文化的景観
地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
- 伝統的建造物群
周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

「埋蔵文化財」（法第92条）
土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡と言われている場所）。埋蔵文化財の存在が知られている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」という

「文化財の保存技術」（法第147条）
文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部科学大臣は『選定保存技術』として選定し、その保持者及び保存団体を認定している



第2節 計画の位置付けと計画期間

1 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第183条の3第1項の規定に基づき作成するものであり、内容に関しては、文化財保護法をはじめとした関係法令等に準拠し、文化財の保存・活用の措置などを明らかにしています。

また、福山市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」、及び教育分野の最上位計画である「第三次福山市教育振興基本計画」を踏まえるとともに、「広島県文化財保存活用大綱」を勘案して作成しました。

なお、作成にあたっては、「福山市都市マスタープラン」、「福山市景観計画」、「福山市観光振興基本戦略」などの関連計画と整合・反映（考慮）を図っています。

このようにして作成した本計画は、福山市の文化財の保存・活用に関するマスタープランかつ基本的なアクションプラン（行動計画）となります。

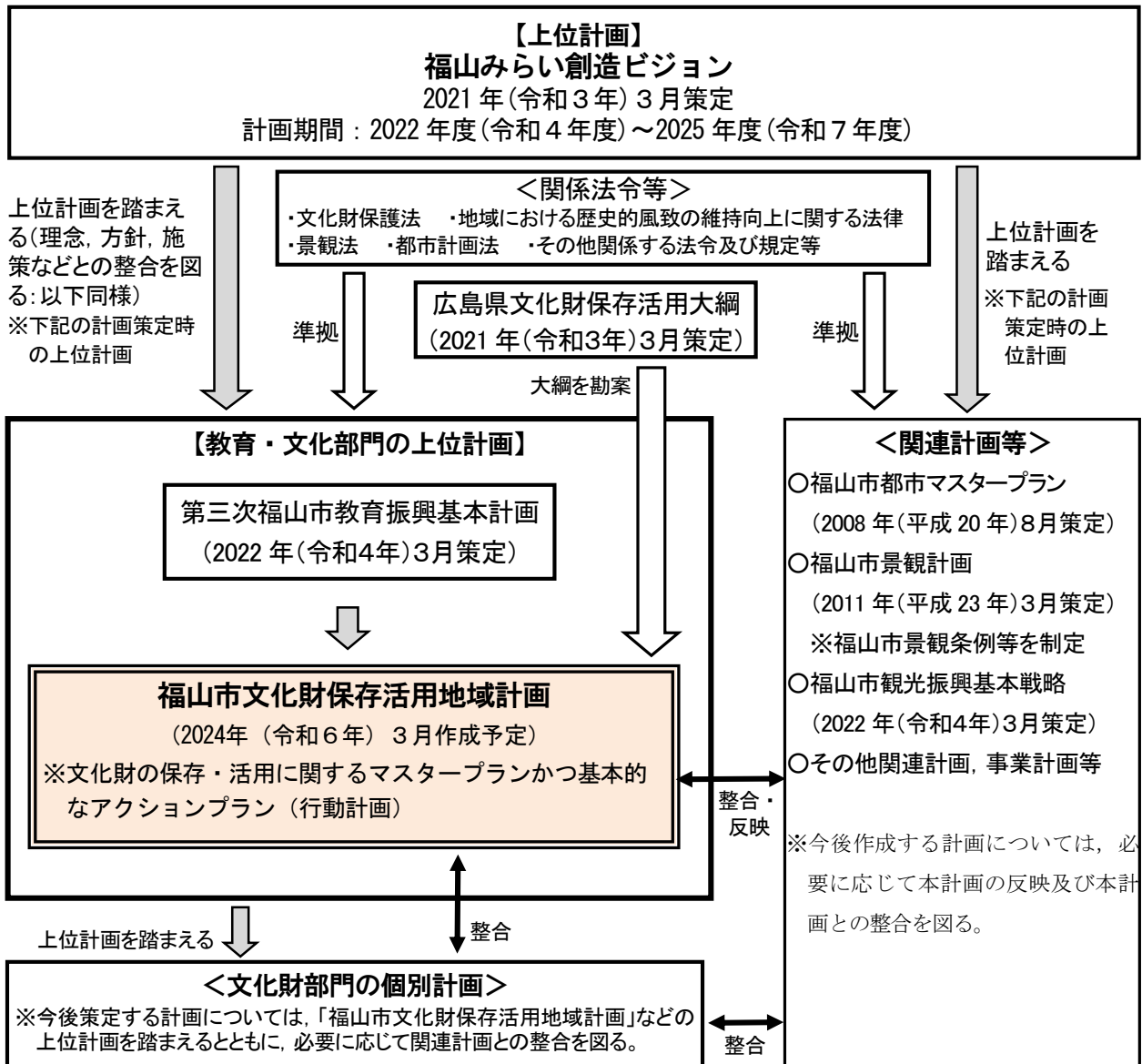


図3 福山市文化財保存活用地域計画の全体的な位置付け(上位計画・関連計画)

2 上位計画・関連計画等の概要

(1) 「福山みらい創造ビジョン」における位置付け

本計画は、福山みらい創造ビジョン（第五次福山市総合計画第2期基本計画）を文化財の面から支えるものであり、2025年度（令和7年度）の「福山市のめざす未来（将来都市像）」である「新たな分散型社会の下で、市民一人一人の安心な暮らしと希望が実現する都市」の実現に向け、関係施策等との調整・整合・連携を図りながら、総合的かつ計画的に文化財の保存・活用を進めていくための考え方や方針などを明らかにするものです。

具体的には、福山市のめざす姿（将来都市像）の実現に向けた5つの挑戦のうち、「挑戦5 歴史・文化とスポーツによる新たな体験価値の創出」に向けた取組を推進していきます。

5 施策体系(新5つの挑戦)

2021年度（令和3年度）からの5年間、めざす姿を実現するため、各施策を総合的に推進します。

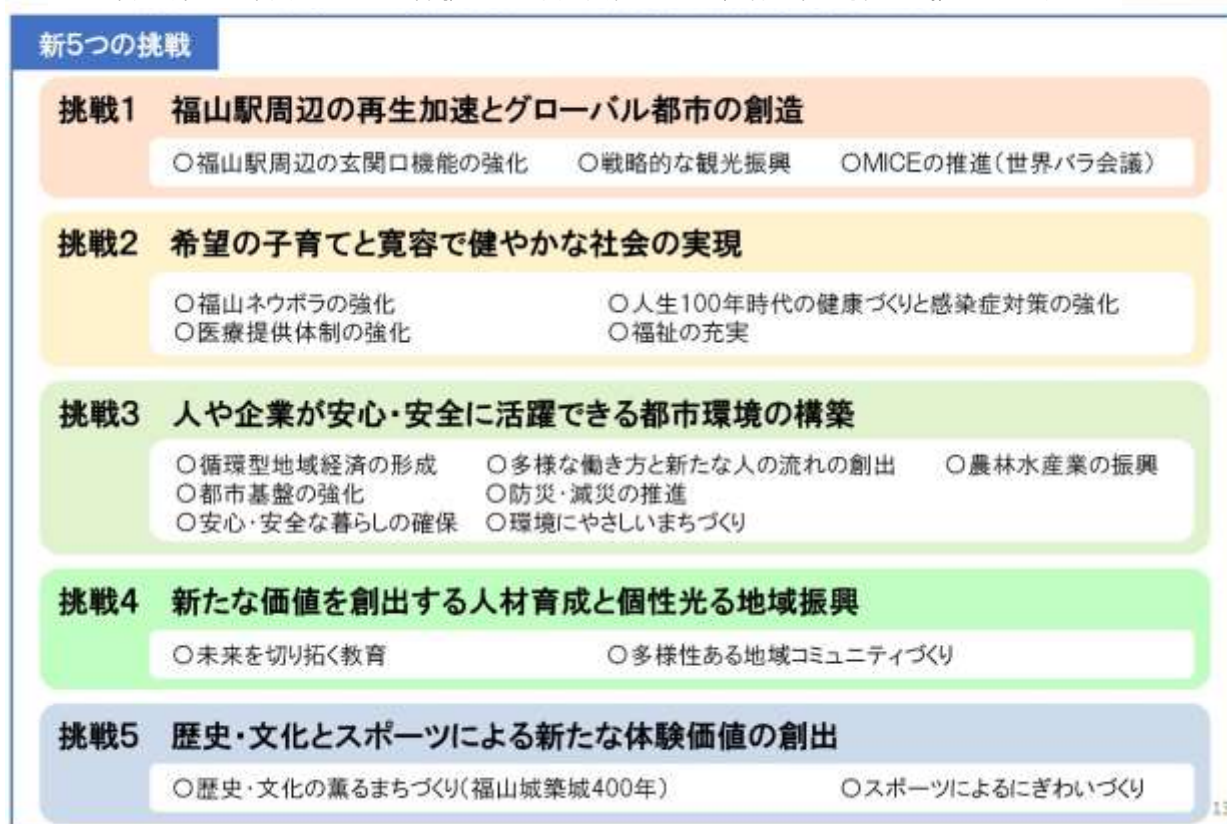


図4 福山みらい創造ビジョンの新5つの挑戦

(2) その他上位計画及び関連計画

本計画の上位計画としては、前述の「福山みらい創造ビジョン」に加え、教育部門の最上位計画である「第三次福山市教育振興基本計画」があります。

関連計画のうち、「福山市都市マスタープラン」(2008年(平成20年)8月策定)と「福山市景観計画」(2011年(平成23年)3月策定)は、土地利用や建造物の形態・意匠などの面で文化財の保存・活用に関係してきます。また、「福山市観光振興基本戦略」は、主として文化財の活用の面から本計画に関係してきます。

ここでは、これら4つの計画について、その要点を整理します。

① 第三次福山市教育振興基本計画 (2022年度(令和4年度)～2026年度(令和8年度))

[抜粋]

ア 基本目標とめざす姿

《基本目標》

福山の誇りを次代へつなげる文化財の保存と活用

《めざす姿(5年後の姿)》

福山の歴史文化とその価値を誰もが知り、触れ、学び、愛着と誇りを持ち、文化財を地域・社会全体で大切にしている。

イ 施策概要

■基本施策1 文化財の調査と保存

《方向性》

長い歴史の中で守り伝えられてきた文化財の多くが、経年による劣化や破損により、修理を必要としています。適切な調査と修理方針の策定、伝統的な技法と素材の採用、新たな技術による効果的な保存手法など、総合的に判断し、後世に継承していくための保存・修理事業に取り組みます。また、文化財の指定等に向けて、調査・研究を進めます。

《主な取組》

- 文化財の調査・研究
- 文化財資料の収集
- 文化財の保存・修理

■基本施策2 地域と一体となった文化財の活用

《方向性》

本市の貴重な財産である文化財を後世に引き継ぐためには、文化財を地域社会全体で守り、まちづくりに活用することが重要です。「福山市歴史文化基本構想」に基づき、市民・地域が主体となって関係機関と連携しながら、文化財の活用が進められる環境づくりに取り組みます。

《主な取組》

- 活用に向けた計画の策定
- 保存活用計画に基づく文化財の活用
- 文化財保護意識の醸成

② 福山市都市マスタープラン (2008年度(平成20年度)～)

福山市都市マスタープランは、目標年次は次のようになっています。

- ・中期目標年次：2015年(平成27年)
- ・長期目標年次：2025年(令和7年)

また、福山市都市マスタープランは、大きくは全体構想、地域別構想、今後の都市づくりの推進で構成されています。

全体構想では、基本理念として「拠点性と求心力を備えた活力ある都市づくり」、「安心・安全で快適に暮らせる都市づくり」を掲げ、都市づくりの基本目標や将来の都市構造などが示されています。

地域別構想では、市域を6つの地域に分け、それぞれにおいてまちづくりの方針などが示されています。

<全体構想>

基本理念

- 拠点性と求心力を備えた活力ある都市づくり
- 安心・安全で快適に暮らせる都市づくり

○都市づくりの基本目標

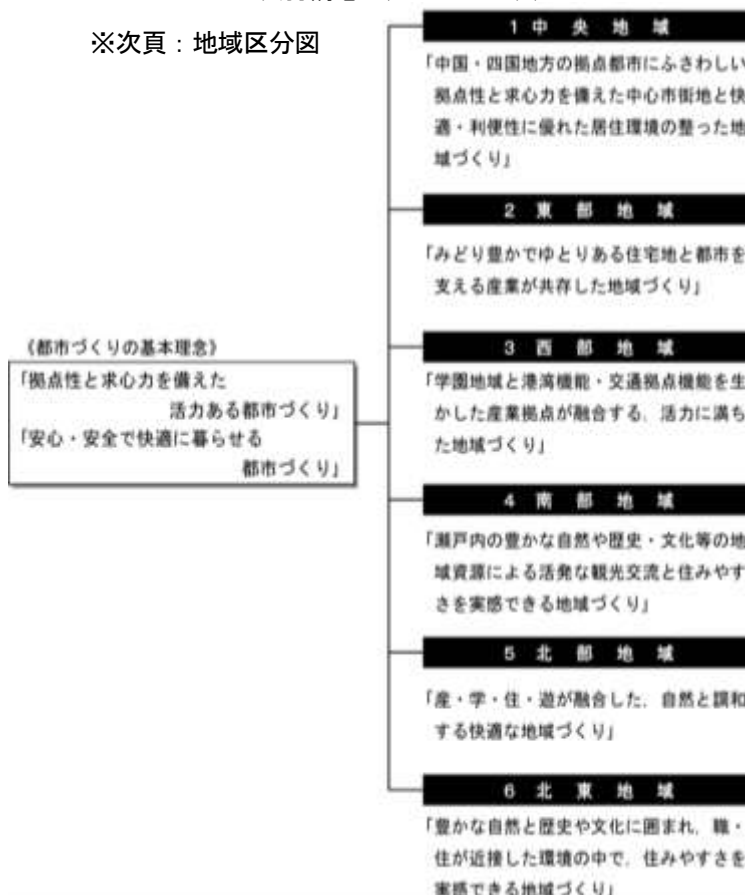
- ◇安心・安全で快適に暮らせる生活空間の確立
- ◇市民生活と産業活動を支える都市基盤の確立
- ◇拠点性と求心力のある中心市街地の確立
- ◇機能的で秩序ある集約型都市構造の実現
- ◇自然や歴史・文化と調和した良好な空間の形成
- ◇地域環境に配慮した循環型社会の形成

○将来の都市構造

- ◇様々な都市機能がコンパクトに集積した集約型の都市構造の形成
- ◇段階的な都市拠点の形成：地区拠点，地域拠点，都心地区

<地域別構想（6つの地域）>

※次頁：地域区分図



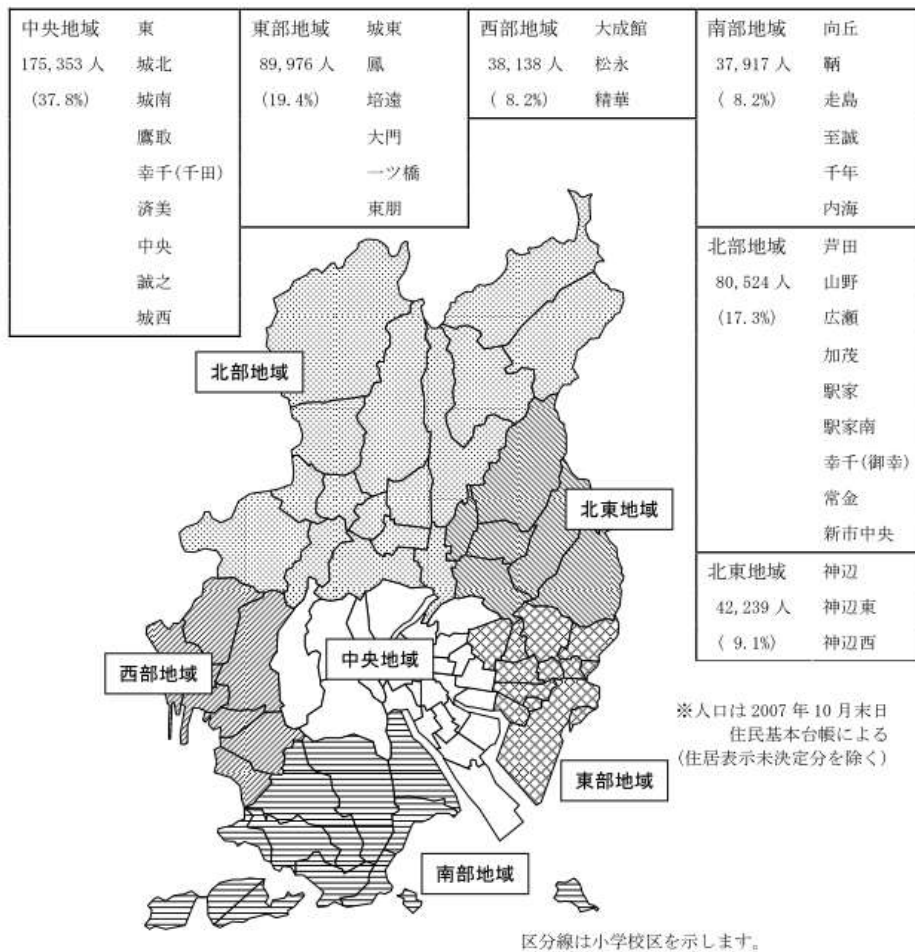


図5 福山市都市マスタープランにおける6つの地域区分

③ 福山市景観計画（2011年度(平成23年度)～）

福山市景観計画は、福山市都市マスタープランとの適合を図り、福山市の景観の特性を整理したうえで、景観計画の区域と方針、景観づくりに向けた取組を明示しています。

景観計画の区域と方針では、福山市都市マスタープラン同様、6つの地域を設定し、地域毎の方針を設定しています。

景観の特性と景観づくりの方針

<福山市の景観特性>…[抜粋]

○面的な景観

◇歴史や風土を伝える遺跡・史跡群

市域の各地には、古代から現代まで続く、長い郷土の歴史や文化を伝える貴重な遺跡・史跡群があります。特に市域の北部には、国史跡で県内最大級の前方後円墳である二子塚古墳をはじめ、国分寺西側丘陵に広がる迫山古墳群など、多くの遺跡・史跡群がみられます。

◇暮らしのなごりをとどめる歴史的なまち並み

市域の各地には、伝統的建造物群保存地区に指定している「鞆のまち並み」や、西国街道の宿場町のなごりのある「神辺のまち並み」、かつての港町をしのばせる「内海のまち並み」など、それぞれの時代に営まれた地域固有の暮らしのなごりをとどめる歴史的なまち並みが残されています。

○線（軸）的な景観

◇往時の風情を残す街道筋

古代山陽道や中世以降の西国街道など、文化や社会の交流を支えた街道筋には、今でも石碑や辻堂など、往時の風情が残されています。

○点（拠点）的な景観

◇歴史を物語る貴重な遺産

市域の各地には、古代、中世から江戸時代、そして現代へと続く長い歴史の中で、当時の隆盛と繁栄を今に伝える福山城や明王院、鞆の浦や神辺地区に残る建造物など、貴重な歴史遺産が残されています。

◇寺院・神社や歴史的建造物

市域の各地には、地域で大切にされてきた寺院や神社など、長い歴史の中で受け継がれ、古いまちの面影や生活様式をうかがわせる歴史的建造物などが残されています。

更に当時の生業（農業、商業など）や生活の様子がしのばれる民家や蔵などが今でも活用され、地域の生活と密接に関わる身近な歴史資源として残されています。

◇福山の発展を象徴する近代の遺産等

市域の各地には、本市が近代、明治期以降に工業都市として姿を変え、備後地域の中心都市として発展してきたことなどを象徴する建造物が今も残されています。

景観の特性と景観づくりの方針（続き）

<福山市全域の景観づくりの方針>… [抜粋]

○貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり ～『心に残る眺め』を大切にする～

- ・福山城，鞆の浦などの歴史・文化が感じられる眺めや，グリーンライン（一般県道後山公園洗谷線），蔵王山山頂からの眺望，内海大橋などの眺望は，心に残る大切な景観として，市民だけでなく訪れる人々にも親しまれています。
- ・これらの景観は，長い歴史や人々の暮らしの中で築かれてきたものといえます。今後も，自然や歴史・文化と人々の暮らしとの調和を図りつつ，計画的に整備・保全し，活用することにより，次世代に引き継ぐ景観づくりを進めます。

<福山市地域別の景観づくりの方針>…[歴史・文化的な景観の特性について抜粋]

各地域の特徴ある景観資源を生かしたまちづくりを実現していくために，総合計画や都市マスタープランの地域区分に従い，市域を「中央地域」，「東部地域」，「西部地域」，「南部地域」，「北部地域」，「北東地域」の6つの地域に区分します。

そして，景観づくりの理念と目標，市全域の景観づくりの方針をもとに，各地域の景観特性と課題を整理し，都市マスタープランで示したまちづくりの方針を踏まえ，地域ごとの具体的な景観づくりの方針を示します。この方針の中から，地域において特に大切なことを地域で共有する景観づくりの方針として抽出しています。

◇「中央地域」

- ・福山城^{*1}周辺や明王院周辺などの歴史・文化的景観資源を有効活用するとともに，周辺に残る貴重な風致を保全し，市民の誇りとなる特徴的な景観をめざします。

◇「東部地域」

- ・宮の前廃寺跡や手城山城などの歴史・文化的景観資源や，周辺に残る貴重な風致を保全・活用し，特徴ある景観づくりをめざします。

◇「西部地域」

- ・西国街道（旧山陽道）沿いに今でも残る石碑や寺社などの景観資源や，その周辺に残る貴重な風致を保全・活用し，地域の歴史・文化が感じられる景観をめざします。
- ・日本はきもの博物館^{*2}や日本郷土玩具博物館^{*2}の周辺では，これらの施設を核とした良好なまち並みや，産業の歴史をしのばせるクリーク，貯木場周辺などを生かし，特徴的な景観をめざします。

◇「南部地域」

- ・沼隈，内海地区などの沿岸部を中心に，内海大橋や内海フィッシャリーナなど地域の振興に大きな役割を果たす建造物も含めて，美しい瀬戸内の眺めを演出する景観をめざします。

◇「北部地域」

- ・二子塚古墳周辺や吉備津神社周辺など歴史・文化的な資源が集積する地区では，その積極的な保全・活用により，地域のシンボルとして誇りや愛着が持てる特徴的な景観をめざします。

◇「北東地域」

- ・神辺本陣や廉塾，菅茶山旧宅周辺などの古い建築物やまち並みをはじめ，歴史・文化的な資源が集積する地区では，その積極的な保全・活用により，地域のシンボルとして誇りや愛着が持てる特徴的な景観をめざします。

※1 福山城

2018年（平成30年）8月28日，広島県内で初めて福山城天守が景観法第19条に基づく重要景観建造物に指定され，地域の個性ある景観の核として，その維持，保全及び活用が図られている。

※2 日本はきもの博物館，日本郷土玩具博物館

現在の福山市松永はきもの資料館

④ 福山市観光振興基本戦略（2022年度(令和4年度)～2025年度(令和7年度)）

ア 戦略と目標

福山市観光振興基本戦略では、本市の観光をとりまく動向や課題を踏まえ、福山みらい創造ビジョンで示した観光振興に関する「目標とする姿」を実現するため、4つの戦略と3つの視点での観光施策への取り組みが示されています。

1) 戦略

戦略1：観光資源の発掘・磨き上げと発信

○市内に数多くある潜在的な資源をポストコロナに対応した視点で発掘し、それらを新たな観光コンテンツとして磨き上げるとともに、ターゲットに合わせた効果的な方法で情報発信します。また、本市を代表する「鞆の浦・福山城・ばら」を中心とした既存の観光資源の更なる磨き上げにも引き続き取り組みます。

戦略2：周遊しやすい観光の振興

○観光客の滞在時間の延伸につながるよう、これまで実施してきた市内周遊を促進する取組を加速させるとともに、市内の各地域に潜在する観光資源に着目することで、更なる周遊を促す仕組みづくりを行います。また、備後圏域・瀬戸内圏域の交通の結節点である強みを生かし、市内にとどまらず、圏域での観光振興に取り組みます。

戦略3：MICEの推進

○本市では、「福山市 MICE 戦略」を基に産業 MICE・エリア MICE を推進しています。MICE は、宿泊や飲食、交通など複数の分野への経済波及効果が期待されます。そのため、産学官が一体となった MICE 誘致に取り組みます。

戦略4：観光客の受入環境の向上

○世界バラ会議福山大会に向け、増加が予想される国内外からの観光客が「安心・安全・快適」に過ごせるよう、受入環境の整備を進めます。また、福山を訪れた人の満足度が高まるよう、おもてなしに関わる人材の育成に加え、市民一人ひとりが情報発信を行えるようシビックプライドの醸成に取り組みます。

2) 視点

視点1：持続可能な観光

○観光によって得られた経済的・社会的な効果が、地域と資源に還元され、さらなる投資を生み出す好循環を構築することで、それらの持続可能性を高めます。

○地域に引き継がれてきた生活、自然、文化等の「体験」「学び」を通じた交流により、地域の新たな活力を創出します。

視点2：観光のデジタル化

○新型コロナウイルスの感染拡大によって、デジタル化の遅れが社会課題として顕在化しました。

○観光においても、デジタル技術を用いた受入環境の向上やビジネスモデルの変革は、重要な視点です。

視点3：感染症対策

○新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中でも観光振興を推進するためには、観光客と地域の安心・安全は欠かせません。

○密を避ける・接触機会を減らすなど、感染症対策の徹底が重要な視点となります。

(3) 広島県文化財保存活用大綱

広島県文化財保存活用大綱は、文化財保護法第183条の2第1項の規定による法定計画であり、2021年（令和3年）3月に策定されています。

この大綱は、文化財に係る広島県の「めざす将来像」の実現に向けた基本的な方向性や取組方針です。また、本大綱は、広島県が広島県域の所有者、保持者、保持団体、管理責任者、管理団体その他関係者とともに関係者とともに各種取組を進める上での指針となります。

めざすべき将来像に、「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。」を掲げ、その実現に向けて行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、防災・災害発生時の対応、その他の県の取組、文化財の保存・活用の推進体制について記載されています。

文化財の保存・活用を図るために講ずる措置では「1 文化財所有者等への支援の充実を図る。」、「2 文化財の調査と把握に努め、指定その他の保護措置を図る。」、「3 文化財の新たな活用策を積極的に推進する。」、「4 情報発信と普及啓発の充実を図る。」、「5 広域的な取組を積極的に推進する。」、「6 市町に対する支援を積極的に推進する。」、「7 県民を対象とする人材育成と資質向上の取組を推進する。」があげられています。

大綱の中で福山市に関しては、県指定文化財の総数及び面積当たりの件数が多いこと、埋蔵文化財（集落遺跡）では県内では神辺平野のみに確認されている「大宮遺跡」等の環濠集落、瀬戸内海沿岸に栄えた「草戸千軒町遺跡」（港湾都市）、重要伝統的建造物群保存地区（鞆地区）、「廉塾ならびに菅茶山旧宅」、土木遺産である「福山藩の砂留」、備後い草園などの存在が示されています。

3 計画期間

本計画の計画期間は、2024年度(令和6年度)～2033年度(令和15年度)の10年間とします。この計画期間を前期(2年間)、中期(5年間)、後期(3年間)に分け、措置を設定し事業を展開することとします。

この期間の過程では、福山みらい創造ビジョン(計画期間：2021年度(令和3年度)～2025年度(令和7年度))の次期計画の策定があると想定されます。このため、前期を2年間とし、福山みらい創造ビジョンの改定に合わせ、上位計画と一体的に措置等の点検・検証を行い、ビジョンに反映させます。また、次期ビジョン(後期)が策定される段階でも本計画の点検・検証を行います。

また、後期の最終年度においては、本計画に位置づけた措置等の総合的な点検・検証を行い、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の考え方を取り入れ、福山みらい創造ビジョンとの整合を図りつつ、改定作業を行い次の計画につなげます。

さらに、それら以外の年度においても、原則、毎年度、本計画の実施状況等の点検を行い、必要に応じて本計画の見直しに柔軟に対応します。

なお、計画期間の変更、措置の大幅な変更を行う場合などには、文化庁長官による変更の認定を受けるものとします。また、それ以外の軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について、広島県と文化庁に報告を行うこととします。

表1 本計画の計画期間(福山みらい創造ビジョンとの関係)

| 期間 計画 | 2024年度 (R6) | 2025年度 (R7) | 2026年度 (R8) | 2027年度 (R9) | 2028年度 (R10) | 2029年度 (R11) | 2030年度 (R12) | 2031年度 (R13) | 2032年度 (R14) | 2033年度 (R15) | |
|------------------------|---------------------|----------------|----------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 上位計画 | 次期ビジョン | | | | | | | | | | |
| 福山みらい 創造ビジョン | 改定作業 | | 上位計画の反映 | | | | | 改定作業 | | 上位計画の反映 | |
| 福山市文化財 保存活用地域 計画 | 2024年度～2033年度(10年間) | | | | | | | | | | |
| | 前期(2年間) | | 中期(5年間) | | | | | 後期(3年間) | | | |
| | 点検・検証 | | (破線:原則、毎年度、実施状況等を点検) | | | | | 点検・検証 | | 改定作業 | |

4 作成体制と経過

(1) 福山市文化財保存活用地域計画の作成体制

本計画は、福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課が事務局となり、関係する調査及び作業等を行うとともに、学識経験者等で構成する「福山市文化財保存活用地域計画策定検討委員会」(以下「委員会」といいます。)で検討し、「福山市文化財保護審議会」(以下「保護審議会」といいます。)での意見聴取を経て作成しました。また、作成過程においては、庁内関係部署との調整・連携を行いました。

福山市文化財保存活用地域計画策定検討委員名簿

【選任期間】2023年(令和5年)2月10日から計画の作成が完了した日まで

| 名前 | 役職等 | 分野 |
|--------------------------------|-------------------------|-------------|
| 井原 縁 <small>いはら ゆかり</small> | 奈良県立大学教授 | 景観 |
| 小林 仁志 <small>こばやし ひとし</small> | 福山商工会議所専務理事 | 経済・経営 |
| 菅 優子 <small>すが ゆうこ</small> | 福山市 MICE 誘致ディレクター | MICE 地域資源活用 |
| 徳岡 旭 <small>とくおか あきら</small> | 一般社団法人福山青年会議所理事長 | 経済・経営 |
| 西 正尚 <small>にし まさなお</small> | 公益財団法人福山観光コンベンション協会専務理事 | 観光 |
| 柳川 真由美 <small>やながわ まゆみ</small> | 福山大学准教授 | 歴史 |
| 八幡 浩二 <small>やはた こうじ</small> | 福山市立大学教授 | 史跡・埋蔵文化財 |

(五十音順, 敬称略)

【オブザーバー】

伊藤 雅哉 広島県教育委員会管理部文化財課 課長代理(2022年度(令和4年度))
永井 敬久 広島県教育委員会管理部文化財課 文化財保護係長
(2023年度(令和5年度))

【文化財保存活用地域計画作成のためのアドバイザー】

上杉 和央 京都府立大学文学部准教授

【事務局】

岩本 信一郎 福山市経済環境局文化観光振興部長
高松 秀幸 福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課文化財担当課長
(2023年度(令和5年度))
内田 実 福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課主幹
(2022年度(令和4年度))
榎 拓敏 福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課文化財担当次長
野村 友規 福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課主事
藤田 綾乃 福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課主事

福山市文化財保護審議会委員名簿

【委嘱期間】 2022年(令和4年)7月1日から2024年(令和6年)6月30日まで

| 名前 | 分野 | 役職等 |
|--------------------|-------------------|--------------------------|
| いしぐち きたし 石口 智志 | 文化財保護 | 福山市議会議員〔福山市議会推薦〕 |
| えづら つぐと 江面 嗣人 | 日本建築史・文化財修復・町並み保存 | 岡山理科大学建築歴史文化研究センター長・特担教授 |
| おおしま やすこ 大島 泰子 | 民俗・伝統文化 | 能楽研究家 |
| おなが せいご 尾多賀 晴悟 | 民俗 | 福山市文化財協会推薦 |
| かなお こうせい 鐘尾 光世 | 歴史・美術工芸 | 前 福山城博物館館長 |
| こばやし まこと 小林 實 | 文化財保護 | 福山文化連盟推薦 |
| さとう あきつぐ 佐藤 昭嗣 | 史跡・埋蔵文化財 | 元岡山商科大学教授 |
| さわだ ゆうき 澤田 結基 | 自然地理・地質 | 福山市立大学教授 |
| はまだ あきら 濱田 宣 | 仏教美術 | 徳島文理大学教授 |
| みやもと すみいつ 宮本 住逸 | 歴史・民俗・古文書 | 米スタンフォード大学客員教授 |
| むらかみ さちひろ 村上 幸弘 | 植物 | 樹木医 |
| やながわ まゆみ 柳川 真由美 | 歴史 | 福山大学准教授 |
| やはた こうじ 八幡 浩二 | 史跡・埋蔵文化財 | 福山市立大学教授 |

(五十音順, 敬称略)

(2) 福山市文化財保存活用地域計画の作成経過

福山市文化財保存活用地域計画の作成においては、□回の委員会議、□回の保護審議会を開催し、さらにパブリックコメントを実施しています。

こうした会議等を含め、作成経過を整理すると次のようになります。

表2 福山市文化財保存活用地域計画の作成経過

| 年月日 | 主要事項・内容 | 備考 |
|-------------------------------------|--|-----------------------------|
| 2022年(令和4年) 3月30日(水) | 2021年度(令和3年度)第2回福山市文化財保護審議会 場所:福山市役所本庁舎 東棟3階 小会議室 <内容> 文化財保存活用地域計画の概要について | |
| 9月12日(月)～ 9月26日(月) | 文化財の保存・活用に関するアンケート調査 ・福山市市政モニター制度で実施 <調査対象> ・福山市市政モニター制度に登録している市民 | |
| 9月20日(火) | 2022年度(令和4年度)第1回福山市文化財保護審議会 場所:福山市生涯学習プラザ 4階 大会議室 <内容> 福山市文化財保存活用地域計画について | |
| 2023年(令和5年) 1月17日(火)～ 2月5日(日) | 文化財の保存・活用に関するアンケート調査 ・郵便による調査票の配布・回収 <調査対象(アンケートの種類:2種類)> ・指定等文化財を所有・保持・管理されている方 ・文化財の保存や活用を行っている団体 | ・2023年(令和5年)2月14日(火)到着分まで受付 |
| 3月29日(水) | 第1回福山市文化財保存活用地域計画策定検討委員会議 場所:福山市役所議会議棟 3階 第5委員会室 <内容> (1)文化財保存活用地域計画の概要 (2)福山市文化財保存活用地域計画について (3)文化財保存活用に関するアンケート調査結果 (4)文化財保存活用の課題措置一覧表 | |
| 4月28日(金) | 2023年度(令和5年度)第1回福山市文化財保護審議会 場所:福山市役所 12階 多目的室 <内容> 福山市文化財保存活用地域計画(素案)について | |
| 7月7日(金) | 第2回福山市文化財保存活用地域計画策定検討委員会議 場所:登録有形文化財建造物 福寿会館洋館 2階 多目的室 <内容> (1)福山市文化財保存活用地域計画(素案)について (2)文化財保存活用の課題措置一覧表 (3)策定スケジュールについて | |
| 9月22日(金) | 2023年度(令和5年度)第2回福山市文化財保護審議会 場所:福山市役所本庁舎 東棟3階 302会議室 <内容> 福山市文化財保存活用地域計画(素案)について | |
| 10月1日(日)～ 10月31日(金) | 福山市文化財保存活用地域計画(素案)に係るパブリックコメント | |

第1章 福山市の概要

第1節 位置・交通条件

1 位置

福山市は、瀬戸内海沿岸のほぼ中央にあたり、広島県南東部に位置する中核市です。北は神石高原町、西は府中市、尾道市、東は岡山県笠岡市、井原市、南は瀬戸内海を隔てて香川県（三豊市、観音寺市）、愛媛県（上島町）と接しています。

主要都市との位置関係（距離）をみると、大阪府大阪市まで約240km、山口県山口市まで約240km、広島市まで約100km、岡山市まで約70km、愛媛県松山市まで約120km、香川県高松市まで約110km、島根県松江市まで約220kmとなっています。

市域は南北45.7km、東西29.5km、面積517.72km²（2021年（令和3年）1月1日現在）です。

平野は、一級河川芦田川とその支流域を中心に形成され、本市の中心部（中心市街地）は芦田川の河口付近に広がる福山平野に位置します。また、市域の南部には瀬戸内海が広がり、田島、横島、走島などが点在し、北部は吉備高原の南西端部の丘陵地・山地などによって構成されています。

また、本市は、隣接する岡山県の井笠地方とも歴史・文化・経済的に結び付きが強く、独自の文化・経済圏を有する備後地域の中核都市となっています。

こうしたことを背景に、福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市は、連携して備後圏域全体の経済成長を牽引し、住民が安心して豊かな暮らしを営むことができる連携中枢都市圏の形成のため、2015年（平成27年）3月、本市を連携中枢都市とする備後圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結しました。



図1-1
福山市の位置

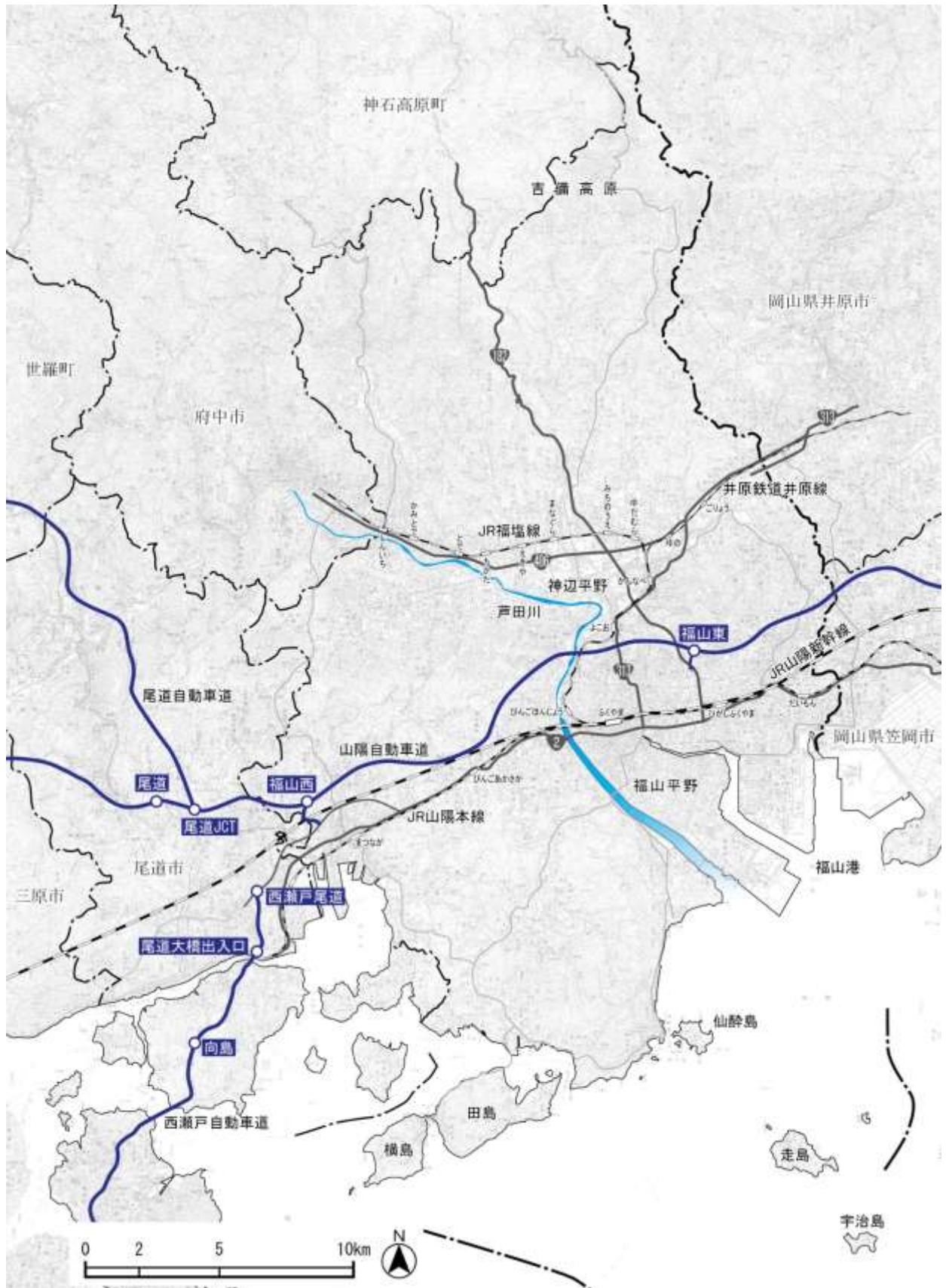


図 1-2 福山市の交通条件

2 交通条件

福山市の交通条件は、自動車で三原市本郷町の広島空港へ約 45 分、岡山県岡山市の岡山空港へ約 50 分と両空港の利用ができ、国内や海外の主要都市へアクセスする上で便利な環境にあります。また、高速道路としては、国道 2 号と平行して山陽自動車道が整備されているほか、四国方面へは西瀬戸自動車道（しまなみ海道）が整備されており、中国・四国地方の交通結節点として利便性が高いといえます。

2015 年(平成 27 年)3 月には、山陽と山陰を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線（やまなみ街道）が全線開通し、中国・四国地方の大半が 3 時間圏域に入るなど、交流拠点性が高まっています。

更に、鉄道網については、臨海部の東西を結ぶ J R 山陽新幹線、J R 山陽本線があり、福山駅からは芦田川を北上する J R 福塩線、神辺駅からは岡山県井原市や総社市方面を結ぶ第三セクターの井原鉄道があります。

バス路線は交通事業者 4 社により市内の各所及び市外とつなぐられ、乗り合いタクシーも運営されています。

加えて、重要港湾である福山港（港湾管理者：広島県）があり、箕島地区・箕沖地区・鞆地区の 3 地区に分かれています。これらのうち鞆地区には走島、仙酔島及び瀬戸内海クルージングの航路があります。また、走島へのフリー航路もあります。なお、箕島地区・箕沖地区には国際港湾施設が立地し、中国地方の港湾輸出入額では水島港（岡山県）に次ぐ規模となっています。



※図中の中国バス、新鉄道、北播バス、井笠バスカンパニーは「路線バス」を示す
 ※「タクシー」は記載を省略している

出典：福山・笠岡地域公共交通網形成計画 2017年(平成29年)3月

図 1-3 対象地域の公共交通体系

第2節 自然環境

1 地形

福山市の北部、西部及び南部には 400～500m級の山々が連なり、主な山としては、標高 611.2mの京ノ上山、545.8mの蛇円山などがあります。その山系を縫って北西から南に貫流する一級河川芦田川及びその水系を中心に神辺平野、福山平野が広がり、市街地などが形成されています。また、市域の南部には瀬戸内海が広がり、田島、横島、走島、仙酔島などが点在しています。隣接する尾道市等の備後灘と比べると島嶼部は限定的ですが、島と海による伸びやかな海域景観を形づくり、景勝地となっています。

主な河川としては、芦田川水系の芦田川とその支流、高梁川水系、藤井川水系、本郷川水系及び羽原川水系の河川が流れています。このうち最大河川である芦田川は、三原市大和町に源を発し、流路延長 86km、流域面積 860km²で上水道用水、工業用水及び農業用水などに利用されています。

※図 1-4 を参照

2 地質

福山市の地質^{*1}は、大きくは平野部の堆積岩（砂岩、粘板岩等）とその他（干拓地、埋立地、盛土）、山地部・丘陵部の多くを占める火成岩（花崗岩）などから構成される。

また、山地部・丘陵部では隆起したことを示す古生代ペルム紀等の堆積岩もみられ、南西部の沼隈半島では付加体^{*2}も、その区域の半分程度を占めている。

こうした中で、矢川のクリッペ、上原谷石灰岩巨大礫、仙酔島の海食洞、仙酔層と岩脈、福山衝上断層（奈良津・蔵王城山露頭）の 5 件が、広島県指定の天然記念物となっています。

※図 1-5 を参照



上原谷石灰岩巨大礫（山野町）



福山衝上断層 蔵王城山露頭（蔵王町）

※1 地質

地質とは、表層の軟らかい地層より深い岩盤・地層、山岳地等の露出した岩盤・岩石の性質・状態などを指す。

※2 付加体

海洋プレートが海溝で大陸プレートの下に沈み込む際に、海洋プレートの上の堆積物がはぎ取られ、陸側に付加したものの。

3 植生

福山市の植生は、平地部等の市街地・農耕地を除くと、その多くは二次林で占められており、山地部・丘陵部の一部では二次草原、北部の一部では自然林もみられます。また、現地調査からは、芦田川河川敷には自然度の高い草原が確認できます。

重要な植生としては、アオイカズラ、シロヤマブキ等の貴重な植物が生育する山野峡の峡谷植生、原生林若しくはそれに近い自然林を構成する藤尾峡谷の峡谷植生、千田町のオニバス群落、松永湾の塩生植物群落、当木島・釜戸岬の海岸林（環境省により特定植物群落に指定）、重要な巨樹・巨木林として賀茂神社のケヤキなどがあります。また、福泉寺のカヤや箕島のラカンマキなどが広島県天然記念物又は福山市天然記念物（植物）に指定され、市街化区域とその周辺では良好な緑の環境を確保し美観風致を維持するため、福山市みどりのまちづくり条例に基づき樹木49本、樹林5箇所が保護樹木・樹林として指定されています。

さらに、「緑の基本計画現況調査業務」（2008年度（平成20年度））によると、本市の樹林地、人工草地、自然草地、農地、水辺地の「緑被」は、市全域で37,733.37ha（72.8%）、都市計画区域で20,476.1ha（61.1%）、市街化区域で1,530.4ha（15.8%）となっており、それぞれ山地や丘陵地の樹林地と田畑等の農地が緑被の大部分を占めています。

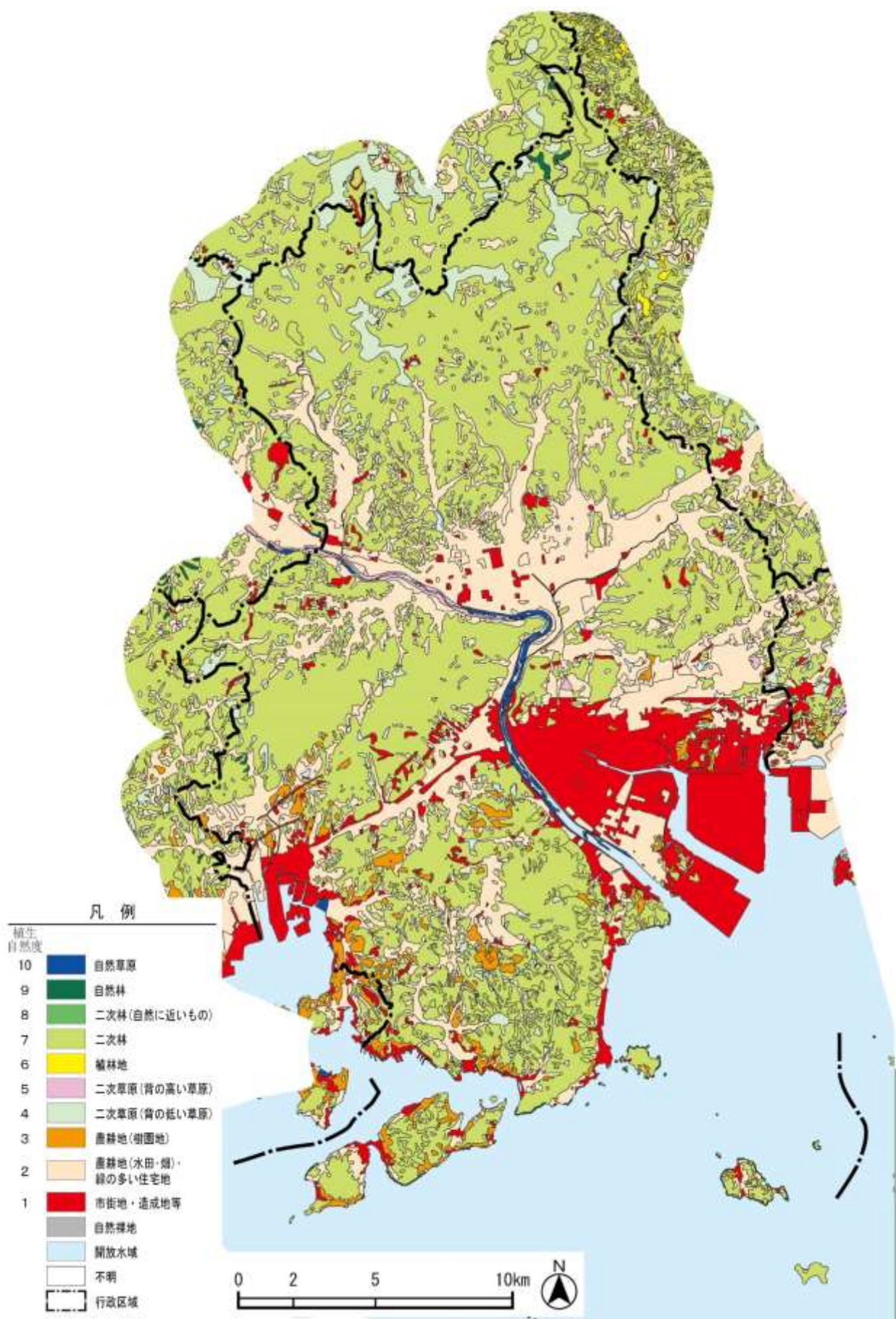
市街化区域で最も多い緑被は農地、次いで樹林地となっており、その他の区域では、樹林地が最も多く、次いで農地となっています。



県指定の福泉寺のカヤ（山野町 福泉寺）



市指定の箕島のラカンマキ（箕島町）



※環境省の生物多様性情報システム「1/5万現存植生図(第2～5回調査)」をベースに加筆, 修正

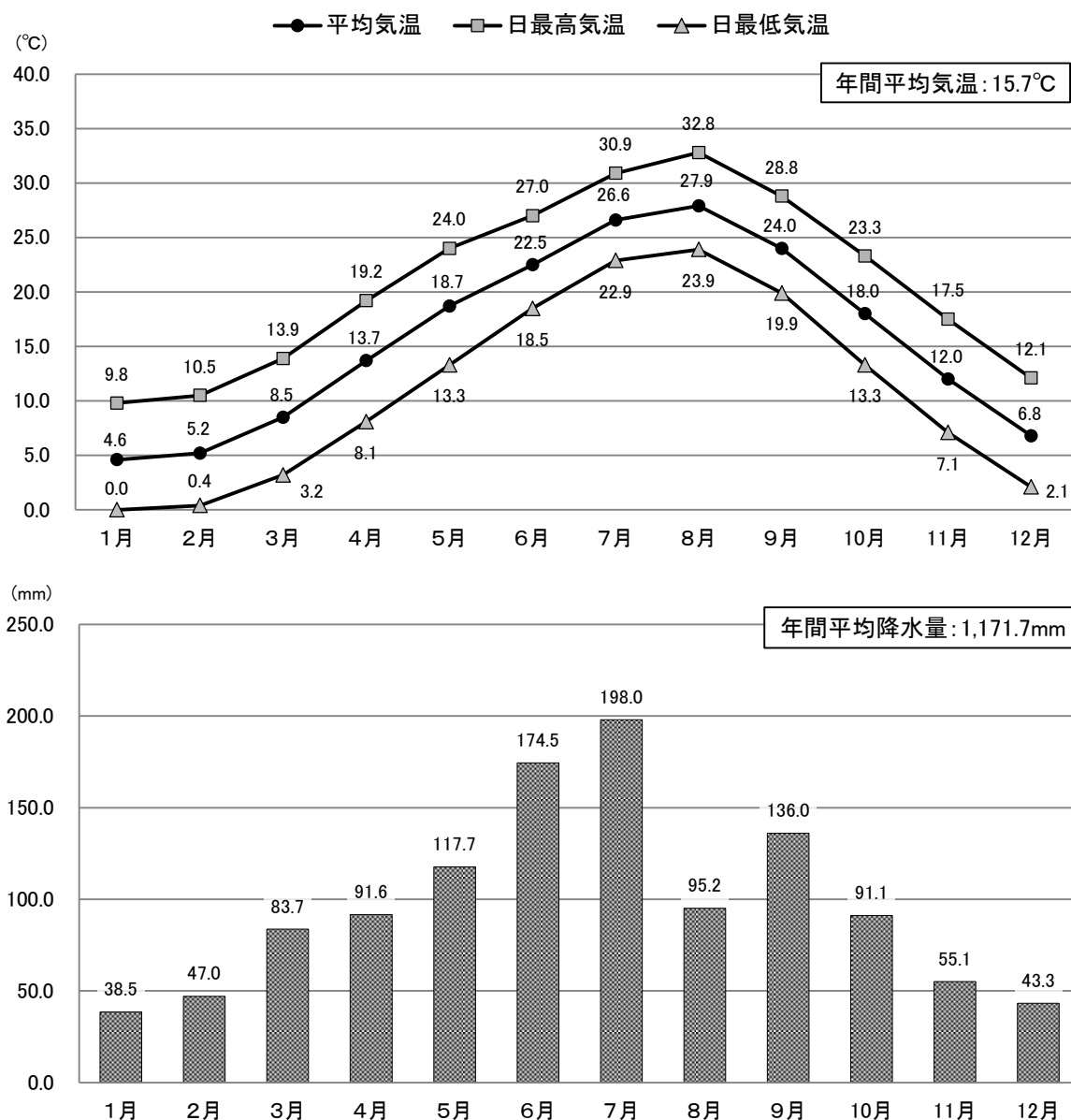
図 1-6 福山市の植生自然度

4 気候

福山市は典型的な瀬戸内海式気候であり、年間を通じて穏やかな晴天が多く、温暖な気候となっています。また、場所による気温差は大きく、南部での積雪は極めて希であるが、北部では積雪があります。

日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.28℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています(気象庁)。

本市の平均気温も、日本の他の観測地点と同様、1990年(平成2年)頃から上昇傾向にあります。1980年代までは(データは1942年(昭和17年)以降)平均気温は概ね14~15℃で推移し、16℃に達することはありませんでした。しかし、1990年(平成2年)に初めて16℃を超え(16.1℃)、その後は16℃を軸に推移しています。



資料：気象庁HP（福山）
※30年間の平均（1991年～2020年）

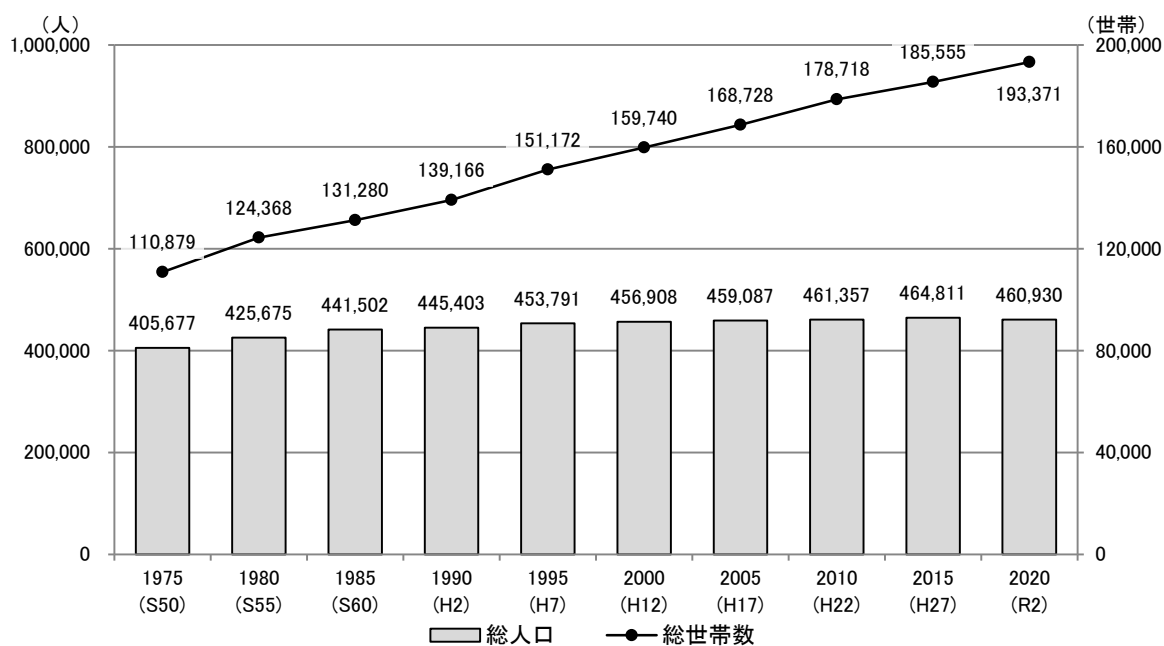
図1-7 福山市の気候

第3節 社会環境

1 人口

福山市の人口は、2020年（令和2年）の国勢調査で460,930人であり、1940年（昭和15年）以来の減少となりました。また、住民基本台帳における人口は、2023年（令和5年）5月末で46万人を割り込む状況となっています。

世帯数についても一貫して増加していますが、近年は人口が停滞していることから、1世帯当たり人員は減少しています。



資料：総務省「国勢調査」

図 1-8 福山市の人口・世帯数の推移

2 産業

福山市の産業を就業者数（国勢調査）からみると、2020年（令和2年）において第3次産業が136,438人（全体の64.3%）、第2次産業が64,490人（同30.4%）、第1次産業が3,059人（同1.4%）となり、第3次産業、第2次産業が中心となっている。

就業者数の推移（2015年（平成27年）～2020年（令和2年））をみると、5年間で1,312人、率にして0.6%とわずかながら減少している。産業別にみると、第3次産業は2,321人増加しているが、第1次及び第2次産業では減少している。

表 1-1 福山市の産業別就業者数

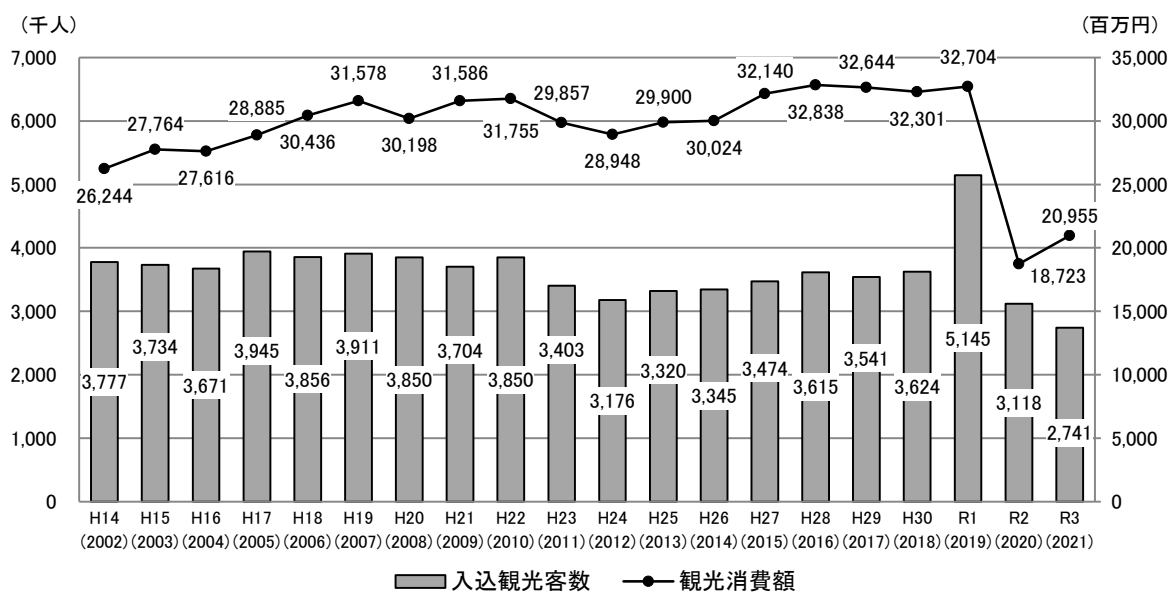
| 産業分類 | | 2015年(平成27年) | | | | 2020年(令和2年) | | | |
|--------------------|---------------------|--------------|--------|---------|--------|-------------|--------|---------|--------|
| | | 就業者数(人) | 構成比(%) | 合計(人) | 構成比(%) | 就業者数(人) | 構成比(%) | 合計(人) | 構成比(%) |
| 第1次産業 | A 農業、林業 | 3,137 | 1.5 | 3,365 | 1.6 | 2,894 | 1.4 | 3,059 | 1.4 |
| | (うち農業) | 3,075 | | | | 2,833 | | | |
| | B 漁業 | 228 | 0.1 | | | 165 | 0.1 | | |
| 第2次産業 | C 鉱業、採石業、砂利採取業 | 39 | 0.0 | 66,376 | 31.1 | 29 | 0.0 | 64,490 | 30.4 |
| | D 建設業 | 16,736 | 7.8 | | | 16,906 | 8.0 | | |
| | E 製造業 | 49,601 | 23.2 | | | 47,555 | 22.4 | | |
| 第3次産業 | F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 833 | 0.4 | 134,117 | 62.8 | 719 | 0.3 | 136,438 | 64.3 |
| | G 情報通信業 | 2,108 | 1.0 | | | 2,052 | 1.0 | | |
| | H 運輸業、郵便業 | 11,905 | 5.6 | | | 12,146 | 5.7 | | |
| | I 卸売業、小売業 | 35,327 | 16.6 | | | 34,894 | 16.4 | | |
| | J 金融業、保険業 | 3,827 | 1.8 | | | 3,777 | 1.8 | | |
| | K 不動産業、物品賃貸業 | 2,884 | 1.4 | | | 3,062 | 1.4 | | |
| | L 学術研究、専門・技術サービス業 | 5,048 | 2.4 | | | 5,645 | 2.7 | | |
| | M 宿泊業、飲食サービス業 | 10,308 | 4.8 | | | 9,826 | 4.6 | | |
| | N 生活関連サービス業、娯楽業 | 7,328 | 3.4 | | | 6,865 | 3.2 | | |
| | O 教育、学習支援業 | 8,660 | 4.1 | | | 9,904 | 4.7 | | |
| | P 医療、福祉 | 28,033 | 13.1 | | | 29,801 | 14.0 | | |
| | Q 複合サービス事業 | 1,787 | 0.8 | | | 1,623 | 0.8 | | |
| | R サービス業(他に分類されないもの) | 11,284 | 5.3 | | | 11,590 | 5.5 | | |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 4,785 | 2.2 | 4,534 | 2.1 | | | | | |
| - T 分類不能の産業 | 9,594 | 4.5 | 9,594 | 4.5 | 8,153 | 3.8 | 8,153 | 3.8 | |
| 合計 | | 213,452 | 100.0 | 213,452 | 100.0 | 212,140 | 100.0 | 212,140 | 100.0 |

資料：国勢調査

3 入込観光客の推移

福山市の入込観光客数を最近 20 年間（2002 年(平成 14 年)以降）で見ると、2012 年(平成 24 年)にかけて停滞・減少傾向が続きましたが、その後はやや増加傾向にあり、2019 年(令和元年)には前年より約 152 万多い 515 万人に達しました。しかし、2020 年(令和 2 年)には新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少し、2021 年(令和 3 年)も停滞したままです。

観光消費額については、2007 年(平成 19 年)にかけて増加し、その後は横ばい傾向にありましたが、2020 年(令和 2 年)・2021 年(令和 3 年)と上記同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受けています。



資料：広島県「広島県観光客数の動向」

図 1-9 入込観光客数及び観光消費額の推移

4 博物館・資料館等

■公共施設

福山市における公立の歴史文化関係の博物館・資料館等は 23 施設あり、そのうち 1 施設は県立、その他の 22 施設は市立です（福山城博物館附属鏡櫓文書館は、福山城博物館に含む）。

県または市で運営しているのが広島県立歴史博物館と福山市しんいち歴史民俗博物館、福山市あしな文化財センター、福山市人権平和資料館、福山市生涯学習プラザ歴史資料室、福山市ぬまくま交流館（山本瀧之助記念室）、福山市うつみ市民交流センター（歴史民俗資料展示室）、福山市沼隈民俗資料収蔵庫、鞆の津の商家の 9 施設、指定管理者制度を利用しているのが 9 施設です。福山市田尻民俗資料収蔵庫・山野民俗資料収蔵庫、葛原邸は、地元の団体が市から施設を借りて運営し、福山市松永はきもの資料館は、市と地元団体が協働で運営しています。2022 年（令和 4 年）に開館した福山市鞆町町並み保存拠点施設は、市と地元団体、委託業者で運営しています。

博物館・資料館等の場所は、8 施設が J R 福山駅周辺にあり、それ以外は神辺町・鞆町、沼隈町に 3 施設、松永町、内海町、新市町、田尻町、山野町にそれぞれ 1 施設が立地しています。

分野別では歴史・民俗が 19 施設、美術・書道が 2 施設、文学が 1 施設、人権が 1 施設です。

これら施設の概要は、下表の通りです。

表 1-2 公共の博物館・資料館等

(1/2)

| No. | 施設名 | 施設設置者 | 運営 | 概要 |
|-----|---------------------------|-------|-----------|--|
| 1 | 広島県立歴史博物館 | 県 | 県 | 中世の港町として知られている草戸千軒町遺跡の調査・研究を行うとともに、当遺跡の町並みを実物大で再現したものや国の重要文化財に指定されている出土品を展示公開。 |
| 2 | 福山市しんいち歴史民俗博物館 | 市 | 市 | 福山市北西部地域の文化財及び「備後緋」の保存と活用に取り組んでいる。 |
| 3 | 福山市あしな文化財センター | 市 | 市 | 福山市北西部地域の埋蔵文化財の調査・研究と収集した文化財の収蔵・展示を行っている。 |
| 4 | 福山市松永はきもの資料館 | 市 | 市 地元団体 | 日本はきもの博物館・日本郷土玩具博物館から引き継いだ資料や松永地域の産業を支えた下駄・藪草・塩の生産関連資料を収蔵・展示。 |
| 5 | 福山市人権平和資料館 | 市 | 市 | 福山空襲や戦時下の暮らし、部落の歴史と解放のあゆみ等について展示。 |
| 6 | 福山市生涯学習プラザ歴史資料室 | 市 | 市 | 福山市に関する歴史的文書を収集・保存するとともに、調査・研究、展示を行っている。 |
| 7 | 福山市沼隈民俗資料収蔵庫 | 市 | 市 | 藪草関係の資料をはじめ、沼隈町の生活を物語る民俗資料を収蔵・展示。 |
| 8 | 福山市ぬまくま交流館（山本瀧之助記念室） | 市 | 市 | 郷土沼隈を拠点にその生涯を青年教育に捧げた社会教育家で、青年団活動の創始者の一人である山本瀧之助に関する資料を展示。 |
| 9 | 福山市田尻民俗資料収蔵庫 | 市 | 地元団体 | 内海沿岸の庶民生活史を物語る「田尻民俗資料（広島県有形民俗文化財）」を展示。 |
| 10 | 福山市うつみ市民交流センター（歴史民俗資料展示室） | 市 | 市 | 船の模型や漁具をはじめ、内海町の歴史民俗資料を展示。 |

表 1-2 公共の博物館・資料館等

(2/2)

| No. | 施設名 | 施設設置者 | 運営 | 概要 |
|-----|-----------------|-------|-------------------|---|
| 11 | 福山市山野民俗資料収蔵庫 | 市 | 地元団体 | 山樵・養蚕・川漁・運搬等の用具などを含む「山野民俗資料（福山市有形民俗文化財）」を展示。建物は国の登録有形文化財（福山市旧山野村役場）。 |
| 12 | 鞆の津の商家 | 市 | 市 | 鞆の典型的な町家として市重要文化財に指定。主屋は江戸時代末期、土蔵は明治時代の建築。内部には当時の商売道具や箆笥などの調度品が展示されている。 |
| 13 | 福山市鞆町町並み保存拠点施設 | 市 | 市 地元団体 委託業者 | 町並み保存の推進と地域住民と来訪者の交流や観光の周遊拠点となる施設。町並み保存や空き家の利活用に関する相談窓口を備えるとともに、伝統的建造物の修理方法や鞆町の無形民俗文化財、日本遺産などを展示。 |
| 14 | 葛原邸 | 市 | 地元団体 | 教育者・童謡作家である葛原しげる及びその祖父で琴の名手であった葛原勾当に関する資料の展示や普及活動に取り組んでいる。 |
| 15 | 福山城博物館・鏡櫓文書館 | 市 | 指定 管理者 | 2022年（令和4年）に迎えた福山城築城400年にあわせて大規模リニューアルを実施。福山城と福山藩の歴史に関する資料を収蔵・展示。また、鏡櫓文書館では市内の文書の収蔵・展示・調査を行っている。 |
| 16 | ふくやま美術館 | 市 | 指定 管理者 | イタリアを中心とした20世紀ヨーロッパの美術、郷土ゆかりの作家の作品、日本の近・現代美術を展示。 |
| 17 | ふくやま文学館 | 市 | 指定 管理者 | 福山市出身の作家・井伏鱒二を中心に、福原隣太郎、小山祐士、木下夕爾など、郷土ゆかりの文学者の作品や資料を展示。 |
| 18 | 福山市福寿会館 | 市 | 指定 管理者 | 貸会議室や貸茶室として使われている。 |
| 19 | ふくやま書道美術館 | 市 | 指定 管理者 | 福山市出身の栗原蘆水の中国や日本の風景を描いた書画、筆墨硯紙などの文房四宝を収蔵・展示。 |
| 20 | 菅茶山記念館 | 市 | 指定 管理者 | 江戸時代後期の菅茶山（儒学者）の漢詩や日本画家の金島桂華・猪原大華などの作品を収蔵・展示。 |
| 21 | 福山市神辺歴史民俗資料館 | 市 | 指定 管理者 | 神辺地域の古代から現代に至る文化財・歴史資料を収蔵・展示。 |
| 22 | 福山市鞆の浦歴史民俗資料館 | 市 | 指定 管理者 | 鯛網、鍛冶、保命酒、祭りと神事など、鞆を中心とした瀬戸内の歴史文化に関する資料を収蔵・展示。 |
| 23 | 福山市ぬまくま文化館（枝広邸） | 市 | 指定 管理者 | 幕末から三代続いた医家、枝広家の邸宅。貸会議室や貸茶室として使われている。 |

■民間施設

民間の博物館・資料館等としては次の7施設があり、芸術、工芸、機械、平和、歴史など、それぞれに特色ある施設が公開・運営されています。

- ・国際聚蔵館（日本の伝統工芸品や美術品などを展示する資料館。藍染の資料室など）
- ・福山自動車時計博物館（クラシックカーと時計（掛け時計、置き時計）を中心に展示）
- ・ホロコースト記念館（「ホロコースト」（ナチスによる大虐殺）に関する資料の展示。子たちの学びの場）
- ・いろは丸展示館（鞆沖で沈んだ「いろは丸」の引き揚げ物、龍馬のかくれ部屋、沈没状況のジオラマ等を展示。江戸期に建てられた「大蔵」と呼ばれている建物の中に展示）
- ・貝原歴史資料館（「カイハラ」の歴史や備後緋の製造技術などに関する展示）
- ・中川美術館（中国現代絵画を中心に、中国陶磁器や硯、書などの美術工芸品も展示）

- しぶや美術館（小林和作の作品（絵画）を中心に、備後にゆかりのある作家の作品を幅広く展示。陶芸教室をはじめ様々な文化教室が開かれている。本館は日本家屋を改修）
- 入江保命酒資料館（保命酒の醸造道具や徳利などを展示）



図 1-10 福山市の博物館・資料館等の立地状況

第4節 歴史的環境

1 福山市の歴史概況

【旧石器時代】

旧石器時代は寒冷な気候で瀬戸内海も陸続きでした。福山市域の旧石器時代の遺跡は、北部の神辺平野で確認されています。亀山遺跡（神辺町）では約2万年前のナイフ形石器2点が出土し、宮脇石器時代遺跡（新市町・県史跡）では、昭和22年(1947年)に細石刃・細石核などの旧石器時代から縄文時代への過渡期を示す遺物が採集され、当時、国内で最も早く細石器文化が確認された遺跡として注目されました。

現在、広島県内では、主に県北の三次・庄原市域、県中央の東広島市域で旧石器時代の遺跡が確認されていますが、福山にも数万年前の早い時期から人々が生活を営んでいたことがうかがえます。

【縄文時代】

縄文時代が始まる頃には寒冷な気候から次第に温暖な気候へと変化し、海面が上昇した結果、瀬戸内海が形成され、内陸部まで海水が入り込んでいたと考えられています。福山湾岸や松永湾岸の沿岸部では縄文時代の遺跡が多く確認されており、当時の海岸線を推測することができます。

福山湾岸では、洗谷貝塚・浜貝塚（水呑町）、大門貝塚（大門町）、木之庄貝塚（木之庄町）などが確認されています。特に注目されるのは、洗谷貝塚の後期の集積遺構から見つかった香川県坂出市金山産サヌカイトで、この石材は船で運ばれ洗谷に一度集積された後、内陸部の御領遺跡などに運ばれたと考えられます。縄文時代に他地域と広域的な交易があったことを示しています。松永湾岸では早期～晩期の貝塚である馬取遺跡（県史跡）、県内唯一の土偶を出土した下迫貝塚（以上柳津町）などが確認されています。

また、同じ内陸部では、宮脇石器時代遺跡（県史跡）・芋平遺跡（新市町）、御領遺跡・大宮遺跡（神辺町）などが確認されています。特に御領遺跡では、住居跡とともに打製石斧や注口土器が出土しており、後期・晩期には大規模な集落が成立していたと想定されます。

これらの遺跡では、気候の温暖化により豊富となった海や山の幸を漁労・狩猟・採集といった多様な方法で収穫し、次第に人口が増加していったと考えられます。

【弥生時代】

弥生時代になると中国大陸や朝鮮半島から北部九州に伝わった水稻耕作文化が日本列島各地へ広がりました。瀬戸内海もその重要な伝播ルートのひとつと考えられ、瀬戸内海沿岸の沖積平野では初期の農耕集落遺跡が多く見つかっています。

福山市域では、県内最大の沖積平野である神辺平野で、亀山弥生式遺跡（県史跡）・御領遺跡・大宮遺跡（神辺町）が環濠を持つ前期から中期の拠点集落として確認されています。中期以降には丘陵上にも大規模集落が形成されるようになり、石鎚権現遺跡・手坊谷遺跡（駅家町）、神谷川弥生式遺跡（新市町・県史跡）などが確認されています。

弥生時代には神辺平野の大部分は湿地帯で形成されていました。人々は生活に適した場所を求め、小河川沿いの小高い堤防上や丘陵部で集落を営み、湿地帯を利用して稲作を行いながら生活の場を更に広げていったと考えられます。

また、青銅器の出土が多いことも注目されます。熊ヶ峰遺跡（熊野町）、夫婦岩遺跡（沼

隈町)からは平形銅剣(いずれも県重文)、大迫遺跡(郷分町)からは中細形銅剣(市重文)、ザブ遺跡(津之郷町)、加屋遺跡(赤坂町)、大宮遺跡(神辺町)、井上遺跡(加茂町)、城山A遺跡(新市町)からは銅鏃、津之郷小学校門脇の防火用水の造成中に貨泉(市重文)が見つかっています。江戸時代の福山藩儒菅茶山は、神村町でみつかった銅鐸の拓本を残しています。

この中には北部九州や畿内で製作されたと考えられるものや中国由来の貨泉があることに加え、市内の遺跡からは他地域の弥生土器もみつかっており、弥生時代には福山地域が瀬戸内海における人やモノの交流拠点であったことが分かります。

【古墳時代】

弥生時代に引き続き、主に神辺平野を中心に遺跡が分布します。主な前期古墳として、三角縁五神四獣鏡と短冊形鉄斧(いずれも県重文)を出土した潮崎山古墳(新市町)、前期の備後南部では最大の前方後円墳(推定60m)である尾ノ上古墳(加茂町)があります。尾ノ上古墳はその規模と出土遺物から、いち早く畿内政権と結びついた地域の盟主的な首長の墳墓と考えられています。

中期には神辺平野を中心に小規模な古墳の築造が認められ、代表的なものに亀山第1号古墳(神辺町)があります。しかし、神辺平野ではこの他に中期の大型古墳は確認されておらず、吉備中枢部から築造規制を受けていた可能性が指摘されています。

後期になると備後南部にも横穴式石室が導入され、神辺平野では巨石を用いた大型横穴式石室をもつ特徴的な古墳が築造されました。6世紀末～7世紀初頭には西日本最後の前方後円墳と考えられる二子塚古墳(駅家町・国史跡)が築造され、兵庫県産の竜山石製の石棺や双龍環頭柄頭などの遺物から、畿内政権が吉備勢力を牽制するために、再び福山地域の首長と結びつきを強くした結果であると考えられています。畿内政権の影響は、畿内に特徴的な切石を用いた終末期古墳が福山市域で7世紀後半まで築造され続けたことにも現れています。

畿内政権にとって対立する吉備勢力の西に位置する備後地域は、地政学的に非常に重要な地域であり、このような特徴的な古墳文化が展開されました。市内の古墳や出土遺物の状況から当初、吉備首長層の支配を受けていた備後南部地域の首長たちは次第に吉備社会から自立していき、畿内政権との結びつきを強めていったことがうかがえます。

【飛鳥・奈良・平安時代】

7世紀になり日本でも律令制国家の形成が始まり、吉備勢力の解体はますます進みます。吉備勢力は備前(後に美作国に分割)・備中・備後国に分割され、現在の福山市域を含む備後国が誕生しました。我が国最初の律・令である大宝律令(大宝元年(701年))が施行されると、地方行政区画として国・郡・里が設置され、福山市域は安那郡・品治郡・沼隈郡・深津郡に含まれました。政治の中心となる備後国府は府中市に置かれ、地方統治のため豪族に代わり、国司・郡司が任命され、律令に基づく官僚的な統治機構が整備されました。

奈良時代になると本格的な都である平城京がつけられ、官道として都の置かれた奈良を中心に五畿七道が整備されました。福山市域には都から太宰府を結ぶ大路である古代山陽道と連絡施設として「駅家」が整備されました。備後国では、安那・品治・芦田・者度など計5か所(1駅は名称不明)が置かれ、このうち品治駅は発掘調査によって最明寺跡(駅家町)と推定されています。また、古代山陽道沿いには新羅様式の瓦を伝える中谷廃寺跡(神辺町・市史跡)や備後国分寺跡・小山池廃寺跡(神辺町)、慶徳廃寺跡(新市町)など多くの

古代寺院跡が確認されており、仏教文化が早くから伝えられていたことがうかがえます。

平安時代の 10 世紀には律令制度が次第に崩れ、莊園と呼ばれる貴族や有力社寺の私有地が増加し、独自の経済活動をする者が現れました。また、海上交通の発達に伴って海賊が横行し、取締をするために武装集団が組織されました。その中で平氏が台頭しますが源平合戦に敗れ、源氏を中心とする武士の時代に突入します。瀬戸内海に面した鞆や沼隈町には源平合戦の伝承が今も伝わっています。

古代の瀬戸内海では海上交通が発達し、瀬戸内海の東西の潮流の分岐点に位置する鞆は、潮待ちの港として利用されました。また、福山湾岸には国府津として、津之郷・奈良津・吉津・深津などの多くの港町が形成され、このうち、深津には海蔵寺（史跡宮の前廃寺跡）、津之郷には和光寺（現在の田辺寺）など港のランドマークとなる大寺院が建立されました。

【鎌倉・室町時代】

武士の時代である鎌倉時代に入ると、備後国にも守護・地頭が設置されました。備後国守護には鎌倉幕府の有力御家人であった長井氏が任命され、備後南部に広く所領を持っていたと考えられています。

南北朝時代には北朝軍と南朝軍が鞆の小松寺・大可島に拠点を置いて戦いました。また、貞和 5 年(1349 年)には短期間ではありますが、足利尊氏の子の直冬が中国探題として鞆の大可島城（市史跡）に入り、中国地方 8 か国を統治する拠点にするなど、鞆は軍事上の要衝地となります。なお、当時の守護所は神辺城（神辺町）と推測され、府中の国衙とともに備後地域の二大政治拠点として機能していたと考えられます。

15 世紀中頃になると南北朝の内乱が収束することで政治状況が安定し、各国では守護や国人領主が地域支配を強めていきました。備後国には山名氏が守護として配置され、流通経済にも積極的に関わり、港としての尾道・鞆・田島・鞆江などに直属船を停泊させます。

しかし、応仁の乱（応仁元年(1467 年)～文明 9 年(1477 年)）で山名氏が分裂したため、備後国は安芸国から勢力を伸ばしてきた毛利氏の領国になりました。天正 4 年(1576 年)には、室町幕府最後の将軍足利義昭は織田信長に京都を追われ毛利氏を頼って鞆に下向します。その後、天正 15 年(1587 年)まで備後南東部に滞在しました。中世の鞆の浦は、すでに瀬戸内海を代表する港町のひとつとして発展し、物流と情報の拠点であったことから義昭は鞆に滞在し、備後南東部の各地に伝説を残しています。

中世の支配者は各地域を統治する国人領主の力に支えられ、様々な軍事・経済活動を行いました。備後南部の代表的な国人として、備後東部一帯を拠点とした宮氏、福山湾一帯を拠点とした杉原氏、草戸千軒町遺跡から山田一乗山城（熊野町・市史跡）へ本拠地を移した渡辺氏などがいます。このような国人の活動の痕跡は、市内全域に所在する多くの山城跡や信仰対象となった社寺などに残されています。

また、中世には各地に莊園制が広がり、地元の莊園から莊園領主が所在する都に向けて年貢や生産物を運ぶため海運が発達し、瀬戸内海各地に港町が開かれました。福山市域には長和荘、鞆江荘、坪生荘、勝田荘などがあり、福山湾岸には古代に引き続き港が存在していたと考えられます。草戸千軒町遺跡は鎌倉時代後半～室町時代後半の港町で、発掘調査により手工業や商業・金融業・流通業に従事した人々の実態が明らかになりました。また、明王院（草戸町）の門前町としても栄え、当遺跡の人々が明王院五重塔（国宝）の建立に関係していると考えられています。草戸千軒町遺跡は瀬戸内海航路の拠点港湾である鞆に対して、物資を海から陸へ、また陸から海へ移動させるための地域密着型の中継港湾として位置付けら

れています。

中世の瀬戸内海では、拠点港湾である尾道や鞆を中心に物流のネットワークが構築され、福山湾岸には草戸千軒町遺跡のような地域密着型港湾が成立し、それらが相互に補完し合いながら地域経済を支えていたと考えられます。

【安土桃山・江戸時代】

◎福山藩の誕生

慶長5年(1600年)、徳川家康が関ヶ原の戦いで天下の実権を握ると、山陰・山陽の10か国を領した毛利輝元は、西軍に属したために防長2か国に移封され、安芸国・備後国は福島正則の支配となりました。元和9年(1619年)に福島正則が改易になると、初代福山藩主である水野勝成が備後10万石の領主として入封しました。

勝成は入封後、当時、瀬戸内海の浅瀬に面していた半島の常興寺山を城地と定め、福山城の築城と城下町の建設に着手し、当地を「福山」と命名しました。徳川譜代である勝成は西日本にひしめく外様大名を牽制する西国鎮衛の大役を果たすため、山陽道などの幹線陸路と拠点港鞆がある海路を抑えることができる常興寺山を城地として選定しました。

勝成は城下町の建設とともに藩内の村づくりにも力を注ぎ、河川改修や農業用の溜め池・溝の整備、干拓による新開地の造成、近世山陽道と脇街道の整備などを積極的に推進しました。

また、産業の奨励にも努め、松永塩田の開発、干拓地での綿作、鞆の鉄製品、備後表などの特産品も増産がなされました。加えて、戦国時代に荒廃した社寺を再興するなど、領民の信仰政策にも力を注ぎました。

◎激動の阿部時代

元禄11年(1698年)、水野家が5代で断絶すると、幕府領、松平家の支配を経て、宝永7年(1710年)に阿部家が入封します。18世紀は百姓一揆や芦田川の氾濫、大旱魃などの自然災害が多発した苦難の時代でしたが、困難を乗り越えるために民間の活力や優秀な人材を登用し、同時に種々の技術の向上を促しました。また、そうした流れの中で人材育成の重要性が認識され、教育の間口が藩士から庶民にまで広がりました。天明6年(1786年)には藩校弘道館が開設され、藩内には庶民向けの寺子屋もつくられました。神辺宿で生まれた菅茶山は寛政4年(1792年)頃に私塾「閭塾(後の廉塾)」を開き、身分に関係なく教育を行い、当時の社会秩序の回復をめざしました。また、茶山は当世随一の漢詩人と評され、全国から多くの文人墨客が訪れています。

19世紀には城下町や鞆の豪商だけでなく、領内の豪農も経済力をつけ大地主となる者も現れ、民間活力による社会インフラの整備が行われました。鞆の港湾施設の整備や義倉の設立は豪農商の発案により推し進められました。こうした人々は学問や俳諧・狂歌、茶道、生花、能などの文化の担い手となり、次第に庶民にも広がりを見せました。

天保7年(1836年)に18歳で阿部正弘が第7代藩主となり、25歳で幕府の老中首座になります。外国からの開国要求という未曾有の危機を経験し、人材の重要性を実感した正弘は、家柄や慣習に捉われず人材を登用しました。また、その人柄は「春風のように爽やかな人」と言われ、人望も厚く、幕府や藩の枠を超えて日本の進む道を考えていました。

また、福山藩主としても、藩校の弘道館を廃して、洋学中心の誠之館に切り替えて人材育成を心がけました。誠之館では藩士子弟だけでなく庶民の聴講も可能とし、身分ではなく能力主義による人材の育成に努めました。

幕末には徳川譜代の福山藩は尊皇派から朝敵とみなされ、長州軍が大砲を城内に撃ち込むなど戦争になるところでしたが、関藤藤陰などの尽力により城の無血開城を果たしました。また、戊辰戦争では譜代でありながら新政府軍として旧幕府軍と戦いました。

【近・現代】

◎変わる地方制度と市制施行

慶応3年(1867年)10月、徳川幕府は大政奉還を行い、約270年間続いた幕藩政治が終わり、天皇を中心とした明治新政府による新しい時代を迎えました。明治4年(1871年)7月、廃藩置県により福山藩は福山県となり、その後、深津県、小田県、岡山県と短期間で県名が目まぐるしく変わり、1876年(明治9年)4月に現在の広島県となりました。この間、政治的な中心は岡山に移り、商業の面では尾道が繁栄しました。福山の城下町としての栄光は過去のものとなり、町は廃れていくばかりでした。

1889年(明治22年)4月1日には市町村制が施行され、備後地域では2町73村(2町は福山町、鞆町)が誕生し、近代的な行政組織がスタートしました。1916年(大正5年)には市制施行により県下4番目の都市として福山市が誕生し、周辺町村との合併を繰り返しながら市域を拡大していきました。

◎再び備後の中心都市へ

1891年(明治24年)の山陽鉄道の開通を契機に福山は再び活況を呈するようになります。1913年(大正2年)に鞆軽便鉄道(福山-鞆間)、1914年(大正3年)には両備軽便鉄道(福山-府中間)が開通し、福山駅を起点とした東西南北の交通網が整備され、福山は備後一帯の生産物の集散地となり、備後経済圏の形成に大きく貢献しました。

なお、1908年(明治41年)7月には、広島から歩兵第四十一連隊が福山に移転し、軍都としての一面をもつようになり、軍関連施設の建設や連隊への物資供給が経済発展の大きな一因となりました。

また、近代産業の始まりは製糸業と綿紡績業と言われますが、備後地域においても1886年(明治19年)福山製糸会社の設立を嚆矢に次々と製糸・紡績会社が設立され、工業都市化の第一歩を踏み出しました。このような近代産業のほかには備後餅、畳表、下駄、塩業など、江戸時代からの地場産業も発達しました。

◎戦時下の福山

相次ぐ戦争は軍都福山にも確実にその影響を与えました。全国的に軍需へ資源・労働力が投入される中、各産業の軍需生産への転換が進められました。その結果、軍関係の施設が集中することになった福山市は、1945年(昭和20年)8月8日の夜、米軍B29による大空襲を受けました。大量の焼夷弾により市街地の約80%が焼け、多くの犠牲者を出し、その被害は甚大なものでした。

◎戦災復興と高度経済成長

福山市は全国に先駆けて戦災復興計画を策定し、新たな都市づくりをめざしました。戦災復興事業で駅前大通りをはじめとする近代的な市街地が形成された一方で城下町特有の街路を消滅させ、都市景観と都市構造を大きく変えました。産業は、軍需から民需への転換が行われ、被害の少なかった周辺部では織物や藁製品などの地場産業が生産を伸ばしました。また、1949年(昭和24年)には市営競馬が開始され、当時は収益金の一部が毎年市の一般会計に繰り入れされました。昭和31年代初頭には戦後の荒廃した雰囲気や和らげるために市民が花園町の南公園(現在のばら公園)にばらを植え、ばらのまちづくりが始まりました。

1950年代の高度経済成長期に入ると地場産業の発展とともに、1961年(昭和36年)には日

本鋼管（株）（現 J F E スチール（株）西日本製鉄所福山地区）の誘致に成功し、全国有数の工業都市となりました。また、このような変化に対応するために広域的な開発が必要となり、行政を再編するとともに合併により市域を拡大していきました。

◎高度経済成長の終焉と新たなまちづくり

1974 年(昭和 49 年)の石油ショックを契機として高度経済成長が終わりを告げ、1990 年代のバブル崩壊後には低成長の時代に入りました。この時期には、急速な工業開発と都市化による公害問題や産業構造の変化など様々な問題が表面化しました。地場産業の繊維業、畳表、下駄は 1970 年代前後から次第に縮小し、製鉄業は粗鋼生産量の調整が続き、地域経済に大きな影響を与えました。しかし、他方ではオンリーワン企業やナンバーワン企業といわれる独創的な企業が多数展開しました。このような状況を踏まえ、福山市は 1979 年(昭和 54 年)に策定された第一次福山市総合計画で「人間環境都市の創造」を目標に掲げ、社会資本整備や産業開発に加えて、社会福祉、まちづくり、コミュニティづくり、自然保全などのソフト事業に力を入れました。また、全国的な交通網が整備される中、1975 年(昭和 50 年)には山陽新幹線、1997 年(平成 9 年)には山陽自動車道、1999 年(平成 11 年)には西瀬戸自動車道（しまなみ海道）が開通し、福山市の商業・流通都市としての機能が強化され、広域的な中心地としての性格がより強くなりました。平成の大合併では、2003 年(平成 15 年)に内海町、新市町、2005 年(平成 17 年)に沼隈町、2006 年(平成 18 年)に神辺町と合併し、現在の福山市となり、2016 年(平成 28 年)7 月 1 日には市制施行 100 周年を迎えました。

《参考文献》

『広島県の地名』-日本歴史地名大系 35- 平凡社 1982 年(昭和 57 年)

『今昔物語福山の歴史 上・下巻』 村上正名 1987 年(昭和 62 年)

『福山市史 原始から現代まで』 福山市 2017 年(平成 29 年)

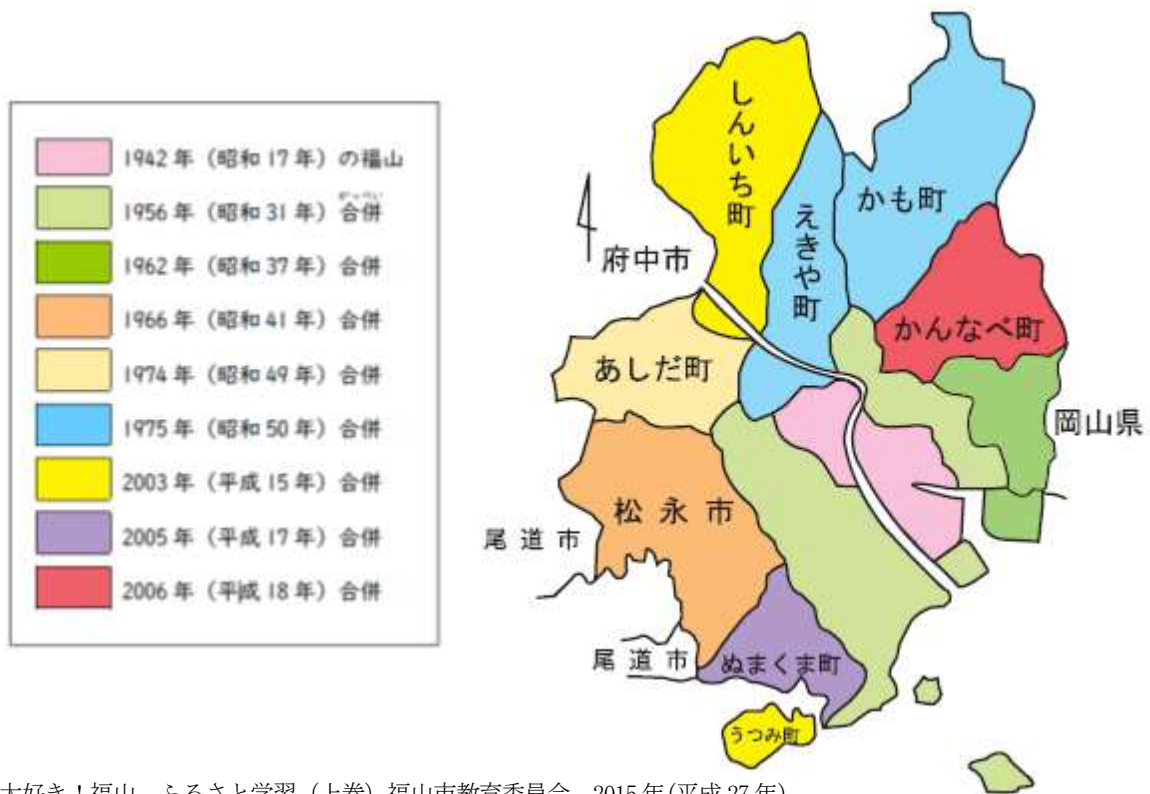
2 福山市の沿革

福山市の行政的な変遷を明治の大合併（1889 年(明治 22 年)に市制町村制施行）以降で見ると、1888 年(明治 21 年)時点で 140 を超える町村が存在していましたが、市制町村制施行により 72 町村とほぼ半数となりました。このとき、郡はそのまま引き継がれ、沼隈・深津・芦田・安那・品治の 5 郡でした。

その後、深津郡福山町は、同野上村・三吉村を 1913 年(大正 2 年)に編入し、1916 年(大正 5 年)に福山市となりました。また、明治から昭和初期（戦前）にかけては、沼隈郡松永町、同今津町、芦品郡新市町、同駅家村、深安郡神辺町、沼隈郡鞆町、深安郡御幸村、同加法村、同竹尋村が誕生しました。

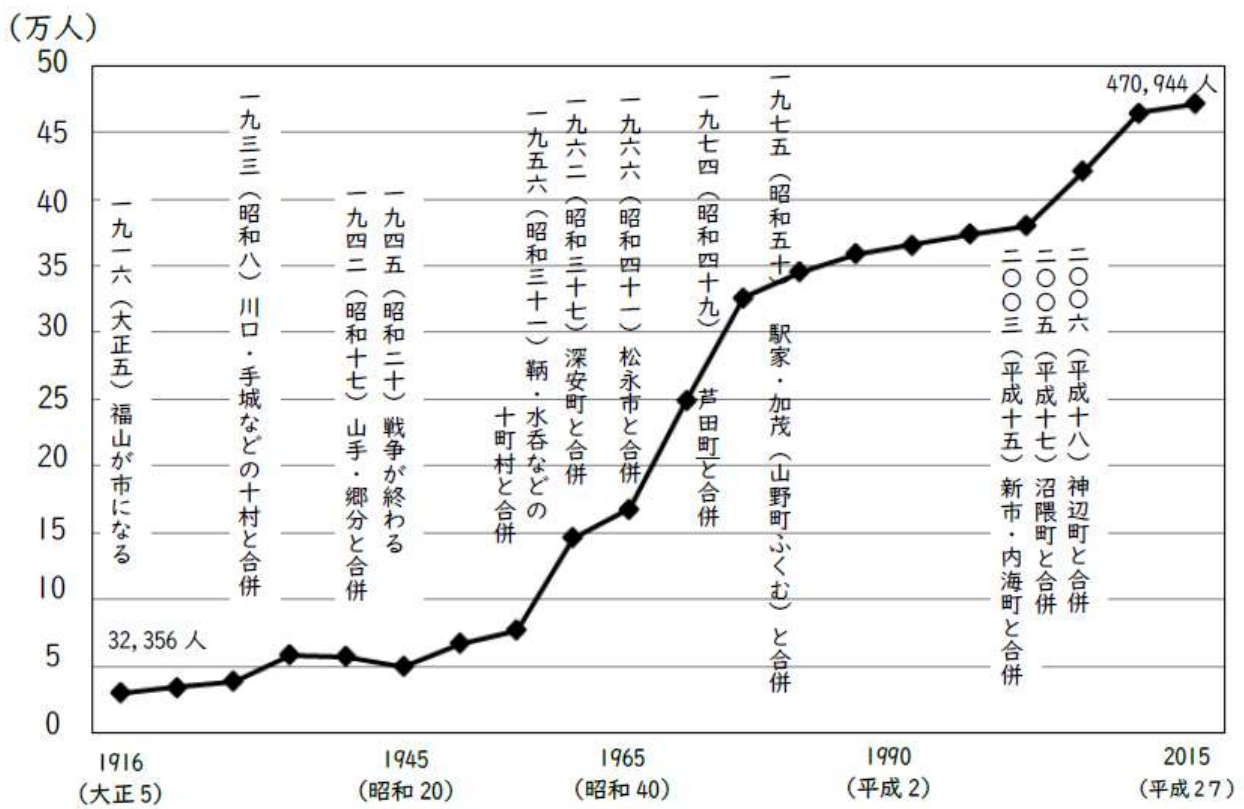
昭和の大合併（1953 年(昭和 28 年)～1961 年(昭和 36 年)）では、松永市、深安郡深安町、同加茂町、同神辺町（合併）、芦品郡芦田町、同駅家町（合併）、同新市町（合併）、沼隈郡内海町、同沼隈町が誕生しました。1966 年(昭和 41 年)には福山市は松永市と合併し、それ以前に福山市は沼隈郡水呑町（1947 年(昭和 22 年)に町制施行）、同鞆町、深安郡深安町などと合併しています。

さらに、福山市は 1974 年(昭和 49 年)に芦品郡芦田町と、1975 年(昭和 50 年)に深安郡加茂町及び芦品郡駅家町と合併しました。そして、平成の大合併（1999 年(平成 11 年)～2010 年(平成 22 年)）により、2003 年(平成 15 年)に芦品郡新市町及び沼隈郡内海町と、2005 年(平成 17 年)に沼隈郡沼隈町と、2006 年(平成 18 年)に深安郡神辺町と合併し、現在の福山市となっています。



出典：大好き！福山 ふるさと学習（上巻）福山市教育委員会 2015年(平成27年)

図1-12 福山市の発展の移り変わり（1942年（昭和17年）以降）



出典：大好き！福山 ふるさと学習（上巻）福山市教育委員会 2015年(平成27年)

図1-13 福山市の人口の移り変わり（1916年（大正5年）以降）

3 福山市の災害史

【水害】

福山市を流れる芦田川は広島県東部地域最大の流域面積をもつ一級河川であり、三原市大和町蔵宗を水源として、世羅台地の山間部を通り抜け、府中市から福山市へかけての神辺平野・福山平野と呼ばれる広い沖積平野を形成しています。平野は芦田川とその支流である小河川や沖積作用によって形成され、平野を望む丘陵、小河川が流れる谷筋や自然堤防上に多くの遺跡が存在する県内有数の遺跡密集地となっていますが、発掘調査や文献記録などからは度々氾濫を起し、洪水などの災害を発生によって人々の生活に影響を及ぼした痕跡や記録が確認されています。

発掘調査では土層の観察により、道上亀山遺跡での丘陵縁辺部で平安期の河川氾濫による厚い砂層の堆積がみられ、神辺平野でしばしば氾濫が起きていたことが確認されています。

芦田川及びその支流は氾濫を繰り返していましたが、近世になると人口堤防によって流路が固定され、中津原で大きく屈曲し、山手・本庄付近の蛇行も直線に付け替えられ、河の流れを制御することで治水が図られました。

しかし、堤防への水の浸透や漏水による決壊で洪水が発生するようになり、承応3年(1654年)には領内全体で1万石に及ぶ損亡をもたらし、享保6年(1721年)には中流域の芦田郡で堤防に水が浸透して崩壊した記録が残っています。また、堤防の決壊に加えて、土砂堆積により次第に川底が高くなり、水流が堤防を越えることも多くありました。このように江戸時代には度々洪水が起こっており、中でも文政9年(1826年)に発生した洪水は深津郡東部一帯が冠水、天保11年(1840年)に発生した洪水では、神辺平野が冠水し、堤防決壊約1,400箇所、山崩れ約5,300箇所、流出家屋約400軒、破損家屋約600軒、死者82人に及ぶなど、その被害が大規模なものでした。

近代以降では1919年(大正8年)に発生した水害で、死者・行方不明者17人、全壊・流出家屋149戸、床上浸水4,215戸と大きな被害をもたらしました。また、近年では2018年(平成30年)に発生した西日本豪雨において、死者3人、全壊・半壊家屋89件、床上浸水1,250件、床下浸水896件もの被害となり、福山市を含む西日本地域で大きな被害となりました。

こうした風水害への対策として、近世には水流を制御する「石刎」や護岸を強化する「打石」が連続的に施され、神辺平野の丘陵部では洪水による土砂流出を防ぐため砂留が数多く築かれました。近代以降は芦田川の流れに耐え得る堤防やダムの建設、河道整備(河床掘削・流路整備)などが継続的に行われています。

【地震】

福山市には現在までに高増山の南東から神辺平野を北東～南西方向に延びる長者ヶ原断層、沼隈半島東部の鞆断層、福山平野の北端を限る福山断層の3本の活断層が確認されています。

発掘調査では地震による液状化現象の痕跡を示す噴砂や亀裂が見つかっており、福山市内では神辺平野の御領遺跡において弥生時代の地層の下部から中世遺物包含層を貫く液状化跡とみられる砂脈がみつかっています。

記録として確かなのは、文禄5年(1596年)に発生した慶長大地震です。揺れの範囲は伊予で始まり豊後・京都まで及び、三原で大きな被害となったことが記録されています(仏通禅寺住持記・報)。この地震により福山でも被害があったと考えられます。また、安政元年(1854年)11月4日から同月15日まで発生した地震では、深津郡役所を含む家屋の倒壊がみ

られました。「菅波信道一代記」には、「当国（備後国）福山城下内深津村人家いたみ多し、尤も古き家甚し」とその被害状況を伝えています。

福山市域では小規模な地震が繰り返し発生してきたと考えられますが、大規模な地震としては、近世では宝永の大地震（福山地域推定震度6弱）、安政の地震（福山地域推定震度6強）、近代以降では1944年（昭和19年）の東海南大地震、近年では2000年（平成12年）の鳥取西部大地震、2001年（平成13年）の芸予地震などが挙げられます。

【高潮】

福山市域では地震による津波は確認されていませんが、暴風に伴う高潮被害がしばしば発生しています。

鞆の浦では寛保4年(1744年)の暴風雨で当時まだ大波止が築堤されていなかったこともあり、港湾周辺の民家や寺院の石垣・雁木が甚大な被害を受けました。また、松永では元禄15年(1702年)に高潮で堤防が切れて田畑へ海水が侵入し、約20.8ha余りの作物が枯れる被害がでています。明治7年(1884年)には大海嘯が発生し、福山市街地にも海水が押し寄せ、新開地の耕地が全滅状態となるなど、大きな被害となりました。

現在では高潮対策として堤防や護岸が整備され、特に高潮被害が発生しやすい鞆の浦では沿岸部に起伏式ゲートなどが整備されています。

【火災】

近世になると町場が形成され、ひとたび火災が発生すると類焼して大きな災害となりました。そのため、城下町では周辺村々が防火動員の役負担を課せられていましたが、そのシステムでは対処しきれない大火に見舞われることがありました。

城下町では寛永17年(1640年)に福山城大手門前に所在していた神島町が焼失した火災をはじめ、大規模な火災から数十軒～200軒程度が消失する火災が1877年（明治10年）までしばしば発生しました。また、鞆町や神辺町などの他の町場でも大規模な火災が発生しており、近世は大きな火災を経験し続けた時代と言えます。

【飢饉・旱魃】

中世は恒常的に飢饉の時代だと言われますが、温暖となった近世においても飢饉はたびたび発生しています。

享保17年(1732年)には福山藩領10万石のうち半分以上が虫害で実らず、餓死者731人に及び、2万830人が飢えに苦しみました。『安那郡湯田村風土記』には「十年に六、七の割合で水患を、三、四の割合で旱魃を患った」と記されており、水害と旱魃が頻繁に発生していたことを物語っています。福山地域には芦田川を本流とする小規模な支流が流れており、これらの支流の多くは砂質の天井川であったため、雨が少し降らないだけでも干上がって旱魃となり、逆に雨が降れば川からあふれた水が田地に流入し、作物に影響を与えていました。

表 1-3 福山市の主な災害年表

| 年 | | 月日 | 種別 | 被害状況 |
|-------|-------|----------------|----|--|
| 文禄 5 | 1596 | | 地震 | 慶長大地震。三原で被害の記録。福山でも被害があったと考えられる。 |
| 元和 6 | 1620 | 5月28日 | 水害 | 城下洪水。城壁一部破損。 |
| 寛永 17 | 1640 | | 火災 | 神島町が焼失。 |
| 承応 | 1654 | | 水害 | 洪水により領内全体で1万石に及ぶ被害。 |
| 延宝元 | 1673 | 5月14日 | 水害 | 沼隈郡で諸川が氾濫。田畑に大きな被害。 |
| 貞享 4 | 1687 | 9月9日 | 水害 | 大洪水発生。 |
| 元禄 15 | 1702 | | 高潮 | 松永で田畑21町歩の被害。 |
| 宝永 7 | 1707 | 10月4日 | 地震 | 福山地域推定震度6弱。 |
| 享保 6 | 1721 | | 水害 | 中流域の芦田郡で堤防が決壊し、洪水が発生。 |
| 享保 7 | 1722 | 3月 | 火災 | 城下火災で家屋1,000軒余焼失。 |
| 享保 14 | 1729 | 8月19日 | 高潮 | 鞆で高潮被害。 |
| 享保 17 | 1732 | 7月 | 飢饉 | うんか大発生で田畑損毛5万余石、餓死者約700人。 |
| 享保 19 | 1734 | 2月4日 | 火災 | 城下火災で家屋1,000軒余焼失。 |
| 寛延 2 | 1749 | 10月17日 | 火災 | 鞆の原町で家屋244軒焼失。 |
| 宝暦元 | 1751 | 8月5日 | 火災 | 鞆の原町で家屋150軒焼失。 |
| 明和 8 | 1771 | 6月10日 | 火災 | 新市村で家屋269軒焼失。 |
| 安永 8 | 1779 | | 火災 | 今津駅町場の過半に達する80軒が焼失。 |
| 享和 2 | 1802 | 5月17～18日 | 水害 | 草戸川出水1丈2尺。田畑損毛。 |
| 文化 4 | 1807 | 2月18日 | 火災 | 神辺で家屋250軒（建物472軒）焼失。 |
| 文政 9 | 1826 | | 水害 | 洪水により深津郡東部一帯が冠水。 |
| 文政 11 | 1828 | 8月 | 水害 | 暴風雨・洪水で田畑損毛約9万石に及ぶ。 |
| 天保 11 | 1840 | 6月5日 | 水害 | 大洪水にて領内甚大な被害。 |
| 弘化 5 | 1848 | | 火災 | 田島で40軒焼失。 |
| 嘉永 6 | 1853 | 9月 | 飢饉 | うんか発生。損毛約4万石。 |
| 嘉永 7 | 1854 | 2月4～5日 | 地震 | 大地震で領内に被害。 |
| 安政元 | 1854 | 11月4日～15日 | 地震 | 深津郡役所、深津村内の家屋の倒壊。 |
| 安政 2 | 1855 | 10月2日 | 地震 | 福山地域推定震度6強。 |
| 明治 5 | 1872 | 3月14日 | 地震 | 旧城下町で被害。 |
| 1884 | 明治 10 | | 高潮 | 福山町市街地へ海水が進入。新涯地の耕地全滅状態。 |
| 1883 | 明治 16 | 7月 | 飢饉 | 旱魃のため深津・沼隈郡で作物の被害甚大。 |
| 1884 | 明治 17 | 8月25日 | 高潮 | 台風による高潮で沿岸部の被害甚大。 |
| 1919 | 大正 8 | | 水害 | 大水害。死者・行方不明者17人など。 |
| 1944 | 昭和 19 | 12月7日 | 地震 | 被害状況不明。 |
| 1946 | 昭和 21 | 12月21日 | 地震 | 沼隈郡で家屋倒壊や浸水被害。 |
| 2000 | 平成 12 | 10月6日 | 地震 | 鳥取県西部地震。震度5弱。 |
| 2001 | 平成 13 | 3月24日 | 地震 | 芸予地震。震度5強。 |
| 2018 | 平成 30 | 6月28日～ 7月8日 | 水害 | 西日本豪雨。死者3人、全壊・半壊家屋89件、床上浸水1,250件、床下浸水896件。 |

第2章 福山市の文化財の概要

第1節 福山市における文化財調査

1 文化財調査の概要

福山市においては、行政や学術機関、郷土史団体などによって多くの文化財調査が行われ、報告書が発刊されています。文化財6類型は行政により各種調査が実施されており、無形文化財については、報告書は発刊されていませんが順次調査が進められています。

無形の民俗文化財である民話、方言、民謡、民俗芸能、記念物である動物・植物の調査は、昭和以前の古いものであり、現在では継承されていない、又は存在しないものがある可能性があります。また、他の類型でも古い調査が含まれています。

一方、市史・町史等においては、地域に所在する文化財を記載しており、これらを整理すると総合的な把握調査につながります。

なお、2020年度（令和2年度）から広島県教育委員会により県内の民俗芸能緊急調査、2021年度（令和3年度）から本市により寺院の美術工芸品実態調査（主に仏像）を実施しています。

文化財6類型以外では、史跡整備や開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査が実施され、多くの調査報告書が発刊されています。

表 2-1 行政がこれまでに実施した文化財把握調査報告書等の一覧 (1/2)

| 分類 | 報告書名 | 発刊機関 | 発刊年 | | |
|-------------------|----------------------|----------------------------------|--------------|----------------------|--------------|
| 市史・町史等 (総合的把握) | 福山市史 下巻 | 福山市史編纂会 | 1978年(昭和53年) | | |
| | 福山市史 中巻 | 福山市史編纂会 | 1978年(昭和53年) | | |
| | 福山市史 上巻 | 福山市史編纂会 | 1978年(昭和53年) | | |
| | 福山市史 地理編 | 福山市史編さん委員会 | 2010年(平成22年) | | |
| | 福山市史 近世資料編Ⅰ 政治・行財政 | 福山市史編さん委員会 | 2011年(平成23年) | | |
| | 福山市史 近世資料編Ⅱ 教育・文化 | 福山市史編さん委員会 | 2012年(平成24年) | | |
| | 福山市史 近代現代資料編Ⅰ 政治・行財政 | 福山市史編さん委員会 | 2013年(平成25年) | | |
| | 福山市史 近代現代資料編Ⅱ 産業・経済 | 福山市史編さん委員会 | 2014年(平成26年) | | |
| | 福山市史 近代現代資料編Ⅲ 教育・文化 | 福山市史編さん委員会 | 2015年(平成27年) | | |
| | 福山市史 近代現代資料編Ⅳ 社会・生活 | 福山市史編さん委員会 | 2016年(平成28年) | | |
| | 神辺町史 前巻 | 神辺町教育委員会 | 1972年(昭和47年) | | |
| | 沼隈町誌 民俗編 | 沼隈町教育委員会 | 2002年(平成14年) | | |
| | 沼隈町誌 写真・資料編 | 沼隈町教育委員会 | 2002年(平成14年) | | |
| | 新市町史 通史編 | 新市町史編纂委員会 | 2002年(平成14年) | | |
| | 新市町史 資料編Ⅰ | 新市町史編纂委員会 | 2002年(平成14年) | | |
| | 新市町史 資料編Ⅱ | 新市町史編纂委員会 | 2002年(平成14年) | | |
| | 内海町誌 | 内海町誌編纂委員会 | 2003年(平成15年) | | |
| 有形文化財 | 建造物 | 広島県民家緊急調査報告書 | 広島県教育委員会 | 1978年(昭和53年) | |
| | | 広島県の近世社寺建築 (近世社寺建築緊急調査報告書) | 広島県教育委員会 | 1982年(昭和57年) | |
| | | 広島県の近代化遺産(広島県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書) | 広島県教育委員会 | 1998年(平成12年) | |
| | | 沼隈町の石造物 | 沼隈町教育委員会 | 1991年(平成3年) | |
| | | 内海町の文化財 第5号 石造物 | 内海町教育委員会 | 1997年(平成9年) | |
| | 美術工芸品 | 工芸品 | 東京阿部家資料 工芸品 | 福山市教育委員会 | 2012年(平成24年) |
| | | | 古文書 | 小場家文書 上巻 福山城古絵図 | 福山市教育委員会 |
| | | 小場家文書 下巻 福山城古絵図 | | 福山市教育委員会 | 1976年(昭和51年) |
| | | 福山市古文書調査記録集 | | 福山市教育委員会 福山市文化財協会 | 1976年(昭和51年) |
| | | 東京阿部家文書目録 | 福山市教育委員会 | 2009年(平成21年) | |

表 2-1 これまでの文化財把握調査報告書等の一覧

(2/2)

| 分類 | | 報告書名 | 発刊機関 | 発刊年 | | |
|----------|--|----------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|--------------|--------------|
| 有形文化財 | | 東京阿部家資料 文書編 1 | 福山市教育委員会 | 2010年(平成22年) | | |
| | | 東京阿部家資料 文書編 2 | 福山市教育委員会 | 2011年(平成23年) | | |
| | | 東京阿部家資料 文書編 3 | 福山市教育委員会 | 2013年(平成25年) | | |
| | | 東京阿部家資料 文書編 4 | 福山市教育委員会 | 2014年(平成26年) | | |
| | | 東京阿部家資料 文書編 5 | 福山市教育委員会 | 2015年(平成27年) | | |
| | | 東京阿部家資料 文書編 6 | 福山市教育委員会 | 2016年(平成28年) | | |
| | | 東京阿部家資料 文書編 7 | 福山市教育委員会 | 2017年(平成29年) | | |
| | | 東京阿部家資料 文書編 8 | 福山市教育委員会 | 2018年(平成30年) | | |
| | | 内海町の文化財 第2号 古文書特集 | 内海町教育委員会 | 1994年(平成6年) | | |
| | | 内海町の文化財 第7号 古文書特集 其の二 | 内海町教育委員会 | 1997年(平成9年) | | |
| 民俗文化財 | 有形の民俗文化財 | 器具 | 塩の民俗資料緊急調査報告書 | 広島県教育委員会 | 1974年(昭和49年) | |
| | | | 福山の民俗資料-田尻の民具- | 福山市教育委員会 | 1976年(昭和51年) | |
| | | | 鞆の伝統産業-鉄鋼・醸造・保命酒- | 福山市教育委員会 | 1979年(昭和54年) | |
| | | | 内海町の文化財 第3号 木造船製作工程の実見記録 | 内海町教育委員会 | 1995年(平成7年) | |
| | | | 内海町の文化財 第4号 民具特集 | 内海町教育委員会 | 1996年(平成8年) | |
| | 無形の民俗文化財 | 家屋 | 広島県民俗地図:広島県緊急民俗文化財分布調査報告書 | 広島県教育委員会 | 1982年(昭和57年) | |
| | | | 風俗習慣 | 広島県の民話と伝説 | 広島県教育委員会 | 1970年(昭和45年) |
| | | | | 広島県方言緊急調査報告書 | 広島県教育委員会 | 1981年(昭和56年) |
| | | 広島県の民謡:広島県民謡緊急調査報告書 | | 広島県教育委員会 | 1984年(昭和59年) | |
| | | 広島県の諸職:広島県諸職関係民俗文化財調査報告書 | | 広島県教育委員会 | 1994年(平成6年) | |
| | | 内海町の文化財 第6号 年中行事 | | 内海町教育委員会 | 2002年(平成14年) | |
| | | 沼隈町の年中行事 | | 沼隈町教育委員会 | 1993年(平成5年) | |
| | | 沼隈町のくらしと伝承 | | 沼隈町教育委員会 | 1995年(平成7年) | |
| | | 民俗芸能 | 福山の民俗芸能 | 福山市教育委員会 | 1983年(昭和58年) | |
| 広島県の民俗芸能 | 広島県教育委員会 | | 1978年(昭和53年) | | | |
| 記念物 | 遺跡 | 全般 | 福山市遺跡調査総合記録集 | 福山市教育委員会 | 1973年(昭和48年) | |
| | | | 広島県遺跡地図Ⅶ(福山市・府中市・沼隈郡・深安郡・芦品郡・神石郡) | 広島県教育委員会 | 2000年(平成12年) | |
| | 名勝地 | 城跡 | 広島県中世城館遺跡総合調査報告書 第3集 | 広島県教育委員会 | 1995年(平成7年) | |
| | | | 名勝に関する総合調査(所在調査)—全国的な調査(所在調査)の結果— 報告書 | 文化庁文化財部記念物課 | 2013(平成25年) | |
| | | 庭園 | 近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書 | 文化庁文化財部記念物課 | 2012年(平成24年) | |
| | 動物, 植物, 地質鉱物 | 福山市天然記念物調査総合記録集 | 福山市教育委員会 | 1974年(昭和49年) | | |
| | | 天然記念物緊急調査 植生図・主要動植物地図(広島県:34) | 文化庁 | 1969年(昭和44年) ~1982年(昭和57年) | | |
| 文化的景観 | 農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告) | 文化庁文化財部記念物課 | 2003年(平成15年) | | | |
| 伝統的建造物 | 福山市鞆町町並調査報告書 鞆の町並 | 福山市教育委員会 | 1976年(昭和51年) | | | |
| | 鞆の浦の歴史 福山市鞆町の伝統的町並に関する調査研究報告書Ⅰ | 福山市教育委員会 | 1999年(平成11年) | | | |
| | 鞆の浦の建築 福山市鞆町の伝統的町並に関する調査研究報告書Ⅱ | 福山市教育委員会 | 2009年(平成21年) | | | |
| | 福山市鞆町伝統的建造物群保存対策調査報告書 | 福山市教育委員会 | 2017年(平成29年) | | | |
| 埋蔵文化財 | 福山市内遺跡発掘調査概要など 119件(※報告書等リストは「資料編」に掲載) | | | | | |

2 指定・未指定等文化財の総合的把握調査の考え方

(1) 総合的把握調査の手法

本計画で対象とする文化財のうち、未指定等のものについては、膨大な数に及ぶと推定されます。

したがって、文化財を総合的に把握するために、市民等の協力と参加によって、今後も未指定等の文化財の調査を継続的・持続的に行うこととします。

本計画では、下記の手法により文化財の調査・把握と整理を行います。この中では、市民等が主体的に文化財を（再）発見し、その情報を本市がデータベース化するとともに、地域における未指定等の文化財の保存・活用を支援する仕組み・制度の創設を検討します。

また、把握した未指定等の文化財についても、指定等文化財と合わせて優先順位を設定し、専門的（詳細）調査の実施を検討します。

※時系列的なイメージで提示

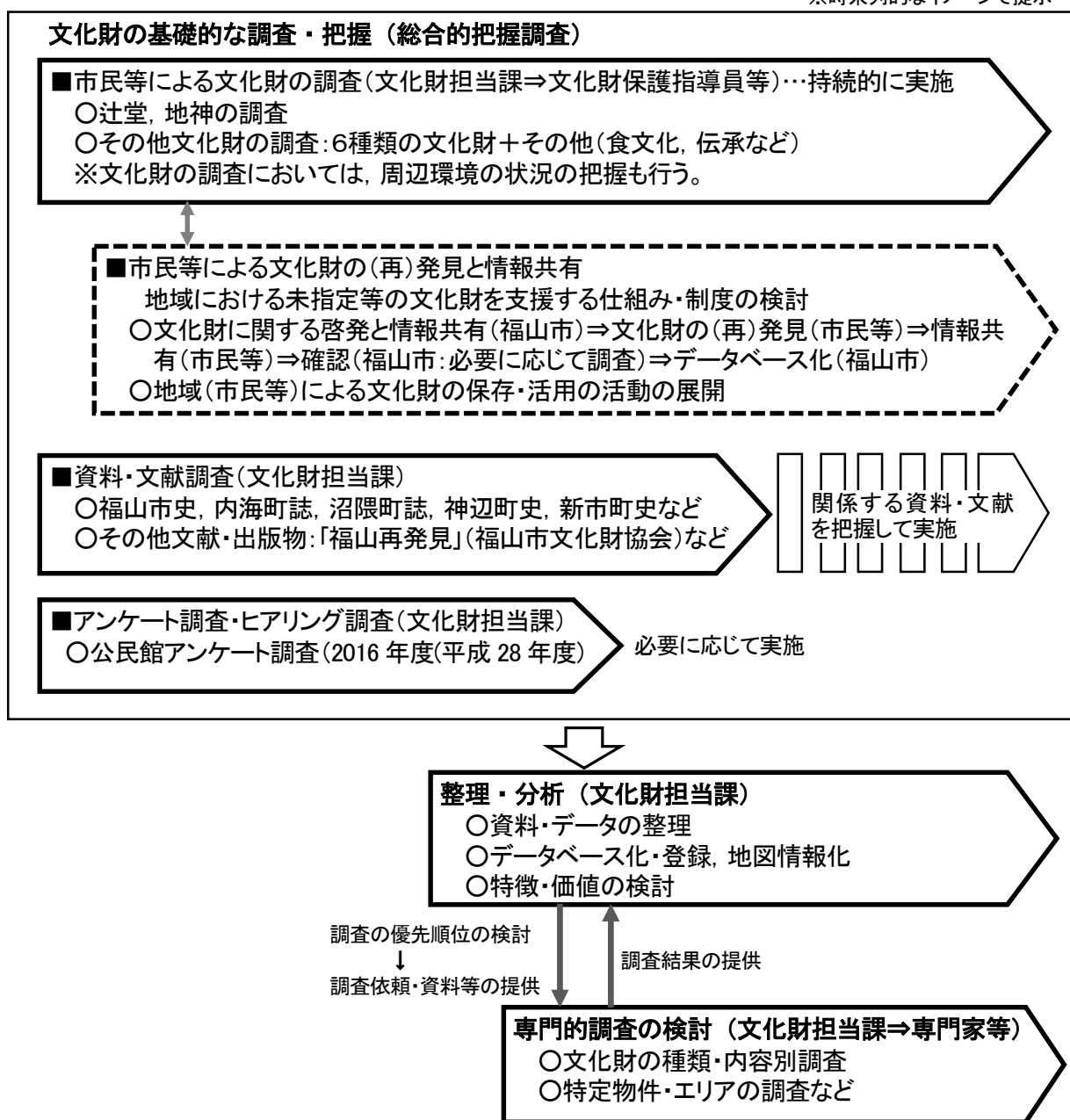


図 2-1 文化財の総合的把握調査等の手法

(2) 調査結果の記録・データ管理の方法及び活用の方向

文化財の調査を通じて把握した情報等は分類・整理し、文化財担当課における一元管理を図るとともに、検索可能な形でのデータベース化・地図情報化、及び庁内における情報共有をめざします。

また、こうした文化財の調査成果は、未指定文化財の保存・活用や教育・文化行政における活用とともに、個人情報の保護を前提に、観光や産業振興、まちづくり、地域活性化、景観保全・形成、防災などの基礎資料としての活用に努めます。

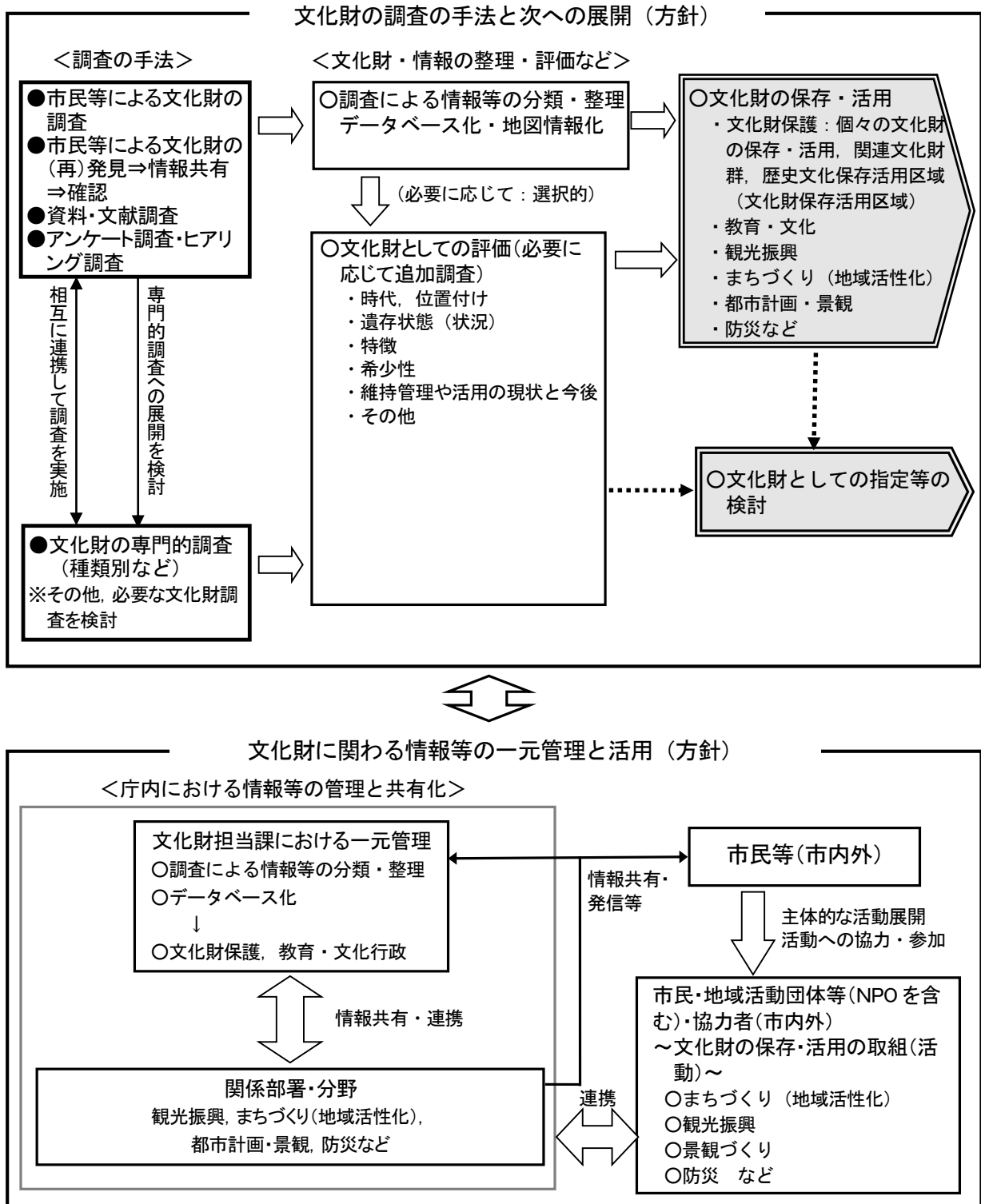


図 2-2 文化財の調査及びデータの管理・活用

3 未指定文化財の把握状況と課題

(1) 未指定文化財の把握の状況

文化財の総合的把握調査として、公民館アンケートと市民による文化財の現地調査を実施しました。これらの調査で把握できた未指定等の文化財についての概要は次のとおりです。

ア 公民館アンケート

福山市では市民がまちづくりの主体であることを認識し、市民と市民、または市民と行政の連携による協働のまちづくりを推進しており、学区ごとに設置されている公民館が市民活動の拠点となっています。協働のまちづくり事業では市民による文化財の掘り起こしも主体的に行われており、市民が大切にしている文化財を把握するため公民館アンケートを実施しました。このアンケートでは、各学区に所在する文化財、市民が作成した文化財マップなどの郷土資料、文化財関係の活動団体の3項目について回答していただきました。

その結果、郷土資料については135点の回答があり、その内77点については現物を提供していただきました。今回は、回答していただいた各学区に所在する文化財の情報と現物を提供していただいた郷土資料から文化財の整理を行い、次の表のような結果を得ることができました。文化財関係の活動団体については42団体についての回答があり、その内訳は主に文化財の活用に取り組んでいる団体が15団体、伝統芸能保存団体が13団体、郷土史研究団体が14団体でした。

今回の資料をもとに、今後は文化財のバランスを考慮した総合的把握調査を実施するとともに市内各地域の歴史文化の特徴や魅力の創出、把握した団体との連携や支援等を検討していきます。

表2-2 公民館アンケートで把握した未指定等の文化財

(単位：件)

| 種 別 | | 件 数 | 備 考 |
|-------|---------------|-------|---------------------|
| 神社・祠 | | 455 | |
| 寺 | | 98 | |
| 有形文化財 | 建造物 | 168 | 社寺建築、堂宇、砂留等 |
| | 石造物 | 392 | 常夜燈、道標、鳥居、石橋、石仏等 |
| | 美術工芸品 | 13 | 仏像、絵画、茶碗等 |
| 民俗文化財 | 有形 | 0 | |
| | 無形 | 23 | はねおどり、神楽、盆踊り等 |
| 記念物 | 遺跡 | 276 | 古墳、墓、山城跡、神社・寺跡、学校跡等 |
| | 名勝地 | 5 | 滝 |
| | 動物・植物 地質鉱物 | 44 | 巨木、巨岩、奇岩等 |
| その他 | 伝承 | 29 | 地名、人物の足跡等 |
| | 伝統産業 | 1 | 酒造 |
| | 景観 | 49 | 山、川、海、ため池、水路、田園風景等 |
| 合 計 | | 1,553 | |

イ 市民による未指定等の文化財の現地調査

市民の未指定等の文化財への意識を醸成するとともに、市民による文化財調査のモデルケースとして、福山市文化財保護指導員 13 名に依頼し、文化財の現地調査を行いました。各地域には膨大な数の未指定等の文化財が存在していますが、今回は市民・地域と未指定等の文化財の関わりを把握する点を重視し、市内全域に存在する辻堂（建造物）と地神（石造物）に限定して調査を実施しました。

※福山市文化財保護指導員

文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うことを目的として、福山市文化財保護条例（昭和 41 年条例第 100 号）の規定に基づき、計 14 名まで委嘱できることとなっています。

■辻堂

辻堂は、旧道沿いや峠などに位置し、本来は吹き抜け・四本柱の簡素な構造のもので人が休むような施設であったと考えられています。現在では六本柱のものや三方を板囲いしたものも見られます。また、その呼称については、「お堂」、「休み堂」、「地藏堂」、「観音堂」など様々なものがあります。堂内には地藏尊や薬師如来などの石仏が安置してあることも多く、講中行事や盆供養などが行われるなど、地域の信仰の場としての役割もあります。1983 年(昭和 58 年)には、「安芸・備後の辻堂の習俗」として、文化財保護法の規定により「国により記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されています。このように辻堂は昔から市民・地域との関わりが非常に深い文化財です。

今回の調査では計 286 件の辻堂を把握しました。聞き取り調査により、その内 224 件は町内会や近隣住民等により清掃が行われ、御供物を供えるなど地域で大切に管理されていることが分かりました。また、聞き取り調査に加え、辻堂の棟札により地域で修理や再建が行われ、形を変えながら今日まで継承されてきた状況も把握できました。このように地域で大切に管理されながら、休憩所、バスの待合所、子どもたちの遊び場、神社の御旅所などとして日常的に利用され、現在でも地藏盆の時期などにお酒やお菓子を配るなどの接待が 102 件の辻堂で行われていました。

しかし、その一方で昔は接待などの例祭が行われていましたが、現在は担い手の高齢化により行われなくなった辻堂が 77 件ありました。また、辻堂の跡地も 10 件確認され、文化財として認識されていないため放置されたものや開発工事に伴い取り壊されたもの、修理費用の確保が難しいため経年劣化により姿を消したものなど、地域で文化財を維持管理していくうえでの課題も把握できました。

表 2-3 今回の調査で把握した辻堂

(単位：件)

| 地域 | 中部 | 北部 | 北東部 (神辺地域) | 南部 | 西部 | 東部 | 合計 |
|-------|----|-----|---------------|----|----|----|-----|
| 調査件数 | 7 | 145 | 60 | 38 | 19 | 17 | 286 |
| 例祭の件数 | 6 | 44 | 26 | 13 | 3 | 10 | 102 |

※調査期間内（2017 年(平成 29 年) 3 月～5 月）に現地調査した辻堂の件数。



中野の堂（加茂町）



中谷地藏堂（神辺町）

■地神

地神は春の社日に田畑に来て、秋に帰るまでに作物を作る神とも言われ、一般的には農業の神として祀られています。備後地方では福山市を中心に分布し、自然石に「地神」と刻まれたものが大半を占めていますが、中には五角柱や六角柱などのものもみられます。農村部の道路端に位置するものが多く、春と秋の2回、地神講と呼ばれる祭りが行われ、注連縄を張り替えて幟を立て、米やお酒などの御供物をあげたりします。辻堂と同様、地域・市民と非常に関わりが深い文化財であるといえます。

今回の調査では計 210 件の地神を把握しました。大半が自然石に「地神」と刻印されているものですが、五角柱や六角柱の角柱の地神も 5 件確認されました。聞き取り調査により、159 件の地神で注連縄を張り、清掃をする等、地域で大切に管理されていることが分かりました。また、123 件の地神で社日に幟をたて、お酒を振る舞うなどの祭りが今も行われています。地神が所在する敷地内に辻堂や神社が立地し、例祭を一緒に行っている地域もありました。

しかし、地神においても辻堂と同様に、昔は例祭を行っていましたが現在は行われなくなっている状況が 12 件確認されました。

表 2-4 今回の調査で把握した地神

(単位：件)

| 地 域 | 中部 | 北部 | 北東部 (神辺地域) | 南部 | 西部 | 東部 | 合計 |
|---------|----|----|---------------|-----|----|----|-----|
| 調 査 件 数 | 14 | 25 | 25 | 138 | 2 | 6 | 210 |
| 例祭の件数 | 7 | 20 | 6 | 89 | 0 | 1 | 123 |

※調査期間内（2017年(平成29年)3月～5月）に現地調査した地神の件数。



自然石の地神（熊野町）
春の社日の例祭の様子



五角柱の地神（神辺町）

(2) 未指定文化財の把握調査の状況と課題

福山市における未指定文化財の把握調査の状況及び個別的課題を整理すると、下表のようになる。

表 2-5 福山市の未指定文化財の調査状況の整理と個別的課題の検討

| 類型 | | 把握調査状況 | 把握調査の状況と個別的課題 | |
|----------|-----------------|--------|---|--|
| 有形文化財 | 建造物 | 建物 | ○ | ・重要なものは一定の把握がなされているが、市域全体の網羅的な把握は行われていない。 |
| | | 石造物 | ○ | ・重要なものは一定の把握がなされているが、市域全体に多数存在すると考えられる石造物の把握は行われていない。 |
| | 美術工芸品 | | △ | ・重要なものは一定の把握がなされているが、個人所有が大多数で調査の制約があるため、市域全体の網羅的な把握は行われていない。 |
| 無形文化財 | | △ | ・個別に把握しているものもあるが、市域全体の網羅的な把握は行われていない。 | |
| 民俗文化財 | 有形 | △ | ・民具については、一定の把握がなされている。 ・無形民俗文化財に使用される衣服や器具などの調査は行われていない。 | |
| | 無形 | ○ | ・2020年度(令和2年度)に広島県教育委員会が実施した民俗芸能緊急調査により悉皆調査が行われている。 ・詳細調査が未実施の状況である。 | |
| 記念物 | 遺跡 ※埋蔵文化財を含む | | ◎ | ・開発協議や保存整備などに伴い試掘・確認・発掘調査が行われ、多数の遺跡を把握している。 ・ただし、開発協議が少ない地域の把握が十分に行われていない。 |
| | 名勝地 | | ○ | ・市域全体で一定の把握がなされており、重要なものは指定などの保護措置を行っている。 ・引き続き、人文的・自然的な名勝について、調査が必要である。 |
| | 動植物 | 動物 | △ | ・絶滅危惧種は広島県レッドデータブックに記載されているが、文化財としての視点から把握は行われていない。 ・それ以外の野生動物の把握は天然記念物に指定されているものなどを除き一部に限られている。 |
| | | 植物 | △ | ・絶滅危惧種は広島県レッドデータブックに記載されているが、文化財としての視点から把握は行われていない。 ・それ以外の自生又は野生化している植物の把握は天然記念物に指定されているものなどを除き一部に限られている。 |
| | 地質鉱物 | | △ | ・重要なものは一定の把握がなされているが、市域全体の網羅的な把握は行われていない。 |
| 文化的景観 | | △ | ・文化庁による全国的な調査は行われているが、市域全体の網羅的な把握は行われていない。 | |
| 伝統的建造物群 | | △ | ・鞆の町並みは調査と保存対策が進められているが、神辺の町並みなど他の伝統的な町並みの把握は行われていない。 | |
| 文化財の保存技術 | | ○ | ・重要なものは把握がなされ、国の選定保存技術に選定されている。 | |
| その他 | | △ | ・地名や伝承、言い伝え、方言、産業・生業などを十分整理できていない。 | |

<調査状況の凡例>

◎：把握調査は(ほぼ)完了している

○：把握調査は(ある程度)行っている

△：把握調査は一部又は未着手(把握調査は十分でない)

－：対象となる文化財は存在しない又は現時点では存在しないと考えられる

第2節 福山市の文化財の概要

1 指定等文化財の概要

福山市には、文化財保護法に基づく指定・選定・登録の文化財が350件あり、内訳は国指定38件、国選定2件、県指定107件、市指定162件、国登録40件、市都市決定1件となっています。

この他、重要美術品が5件あります。

また、2017年(平成29年)10月、福禅寺対潮楼朝鮮通信使関係史料6点(市重要文化財)を含む「朝鮮通信使に関する記録」が世界の記憶に登録されました。

さらに、2018年(平成30年)5月には「鞆の浦のストーリー」が日本遺産に認定されました。

表2-6 福山市の指定・選定・登録文化財等 2023年(令和5年)10月31日現在(単位:件)

| 文化財の種類 | | 指定区分 | 国 | 県 | 市 | 計 | | |
|---------------------|----------|---------------|----------|-----|-----|-----|-----|----|
| 指定 | 有形文化財 | 建造物(国宝) | 2 | | | 2 | 47 | |
| | | 建造物(重要文化財) | 8 | 14 | 23 | 45 | | |
| | 美術工芸品 | 工芸品(国宝) | 7 | | | 7 | 149 | |
| | | 工芸品(重要文化財) | 7 | 12 | 13 | 31 | | |
| | | 絵画(重要文化財) | | 13 | 20 | 33 | | |
| | | 彫刻(重要文化財) | 4 | 12 | 24 | 39 | | |
| | | 書跡(重要文化財) | | 4 | 15 | 19 | | |
| | | 考古資料(重要文化財) | 1 | 8 | 10 | 19 | | |
| | | 歴史資料(重要文化財) | 1 | | 1 | 2 | | 2 |
| | 無形文化財 | 工芸技術 | | | 1 | 1 | 1 | |
| | 民俗文化財 | 有形の民俗文化財 | 1 | 1 | 3 | 5 | 20 | |
| | | 無形の民俗文化財 | | 7 | 8 | 15 | | |
| | 記念物 | 遺跡(特別史跡) | 遺跡(特別史跡) | 1 | | | 1 | 88 |
| | | | 遺跡(史跡) | 5 | 27 | 26 | 58 | |
| 名勝地(名勝) | | | 1 | 1 | | 2 | | |
| 動物,植物,地質鉱物 | | 動物(天然記念物) | | 1 | | 1 | | |
| | | 植物(天然記念物) | | 2 | 19 | 21 | | |
| 地質(天然記念物) | | 5 | | 5 | | | | |
| 小計 | | | 38 | 107 | 162 | 307 | | |
| 選定 | 伝統的建造物群 | 重要伝統的建造物群保存地区 | 1 | | 1 | 2 | | |
| | 文化財の保存技術 | 選定保存技術 | 1 | | | 1 | | |
| 登録 | 有形文化財 | 建造物 | 39 | | | 39 | | |
| | | 民俗文化財 | 1 | | | 1 | | |
| 総計 | | | 80 | 107 | 163 | 350 | | |
| 重要美術品 ^{※1} | | | 5 | | | 5 | | |

※1 重要美術品

旧「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき、古美術品の国外流出を防ぐことを目的として認定した有形文化財。(彫刻1, 考古資料1, 書跡3)

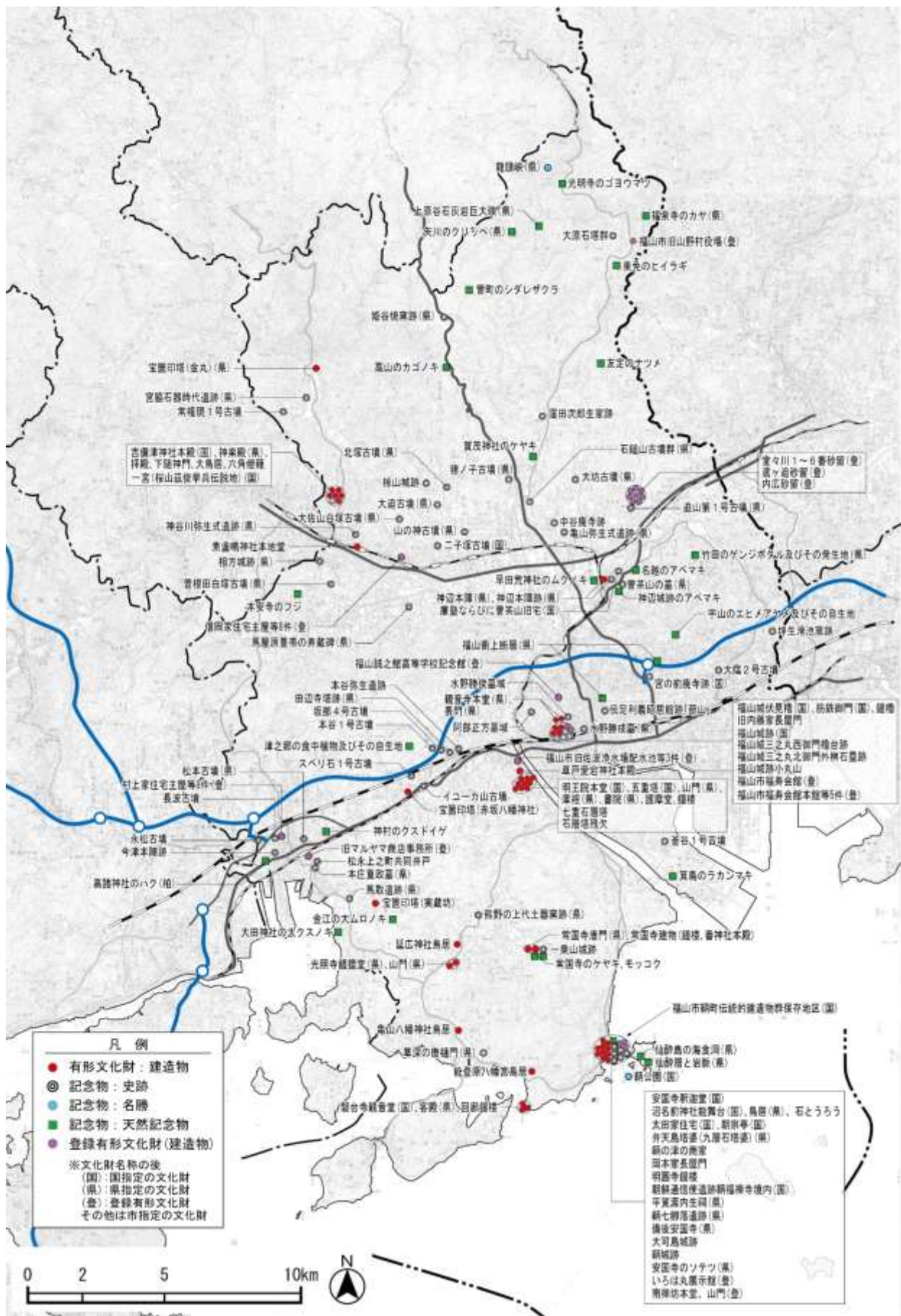


図2-3 福山市の指定・登録文化財の分布～有形文化財（建造物）・史跡等～

2 世界の記憶及び日本遺産

(1) 世界の記憶

2017年(平成29年)10月31日、福禅寺対潮楼朝鮮通信使関係史料6点(市重要文化財)を含む「朝鮮通信使に関する記録」が、世界の記憶に登録されました。

世界の記憶は、「世界遺産」、「無形文化遺産」に並ぶもので、世界的に重要な文書や絵画などの記録遺産を対象とし、最新のデジタル技術を駆使して保全するとともに、研究者や一般の方々に広く公開することを目的とするものです。

■福山市(鞆町)所在の登録資料：福禅寺対潮楼朝鮮通信使関係史料6点(市重要文化財)

福山市に所在する登録資料は福禅寺が所蔵する次の6点(14作品)です。福禅寺は江戸時代に朝鮮通信使高官三使の迎賓館となり、日韓の文化交流の歴史的舞台となりました。

「朝鮮通信使遺跡鞆福禅寺境内」として対潮楼を含む境内が国史跡に指定されています。

表 2-7 福禅寺対潮楼朝鮮通信使関係史料6点

| No. | 資料名 | 制作者 | 制作年 | 員数 |
|-----|-------------------|-----------------------|-----------|----|
| ① | 「日東第一形勝」額字 | 李邦彦 | 正徳元(1711) | 1枚 |
| ② | 「対潮楼」額字 | 洪景海 | 寛延元(1748) | 1枚 |
| ③ | 朝鮮通信使正使 趙泰億詩書 | 趙泰億(正使) | 正徳元(1711) | 1幅 |
| ④ | 朝鮮通信使副使 任守幹詩書 | 任守幹(副使) | 正徳元(1711) | 1幅 |
| ⑤ | 朝鮮通信使従事官 李邦彦詩書 | 李邦彦(従事官) | 正徳元(1711) | 1幅 |
| ⑥ | 韓客詞花 | 延享度の9人の朝鮮通信使 (9作品) | 寛延元(1748) | 1巻 |



福禅寺対潮楼



※①～⑥は上記の表
に対応

(2) 日本遺産

福山市は「鞆の浦のストーリー」を2018年(平成30年)1月に文化庁に申請し、同年5月に日本遺産に認定されました。日本遺産は地域の歴史的な魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的とした制度です。

本市で認定されたストーリーは次のとおりです。

<認定されたストーリー>

「瀬戸の夕凧が包む国内随一の近世港町 ～セピア色の港町に日常が溶け込む鞆の浦～」

夕暮れ時になると灯りのともる石造りの「常夜燈」は、港をめざす船と港の人々を160年間見守ってきた鞆の浦のシンボル。「雁木」と呼ばれる瀬戸内海の干満に合わせて見え隠れする石段が、常夜燈の袂から円形劇場のように港を包み、その先端には大波を阻む石積みの防波堤「波止」が横たわる。

瀬戸内の多島美に囲まれた鞆の浦は、これら江戸期の港湾施設がまとまって現存する国内唯一の港町。潮待ちの港として繁栄を極めた頃の豪商の屋敷や小さな町家がひしめく町並みと人々の暮らしの中に、近世港町の伝統文化が息づいている。

















表 2-8 構成文化財

(1/2)

| 常夜燈(未指定) | 雁木(未指定) | 波止(未指定) | 船番所跡(未指定) |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区(国重伝建) | 太田家住宅(国重文(建造物)) | 太田家住宅朝宗亭(国重文(建造物)) | いろは丸展示館(国登録) |
|  |  |  |  |

表 2-8 構成文化財

(2/2)

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>鞆の津の商家 (市重文(建造物))</p> | <p>沼名前神社能舞台 (国重文(建造物))</p> | <p>沼名前神社の石造物群 (未指定)</p> | <p>医王寺(未指定)</p> |
|  |  |  |  |
| <p>寺町筋(未指定)</p> | <p>淀媛神社(未指定)</p> | <p>鞆公園(国名勝)</p> | <p>朝鮮通信使遺跡鞆福禅寺 境内(国史跡)</p> |
|  |  |  |  |
| <p>対仙酔楼(未指定)</p> | <p>磐台寺観音堂(阿伏兔 観音)(国重文(建造物))</p> | <p>鞆の浦鯛しばり網漁法 (市無形民俗)</p> | <p>福山鞆の浦弁天島 花火大会(未指定)</p> |
|  |  |  |  |
| <p>お弓神事(市無形民俗)</p> | <p>お手火神事(市無形民俗)</p> | <p>八朔の馬出し(未指定)</p> | <p>秋祭り(渡守神社例祭) (未指定)</p> |
|  |  |  |  |
| <p>鞆の津の力石 (市有形民俗)</p> | <p>保命酒(未指定)</p> | <p>鯛料理(未指定)</p> | <p>ネプトのから揚げ (未指定)</p> |
|  |  |  |  |
| <p>小魚の練り物 (がす天など)(未指定)</p> | | | |
|  | | | |

3 指定・未指定文化財の類型別の内容

(1) 有形文化財

福山市には数多くの有形文化財があり、特に景観を構成する要素、つまり、その近くに行けば誰でも見ることができる、中世から近・現代に至る建造物が多数存在します。その中には旧街道沿いなど各地域に残る辻堂、地神も含まれ、その数の多さは特筆されます。また、登録有形文化財の中には砂留（治山治水の土木構造物）が8件あり、治山治水の土木構造物の登録は広島県では福山市だけです。

更に、美術工芸品の中の考古資料のうち、広島県草戸千軒町遺跡出土品 2,930 点は重要文化財となっており、広島県立歴史博物館に収蔵・展示されています。

これらのうち建造物は、国宝 2 件（明王院五重塔、本堂）、重要文化財 8 件、県重要文化財 14 件、市重要文化財 23 件、計 47 件の指定文化財があります。加えて、登録有形文化財が 39 件、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件あります。また、鞆や神辺、内海などの町並み、沼隈町横倉や加茂町広瀬の集落などには、未指定の伝統的な町家、民家、農家などが多数存在するとともに、近代化遺産に位置付けられる建造物もあります。

美術工芸品は、国宝 7 件、重要文化財 12 件、県重要文化財 49 件、市重要文化財 81 件、計 149 件に及ぶ指定文化財があります。

この他、歴史資料が 2 件（重要文化財 1 件、市重要文化財 1 件）あります。

(2) 無形文化財

福山市では、福山琴、松永下駄、鞆保命、備後畳表、備後絣などの伝統的に培われた工芸・生産技術が継承されています。また、伝統芸能として能の活動が盛んです。

市無形文化財としては「常石張子製作技術」があります。常石張子は、土人形の型の内側に紙を貼りつけ、取り出したものを貼り合わせて成形することで、凸凹が少なく、それに彩色することで独特の素朴な雰囲気生まれます。

(3) 民俗文化財（有形・無形）

福山市では、各地で伝統的な行事、神事が継承され、風物詩にもなっていると同時に、有形民俗文化財も博物館・資料館等で収蔵・展示されています。

これらのうち無形民俗文化財は、県指定が 7 件、市指定が 8 件、計 15 件となっており、その中には「はねおどり」や「二上おどり」、「ひんよう踊り」のように複数の地域で行われているものもあります。また、未指定の無形民俗文化財としては、鞆町のアイヤ節、八朔の馬出し、松永町のだんじりなどをあげることができます。

有形民俗文化財は、国指定の「はきものコレクション」、県指定の「田尻民俗資料」、市指定の「鞆の津の力石」「山野民俗資料」「木造青面金剛立像及び三猿・二鶏・二童子・四鬼神像」があります。

(4) 記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）

福山市には、広島県で 2 件、中国地方でも 4 件しか指定されていない特別史跡（「廉塾ならびに菅茶山旧宅」）があるとともに、旧石器・縄文・弥生の遺跡、古墳、廃寺跡、城跡など数多くの史跡があります。これらのうち、国指定は特別史跡と史跡で 6 件、県指定 27 件、市指定 26 件となり、未指定の遺跡は膨大な数になります。

名勝地としては、鞆公園が国指定、龍頭峡が県指定となっています。このうち鞆公園は、仙酔島から阿伏兎岬一帯に広がっており、「日東第一形勝」（対馬より東で一番美しい景勝地という意）と朝鮮通信使が称賛した景観を継承しています。一方、内陸の龍頭峡は、同じ山野峡にある猿鳴峡とともに、数々の滝や溪谷、溪流、奇岩、自然林など豊かな自然が息づいています。

動物・植物・地質鉱物としては、巨木や特徴的な地層、貴重な動植物などが分布し、このうち県指定が8件、市指定が19件、計27件となっています。

（5）文化的景観

文化的景観とは、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、生活又は生業の理解のため欠くことのできないものです。福山市には国により選定された文化的景観はありませんが、海辺、農山村部において生活・生業と一体となった伝統的・歴史的な景観を見ることができます。

このうち海辺においては、鞆町や内海町の町並みと港湾があり、鞆は町並みが重要伝統的建造物群保存地区となっています。

内陸部の旧街道では旧神辺宿・今津宿、横尾町の町並み、沼隈町横倉や加茂町広瀬の農村集落、熊野町の棚田景観などをあげることができます。

（6）伝統的建造物群

福山市には、重要伝統的建造物群保存地区である鞆町の町並みがあるとともに、近世山陽道の宿場町であった神辺の町並みにも伝統的建造物が集積しています。

このうち鞆町は、日本を代表する近世の港町であり、重要文化財である沼名前神社能舞台や太田家住宅をはじめ近世・近代の建造物が集積するとともに、数多くの民俗芸能などが建造物や町並みを舞台に継承されています。

神辺の町並みについては、特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅や県史跡神辺本陣跡などがあり、伝統的な産業である酒造業も町並みの中で営まれています。

（7）その他

福山市には、前記の文化財の6分類の範疇に収まらない食文化や特産品、産業、方言などがあり、これらの中には「指定などの措置がとられているか否かに関わらず、歴史上または芸術上など価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産」として、文化財としての価値・役割を有しているものがあります。

例えば、食文化・農業としては、干拓地などで伝統的に栽培されてきたくわい、沼隈町のぶどう、本郷町や金江町の富有柿、駅家町服部のしょうが、山野町のこんにゃく、内海町の花菱などをあげることができます。

加工品・特産品としては、鞆町の花菱酒や保命酒、神辺町の日本酒、松永の下駄、新市の備後餅、福山の琴などをあげることができます。

更に、造船業は最先端の技術が使われていますが、これは瀬戸内の歴史文化、立地性が背景にあると捉えることができます。これらの技術に関しては前記の「無形文化財」、道具・備品に関しては「民俗文化財（有形）」と重なる部分があります。

本市では方言として備後弁が使われていますが、市内の各地域でも異なった特徴があり、時代とともに変化しながら、今も市民の生活に息づいています。

第3章 福山市の歴史文化の特徴

第1節 歴史文化の時代別・分野別の特徴

福山市の文化財を時代別・分野別に捉え、それを取り巻く環境を含めて整理すると、大きくは次のような特徴を見出すことができます。

- 1 遺跡が物語る福山の黎明期のすがた
- 2 交易・交流の基盤と文化
- 3 自然と人工物の美の文化
- 4 中世武士の台頭と近世における福山藩の足跡
- 5 人材の輩出と学問・文芸
- 6 今に引き継ぐ暮らしと産業の文化
- 7 災いとそれに立ち向かってきた英知

1 遺跡が物語る福山の黎明期のすがた

■旧石器時代における人びとの営みと縄文・弥生への発展を伝える遺跡・出土遺物

福山市では、少なくとも2万年前には先人達が暮らしていたことをうかがわせる遺跡や出土品があります。

縄文時代が始まった頃から次第に暖かくなり、瀬戸内海が形成されたことから、福山湾岸や松永湾岸にも貝塚などの多くの縄文時代の遺跡が確認されています。

弥生時代に関しては、神辺平野の環濠集落と、そこから発展した丘陵部の大規模集落などが確認されています。

このように原始時代の遺跡や出土品は、気候変動と瀬戸内海の出現、狩猟から農耕への変遷など、黎明期における先人の暮らしと文化をうかがい知ることのできる遺産です。

■特徴的な数多くの古墳（群）

福山市には、神辺平野一帯を中心に数多くの古墳があるとともに、松永湾岸にも海上交通や海産物による富の集積を背景に築造されたと考えられる古墳があります。

このうち古墳時代の前期・中期は吉備勢力、後期は畿内政権の影響を受けていたことが古墳の築造や出土品から類推できます。また、時系列的にみると、埋葬施設などが変化していることを知ることができます。

このように外部との関係や影響を受け築造された数多くの特徴的な古墳があります。

2 交易・交流の基盤と文化

■街道と海道の遺産

福山市では、市域の北部を東西に古代（中世）山陽道が通り、近世には北部から南西方向・沿岸部近くを通るルートになりました。古代（中世）山陽道の近辺には、往時を継承する社寺があり、寺院跡も確認されています。また、近世山陽道では東から神辺、今津で宿場町が形成され、歴史的な町並みや建造物が残されています。この他、脇街道として、尾道街道、鞆街道、神辺街道、藪路街道、石州街道、笠岡街道等があります。更に、街道沿いには、旅人の休憩所、住民の信仰・交流の場として、各所で辻堂がつくられ、「もてなしの文化」を示すものともいえます。

また、瀬戸内海は古来より海上交通の大動脈であり、福山・松永湾沿岸部には多数の港が

築かれ、交易・交流の拠点となりました。このうち鞆は、奈良時代に大伴旅人が海路で大宰府から都へ帰る途中に鞆で詠んだ歌3首が万葉集に収録されるなど、万葉の時代から瀬戸内海航路の潮待ちの港として発展し、現在でも歴史的な町並みや建造物、生活文化が引き継がれています。

このように街道と海道が通り、人・物・文化・情報が行き交い、繁栄した歴史があり、その遺産が地域に息づいています。

3 自然と人工物の美の文化

■地域に息づく自然の造形と貴重な動植物

福山市には、仙酔島の海食洞や龍頭峡、山野峡、矢川のクリッペ、福山衝上断層など海・山の特徴的な自然の造形（地質・地形）が存在します。

また、竹田のゲンジボタル及びその発生地、安国寺のソテツ、大田神社の大クスノキ、常国寺のケヤキ、賀茂神社のケヤキなど、多くの場所で貴重な動植物が生息・生育しています。加えて、前記の仙酔島やその周辺（海辺）、龍頭峡や山野峡などでは、特徴的な地形と一体となって数多くの動植物を見ることができます。

このように特徴的な地形・地質や貴重な動植物を、市街地やその近くを含めて見学・観察、そして学習することができます。

■中世から近・現代に至る町並み・建築とその文化

福山市には、中世の建造物で国宝の明王院五重塔・本堂をはじめ、重要文化財である社寺や近世城郭、登録有形文化財となっている近世・近代の建造物など、様々な歴史的建造物があります。加えて、港町・鞆、宿場町・神辺等では歴史的な町並みが残り、伝統的な産業や生活文化も引き継がれています。

また、「関西建築界の父」ともいわれる武田五一、建築環境工学の先駆者である藤井厚二を輩出した地域でもあります。

このように、様々な歴史的建造物や町並みが残り、建築・町並みミュージアムとも呼べる空間を構成しており、それらを通じて地域の歴史や文化を知ることができます。

■暮らしと生業、風土が培ってきた美しい空間

福山市には、名勝である鞆公園と町並み、神辺の近世山陽道の町並み、農村の集落や棚田など文化的景観と呼べる場所・空間が各地で見られます。

これらのうち鞆地区では、重要伝統的建造物群保存地区の周辺にも、伝統的建造物が多数存在し、昔からの商店・飲食店、鍛冶業や漁業等の伝統的な産業（生業）が継承され、お弓神事などの伝統行事も継承され、歴史的風致が形成されています。

このように、市域の幾つかの地区において、海・山・町の環境・景観と一体となった暮らしと生業、風土が培ってきた美しい空間を体感することができます。

4 中世武士の台頭と近世における福山藩の足跡

■庄園の発達と中世武士の台頭による福山の中世世界

瀬戸内の陸と海の交通の要衝に位置する福山市は、庄園の発達と神辺平野に代表される豊かな耕作地、街道と海道という経済的基盤を背景に、中世には毛利氏の支配が確立するまで安定した権力が発生せず、国人領主が群雄割拠する状態でした。市内に残る多くの山城・海城、領主ゆかりの寺院・神社には、その時代を生きた武士や民衆の姿、そして毛利氏の統治の歴史が刻まれています。

こうした中世の遺跡や武士に関わる社寺を通じ、荘園の発達と中世武士の姿とともに、戦乱の世を生きた人々の面影を偲ぶことができます。

■西国の鎮衛 福山城と城下町、藩政の遺産

福山城は、江戸時代に西日本の外様大名を牽制するため、譜代大名で初代福山藩主の水野勝成によって築城されました。太平洋戦争中に戦災に遭いながらも、伏見櫓、筋鉄御門は焼失から免れ、この2つの建造物は、鉄道駅から直近の重要文化財でもあります。また、戦災で焼失した天守や御湯殿、明治初期に取り壊された鏡櫓、月見櫓は鉄筋コンクリートで復興され、本丸、二の丸などは福山城跡として史跡に指定されています。三の丸や堀の大半は埋め立てられましたが、重要文化財や再現された建造物、本丸や二の丸、その石垣などによって、勇壮で美しい城郭を体感することができ、公益財団法人日本城郭協会により「日本100名城」にも選定されています。

また、再現された天守は福山城博物館となっており、福山城や福山藩の歴史を学ぶことができます。

一方、旧城下町の一帯は戦災を受け、新たな市街地となっていますが、各所でその痕跡を確認することができます。

このように中心市街地一帯は、城郭と城下町の遺産の上に成り立っており、鉄道駅から直近にある史跡・重要文化財などとともに、歴史的な重層性を有し、街中で城郭と城下町、藩政時代の遺産に触れることのできる空間といえます。

■現代に生き続ける土木遺産

福山市には、干拓、治水などに関わる土木遺産が多数存在しています。山城、城郭・城下町も、基盤は土木遺産ということもできます。これらの中には、堂々川や別所の砂留群など現在も機能しているものがあるとともに、干拓地は市街地や農地となって遺産が継承され、福山城の城郭遺構の本丸、二の丸等は史跡となり、市民の憩いの場や観光、都市景観の重要な要素となって市街地に根付いています。

このように、現代に生き続ける様々な時代の土木遺産が地域に存在し、先人の知恵と努力、当時の有り様に思いを馳せることができます。

5 人材の輩出と学問・文芸

■学問・文芸の遺産

福山市は、江戸時代後期の教育者・儒学者、そして漢詩人である菅茶山を輩出した地であり、茶山が開いた廉塾の建物などが残されています。また、藩校「誠之館」を設立した7代藩主阿部正弘、全国に先駆けて初等教育普及に取り組んだ窪田次郎、青年教育に生涯を捧げた山本瀧之助、童謡詩人葛原しげる、小説家井伏鱒二などを生んだ地でもあります。

このように、学問・文芸に関わる人材を数多く輩出し、「廉塾ならびに菅茶山旧宅」は特別史跡に指定され、藩校「誠之館」は現在の広島県立福山誠之館高等学校につながるなど、先人たちを偲ぶことのできる建造物や場所が各地に残されています。

6 今に引き継ぐ暮らしと産業の文化

■暮らしに息づく民俗芸能

福山市には、はねおどり（沼隈町、田尻町）、蔵王のはねおどり、二上りおどり、ひんよう踊り、備後田尻荒神神楽、本郷神楽、柞磨の継獅子舞、お手火神事、お弓神事、能登原とんど、茅の輪くぐり、ほら吹き神事・市立大祭（吉備津神社）、だんじり、弁天島花火大会、

アイヤ節など、多種多様な無形の民俗文化財が各地で継承され、季節の到来を告げる風物詩にもなっています。

これらのうち瀬戸内に初夏の到来を告げる「福山鞆の浦弁天島花火大会」では、花火打ち上げ前に地元住民によって鞆の浦の伝統芸能「アイヤ節」が披露され、三味線の音楽と、うちわを使って踊るリズムカルな踊りが始まると会場が盛り上がります。

このように、暮らしに息づく無形の民俗文化財を、舞台となる神社又はその他の場所、そして時（季節）とともに体感することができます。

■今の暮らしに息づく伝統的な食

福山市には、海苔・魚介類やその加工品、くわい、富有柿、横尾飴、しょうが、こんにゃく、ぶどう、あんずをはじめ、伝統的な海と山の幸（海産物、農産物）が多種多様にあります。加えて、農産物は、芦田川やその支流などの川の恵み（灌漑）の産物といえます。

さらに、伝統的な漁法（鞆の浦鯛しばり網漁法）が継承され、観光資源（鞆の鯛網）にもなっています。

こうした食材を利用し、郷土料理も継承され、伝統的な農産物の栽培・加工方法などを含め食文化と捉えることができます。

このように、海・山・川の伝統的な食文化を、海産物・農産物を生み出す場所や周辺の環境・景観と一体となって体感し、楽しむことができます

■産業振興の歴史と地場産業としての継承・発展

福山市では、街道や海道が通り、宿場町や港町では産業が興り、福山藩による干拓や治水、殖産興業によって農業や商工業が発展しました。本市の代表的な伝統産業として福山琴、松永下駄、鞆保命酒、備後豊表、備後絣があり、このほかにも松永の塩や新市のデニム、神辺の酒造、鞆の鉄鋼業・海産物、沼隈の造船、内海の捕鯨網・海苔などがあります。

このように、各地において立地や土地条件などの特性を生かしながら、産業が興り発展した歴史があり、現在に引き継がれた地場産業、特産品も少なくありません。

7 災いとそれに立ち向かってきた英知

■災害・飢饉に立ち向かった先人の知恵と努力

福山市では、江戸時代の治水で築かれた砂留が今も機能し、災害碑も幾つかの地区に残されています。また、沼隈や田尻、蔵王地区で継承されている「はねおどり」は、農村行事の虫送り・雨乞いに求められたものです。

さらに、飢饉時に困窮者を救済する組織「義倉」や一揆などの史料も残され、先人の苦勞と努力をうかがい知ることができます。

このように、災害や飢饉に備えた先人の知恵や取組を伝える遺産などが数多く残されており、歴史から災害や防災を学ぶ教材ともいえます。

■戦災と復興“ばらのまち”

福山市は戦災都市の一つでもあり、1945年(昭和20年)8月8日の深夜、市街地や深安町などをB-29爆撃機が襲い、多くの人命を失い、軍事施設や工場、そして市街地が大きな被害を受けました。この空襲では当時、国宝であった福山城の天守なども焼失しました。

戦争が終わると復興への取組が始まり、次第に市街地が整備されていきました。その過程で、花園町の南公園（現在のばら公園）付近の住民が、「戦災で荒廃した街に潤いを与え、人々の心に和らぎを取り戻そう」と昭和30年代初頭、その公園にばらの苗木を植えました。これが「ばらのまち福山」の始まりです。

このように、戦争・戦災という悲しい出来事から立ち上がり、市民と行政が手を携えて復興・まちづくりに取り組んだ歴史文化があります。



福山市の歴史文化の概括的な把握・整理

前述の文化財の時代別・分野別の特徴などを踏まえ、福山市の歴史文化の特徴を一言（フレーズ）で表現すると、『瀬戸内の潮目に育まれた先進性と交流の気質、そして数々の困難を乗り越えてきた英知を伝える歴史文化』ということができます。

第2節 福山市における関連文化財群と文化財保存活用区域

本計画では、次のとおり関連文化財群^{※1}と文化財保存活用区域^{※2}を設定し、文化財の保存と活用を推進することとします。

1 関連文化財群

(1) 関連文化財群の考え方と設定方針

関連する複数の文化財を、関連文化財群として捉え、一体的に保存・活用していくことは、文化財の魅力を高め、かつ、分かりやすく価値を伝えていくための効果的な方策の一つです。

また、個々の文化財の価値や魅力に加え、それらがテーマ・ストーリーでつながり合い相乗効果を発揮することによって“群”としての価値や魅力が顕在化され、市内外の見学者・来訪者の増加も期待されます。

加えて、関連文化財群を設定するに当たって重要なことは、市民の文化財に対する関心や理解を高め、身近な存在として文化財に親しんでもらうこと、更には文化財の保存・活用に主体的に取り組む意識を持ってもらうことです。そのためには、分かりやすい明確なテーマ・ストーリーを設定し、関連文化財群などに関わる情報共有や魅力ある体験機会の確保などが必要となります。さらに、市民の目線で捉えた文化財を中心に、新たな関連文化財群の設定と活用を検討することが重要です。

こうしたことを踏まえ、関連文化財群の設定方針を次のように示します。

○関連性（ストーリー性：ストーリーによる関連付け）

- ・テーマ・ストーリーによってつなぐことができる（結ばれる）文化財
- ・福山市の歴史文化を特徴付け、魅力を高めるテーマ・ストーリーの設定

○継承性（実在性）

- ・現在も存在している、現在まで技術・技能・習俗が伝承されている文化財

○時代性・時代横断性

- ・原則、文化財の時代が（ある程度）分かるもの
- ・時代が明確ではないが大切にしたいものなども取り上げることが可能
- ・時代横断的・通史的な設定も検討

○公開性（活用性）

- ・活用が可能な文化財：原則、だれでも訪れて見たり、聞いたりできること

○文化財抽出の柔軟性・段階性

- ・上記の事項が明確でない場合でも、可能性があると考えられる文化財はできる限り取り上げ、検討を進めていく中で段階的に選択

※1 関連文化財群

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることができる。

※2 文化財保存活用区域

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることを期待される。※「文化財保存活用地域計画」パンフレット（文化庁）より…上記も同様

(2) 関連文化財群の設定

前記の関連文化財群の設定方針を踏まえ、福山市の歴史文化の特徴及び設定方針に適合すると想定できる主要な文化財やその分布を勘案し、16の関連文化財群(次頁)を設定します。

こうした関連文化財群をもとに、市民・地域活動団体等の主体的な参加を促し、関連文化財群の掘り下げと見直しを行いながら、文化財をその周辺環境を含めて守り、生かす取組の展開をめざします。

なお、今後の文化財の調査や把握、市民等による文化財の(再)発見と情報共有などを通じて、新たなテーマ・ストーリーを見出した場合には、柔軟に修正や追加設定を行います。

こうした関連文化財群の設定の流れを整理したものが次頁の図で、時代的な位置付けは次々頁の図のようになります。

【関連文化財群の7大項目(歴史文化の特徴)＋今後の可能性※】

- I 遺跡が物語る福山の黎明期のすがた
- II 交易・交流の基盤と文化
- III 自然と人工物の美の文化
- IV 中世武士の台頭と近世における福山藩の足跡
- V 人材の輩出と学問・文芸
- VI 今に引き継ぐ暮らしと産業の文化
- VII 災いとそれに立ち向かってきた英知

※可能性：新たな関連文化財群の設定に対応した大項目

《時代区分について》

日本史における時代区分は、各時代の画期をいつに置くかにより諸説ありますが、ここでは教科書(教材)としても利用されている「図説日本史」(発行者：東京書籍)を参考にして、下記のように設定しています。

原始：旧石器時代・縄文時代・弥生時代

古代：古墳時代(ヤマト王権の成立)から飛鳥時代・奈良時代・平安時代

中世：鎌倉時代・室町時代

近世：安土桃山時代・江戸時代

近代：明治時代・大正時代・昭和時代(太平洋戦争終結まで)

現代：太平洋戦争終結後から現在まで



《関連文化財群において取り上げる文化財の時代について》

○文化財の時代が(ある程度)分かるもの

○時代が明確ではないが、大切にしたい文化財を取り上げることも可能

○ある特定の時代の文化財、又は時代横断的な文化財

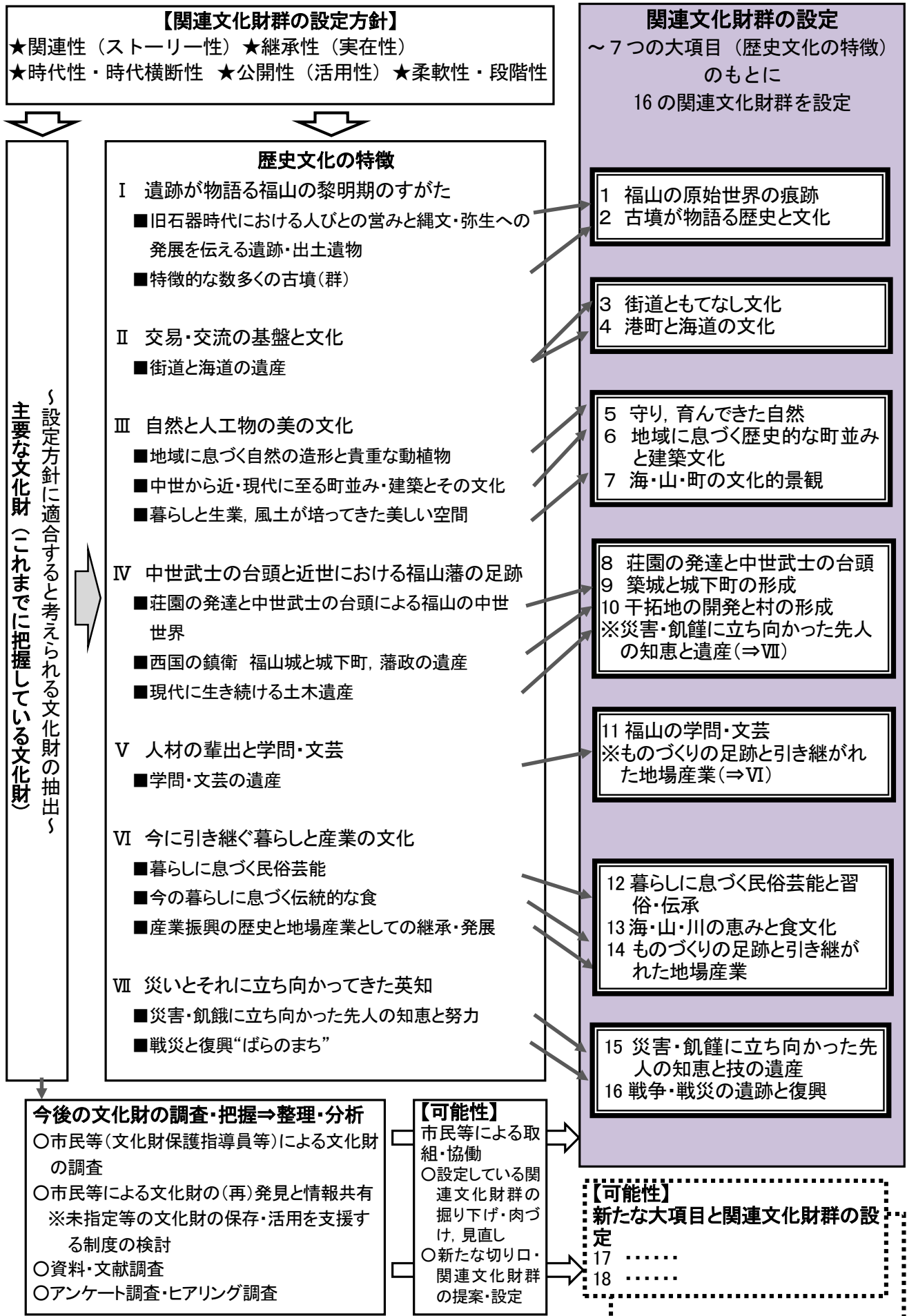


図 3-1 関連文化財群の設定

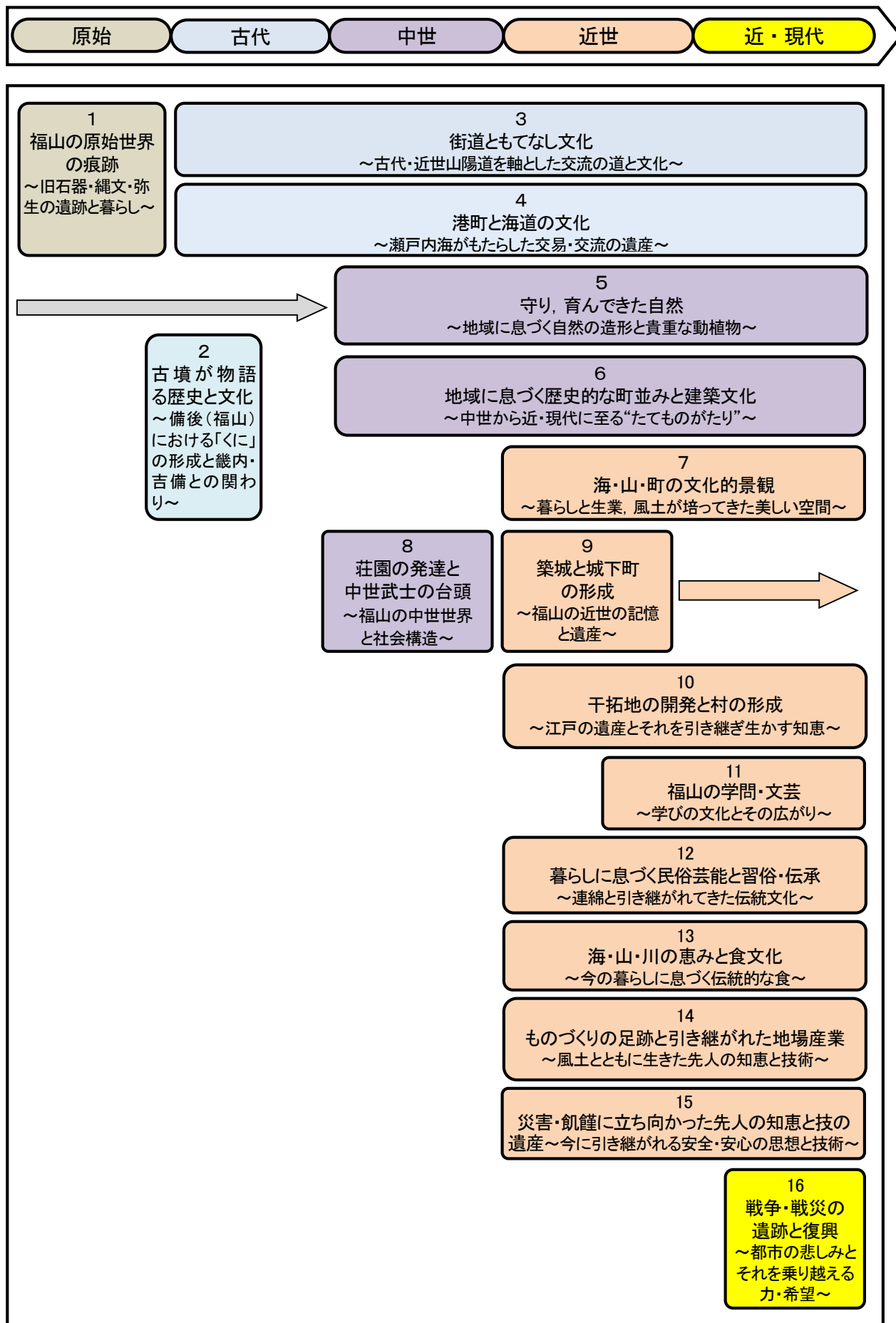


図 3-2 関連文化財群の時代的な位置付けのイメージ

(3) 福山市における関連文化財群の概要

16の関連文化財群について、それぞれの概要を整理すると、次のようになります。

表 3-1 「I 遺跡が物語る福山の黎明期のすがた」に係る関連文化財群

| テーマ | ストーリーの概要・主な構成要素 |
|--|---|
| <p>1 福山の原始世界の痕跡～旧石器・縄文・弥生の遺跡と暮らし～</p> | <p><ストーリーの概要> ○神辺平野一帯や福山湾岸、松永湾岸を中心に立地する旧石器・縄文・弥生時代の遺跡、そして関係する資料館等をつなぐ関連文化財群です。少なくとも2万年前の旧石器時代から連綿と続く福山の歴史文化・地域の有り様を、市民・来訪者などが、その黎明期に遡って見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素> ・神谷川弥生式遺跡、宮脇石器時代遺跡 ・馬取遺跡、大門貝塚 ・御領遺跡、大宮遺跡 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">神谷川弥生式遺跡 (県史跡) 宮脇石器時代遺跡 (県史跡) 大門貝塚</p> |
| <p>2 古墳が物語る歴史と文化～備後(福山)における「くに」の形成と畿内・吉備との関わり～</p> | <p><ストーリーの概要> ○神辺平野一帯を中心に現存する古墳や関わりのある文化財、資料館等をつなぐ関連文化財群です。畿内・吉備との関係や影響、時代的・地域的な特徴を有する数多くの古墳を通じて、古墳の形や築造方法、その背景、当時の社会構造や精神世界などを見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素> ・二子塚古墳、石鎚山古墳群 ・松本古墳、大谷古墳 ・尾市第1号古墳、御領古墳群 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">二子塚古墳 (史跡) 松本古墳 (県史跡) 尾市第1号古墳</p> |

表 3-2 「Ⅱ 交易・交流の基盤と文化」に係る関連文化財群







| テーマ | ストーリーの概要・主な構成要素 |
|--|---|
| <p>3 街道ともてなし文化～古代・近世山陽道を軸とした交流の道と文化～</p> | <p><ストーリーの概要> ○古代（中世）山陽道と近世山陽道をはじめ多数の街道，関連する遺跡や建造物，もてなしの文化などをつなぐ関連文化財群です。街道を通じて培われた歴史文化を見て，知って，学び，追体験すること，そして文化財としての価値を守り，生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉備津神社，中谷廃寺跡 ・廉塾ならびに菅茶山旧宅，神辺本陣 ・辻堂，常夜燈，道標 など <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>吉備津神社本殿 (重要文化財)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>廉塾ならびに菅茶山旧宅 (特別史跡)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>辻堂 (駅家町服部)</p> </div> </div> |
| <p>4 港町と海道の文化～瀬戸内海がもたらした交易・交流の遺産～</p> | <p><ストーリーの概要> ○瀬戸内海の海上交通や港町，関連する遺跡や建造物などをつなぐ関連文化財群であり，海上交通やそれを利用した交易・交流を通じて培われた歴史文化を見て，知って，学び，追体験すること，そして文化財としての価値を守り，生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ・明王院五重塔・本堂，宮の前廃寺跡，草戸千軒町遺跡 ・鞆の町並み ・鞆港湾施設（常夜燈，雁木，波止，船番所跡，焚場跡）など <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>明王院五重塔・本堂 (国宝)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>宮の前廃寺跡 (史跡)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鞆港湾施設(雁木)</p> </div> </div> |

表 3-3 「Ⅲ 自然と人工物の美の文化」に係る関連文化財群

| テーマ | ストーリーの概要・主な構成要素 |
|---|--|
| <p>5 守り、育んできた自然～地域に息づく自然の造形と貴重な動植物～</p> | <p><ストーリーの概要> ○海、山、川の特徴的な自然の造形、貴重な動植物の生息・生育している場をつなぎ、先人達が守り、育んできた自然を見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素> ・仙酔島の海食洞、福山衝上断層 ・龍頭峡、藤尾の滝 ・菅町のシダレザクラ、賀茂神社のケヤキ ・竹田のゲンジボタル及びその発生地 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 福山衝上断層（奈良津露頭） （県天然記念物） 竹田のゲンジボタル及びその発生地（県天然記念物） 藤尾の滝 </p> |
| <p>6 地域に息づく歴史的な町並みと建築文化～中世から近・現代に至る“たてものがたり”～</p> | <p><ストーリーの概要> ○福山市に残されている指定・選定・登録の建築物や未指定の歴史的建築物、近・現代の特徴的な建築物、及び鞆や神辺などの歴史的町並み、更にはそこに息づく生活文化などをつなぐ関連文化財群です。中世から近・現代に至る“たてものがたり”を見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素> ・明王院五重塔・本堂 ・福山城伏見櫓・筋鉄御門 ・旧マルヤマ商店事務所、旧駅家村役場庁舎 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 福山城伏見櫓（重要文化財） 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区（重要伝統的建造物群保存地区） 旧駅家村役場庁舎 </p> |
| <p>7 海・山・町の文化的景観～暮らしと生業、風土が培ってきた美しい空間～</p> | <p><ストーリーの概要> ○名勝である鞆公園と鞆の町並み、近世山陽道の町並み、農村の集落や棚田など文化的景観と呼べる一定のまとまりのある区域・空間、更にはそこに息づく生活文化などをつなぐ関連文化財群です。暮らしと生業、風土が培ってきた美しい空間やそこでの営みを見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素> ・鞆公園、鞆の町並み ・近世山陽道の町並み（神辺、今津） ・熊野町の棚田、藺草の水田 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 鞆公園（名勝） 近世山陽道の町並み（今津） 熊野町の棚田 </p> |

表 3-4 「IV 中世武士の台頭と近世における福山藩の足跡」に係る関連文化財群

| テーマ | ストーリーの概要・主な構成要素 |
|---|--|
| <p>8 荘園の発達と中世武士の台頭～福山の中世世界と社会構造～</p> | <p><ストーリーの概要> ○荘園における耕作地の拡大と発達，国人領主の群雄割拠といった歴史状況を伝える遺跡や建造物などをつなぐ関連文化財群です。福山の中世世界の形成と社会構造を物語る歴史文化を見て，知って，学び，追体験すること，そして文化財としての価値を守り，生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一宮（桜山慈俊拳兵伝説地） ・相方城跡，神辺城跡，天別豊姫神社 ・常国寺，草戸千軒町遺跡 など <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 相方城跡（県史跡） 常国寺唐門（県重要文化財） 天別豊姫神社 </p> |
| <p>9 築城と城下町の形成～福山の近世の記憶と遺産～</p> | <p><ストーリーの概要> ○福山城の築城と城下町の建設，藩政の遺産をつなぐ関連文化財群です。築城と近世城下町を物語る有形・無形の文化財を見て，知って，学び，追体験すること，そして文化財としての価値を守り，生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福山城跡，旧内藤家長屋門 ・姫谷焼窯跡，二上がりおどり ・どんどん池，千間土手跡 など <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 福山城跡（史跡） 福山誠之館高等学校記念館 (国：登録有形文化財) どんどん池 </p> |
| <p>10 干拓地の開発と村の形成～江戸の遺産とそれを引き継ぎ生かす知恵～</p> | <p><ストーリーの概要> ○江戸時代に行われた干拓の遺産と村の形成をつなぐ関連文化財群です。現在の市街地や農地，そこでの営みの礎となる歴史文化，そしてそれを引き継ぎ生かしてきた先人の知恵を見て，知って，学び，追体験すること，そして文化財としての価値を守り，生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ・草深の唐樋門，松永上之町共同井戸 ・村上家住宅，塩崎神社，上田玄蕃直次之碑 ・春日池，多数の水路 など <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 村上家住宅(国：登録有形文化財) 草深の唐樋門（県史跡） 春日池 </p> |

表 3-5 「V 人材の輩出と学問・文芸」に係る関連文化財群

| テーマ | ストーリーの概要・主な構成要素 |
|---------------------------------|--|
| <p>11 福山の学問・文芸～学びの文化とその広がり～</p> | <p><ストーリーの概要> ○福山市における学問や文芸に関わる歴史上の人物とその足跡をつなぐ関連文化財群です。各地に残され、伝えられている“知”の遺産を見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廉塾ならびに菅茶山旧宅 ・沼名前神社能舞台，葛原家住宅，山本瀧之助関係資料 ・能，茶道，書道 など <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>沼名前神社能舞台(重要文化財)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>山本瀧之助関係資料 (市重要文化財)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>葛原家住宅</p> </div> </div> |





表 3-6 「VI 今に引き継ぐ暮らしと産業の文化」に係る関連文化財群

(1/2)

| テーマ | ストーリーの概要・主な構成要素 |
|--|---|
| <p>12 暮らしに息づく民俗芸能と習俗・伝承～連綿と引き継がれてきた伝統文化～</p> | <p><ストーリーの概要> ○踊りや神楽，祭り，神事など継承されている民俗芸能などをつなぐ関連文化財群です。各地域に残され、伝えられている伝統的な営みを見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王のはねおどり，本郷神楽 ・ひんよう踊り，祇園祭 ・茅の輪くぐり，アイヤ節，八朔の馬出し など <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>蔵王のはねおどり (県無形民俗文化財)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ひんよう踊り (県無形民俗文化財)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>八朔の馬出し</p> </div> </div> |

| テーマ | ストーリーの概要・主な構成要素 |
|--|--|
| <p>13 海・山・川の恵みと食文化～今の暮らしに息づく伝統的な食～</p> | <p><ストーリーの概要> ○伝統的な食材・食品，料理をつなぐ関連文化財群です。各地域に伝えられている伝統的な“食”や食文化を見て，知って，学び，追体験すること，そして伝統的な“食”や食文化の価値を継承し，生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 韮の浦鯛しばり網漁法 ・ 保命酒，横尾飴，うずみ ・ くわい，ぶどう，富有柿 など <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>韮の浦鯛しばり網漁法 (市無形民俗文化財)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>保命酒</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>くわい</p> </div> </div> |
| <p>14 ものづくりの足跡と引き継がれた地場産業～風土とともに生きた先人の知恵と技術～</p> | <p><ストーリーの概要> ○歴史的に培われたものづくりやその遺産，それを引き継ぎ発展させた地場産業をつなぐ関連文化財群であり，風土とともに生き，それを生かしてきた先人の知恵と技術を見て，知って，学び，追体験すること，そして文化財の視点からも，その価値を継承し，生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太田家住宅，松永塩商社跡 ・ 備後表，備後緋 ・ 姫谷焼，鯨網，下駄 など <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>姫谷焼色絵皿 (県重要文化財)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>備後緋</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>備後畳表</p> </div> </div> |

表 3-7 「Ⅶ 災いとそれに立ち向かってきた英知」に係る関連文化財群

| テーマ | ストーリーの概要・主な構成要素 |
|---|--|
| <p>15 災害・飢饉に立ち向かった先人の知恵と技の遺産～今に引き継がれる安全・安心の思想と技術～</p> | <p><ストーリーの概要> ○江戸時代から近・現代に至る災害・飢饉やそれに立ち向かった足跡・痕跡をつなぐ関連文化財群です。歴史的な出来事や人々の苦労や努力，知恵や技を見て，知って，学び，追体験すること，そして文化財の視点からも，今に引き継がれる安全・安心の思想と技術を学び，生かすことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素> ・堂々川1番～6番砂留，鳶ヶ迫砂留 ・内広砂留，別所砂留，大谷砂留 ・河相周兵衛と義倉，地神 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>堂々川6番砂留 (国：登録有形文化財)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>別所砂留</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>延宝元年の大雨死者供養塔</p> </div> </div> |
| <p>16 戦争・戦災の遺跡と復興～都市の悲しみとそれを乗り越える力・希望～</p> | <p><ストーリーの概要> ○太平洋戦争末期に大空襲を受けた歴史と復興への取組，その結実などをつなぐ関連文化財群であり，人々と都市の悲しみ，それを乗り越える努力，行動などを見て，知って，追体験すること，そして歴史に学び，平和と未来への希望をつなぐことをめざすものです。</p> <p><主な構成要素> ・福山城の焼石垣，安部和助別邸跡 ・旧陸軍四十一連隊西門柱，ばら公園 ・忠魂碑，戦没者慰霊碑 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>福山城の焼石垣</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ばら公園</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>福山海軍航空隊無線壕跡</p> </div> </div> |

2 文化財保存活用区域

(1) 文化財保存活用区域の考え方と設定方針

文化財保存活用区域とは、「文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの（戦略的な計画区域）」（「文化財保存活用計画」パンフレット…文化庁）です。

つまり文化財保存活用区域とは、市街地や集落地、田園などと一体となって構成される区域であることから、文化財を保護するために規制する区域ではなく、文化的な空間の保全・創出、更には市民の主体的な参加や地域活動などと合わせて、文化の薫り高い地域を守り、育てていく区域として捉えることが重要となります。

このため、福山市では、文化財の存在状況などを踏まえ、文化財をその周辺環境も含め一体的に保存・活用するため、次のような基本的な考え方（設定方針）に基づき、文化財保存活用区域を設定します。

【文化財保存活用区域の設定方針】

■文化財が相対的に集積している区域

関連文化財群を構成する文化財、その他の文化財が相対的に数多くあり（集積し）、周辺環境と合わせて面的な文化財の保存・活用ができる、又はその可能性の高い区域とします。

■関連文化財群と部分的に重なる区域

関連文化財群を構成する文化財を部分的に組み入れ、関連文化財群のテーマを含めて文化財の保存・活用が考えられる区域とします。

この点については、文化財保存活用区域における文化財の保存・活用が、その区域で完結するのではなく、周辺地域又は福山市の各地域とつながることで波及効果が生み出されることを期待するものです。

■文化財の保存・活用のテーマ等が見いだせる区域

文化財の保存・活用のテーマ等を見出すことができる区域とします。

ただし、設定したテーマが、文化財保存活用区域内の全ての文化財を包含する必要はありません。ここで設定するテーマ等は、それぞれの文化財保存活用区域の特色・個性、そして文化財の保存・活用における柱（主たるテーマ）を示すことに主眼を置くものです。

つまり、市民に情報が伝わり、文化財への関心や意識、気運が高まり、取組（活動）の具体化や支援・参加につながることを意図しています。

また、テーマに関係する文化財だけでなく、それ以外の区域内的の文化財を含め、可能な限り面的に文化財の保存・活用をめざすものです。

■市街地・集落地を含んでいる区域または近接している区域

住民等による日常的な文化財の維持管理や保存・活用を意図し、市街地・集落地を含んでいる又は近接している区域とします。

(2) 福山市における文化財保存活用区域の設定

前記の設定方針に基づくとともに、地域的なバランスを考慮し、9つの文化財保存活用区域（次頁参照）を設定します。この地域バランスの考慮は、各地域において、地域住民や地域活動団体等が中心となった文化財の保存・活用の取組を促進することを意図しています。

範囲については、原則として明確な区分線は設けず、ゾーンの的な設定とします。明確な区域は、必要に応じて今後、具体的な取組（活動）を進める中で検討することとします。

なお、明確な区域設定を行う必要があるのは、次のような計画策定や事業を行う場合が想定されます。

<明確な区域設定を行う場合の例>

- 歴史的風致維持向上計画（歴史まちづくり法）の重点区域とする場合
- 文化財やその周辺の環境整備（事業）を行う場合 など

ただし、市民や地域活動団体等が主体的に関わる文化財の保存・活用の取組（活動）においては、必ずしも明確な区域割りをを行う必要はなく、むしろ柔軟に捉えた方がよい場合が多いと考えます。

また、今後、市民や地域活動団体等の主体的な参加のもとに、新たな区域設定や区域の縮小・拡大、複数の区域を合わせた範囲の設定に柔軟に対応していくこととします。

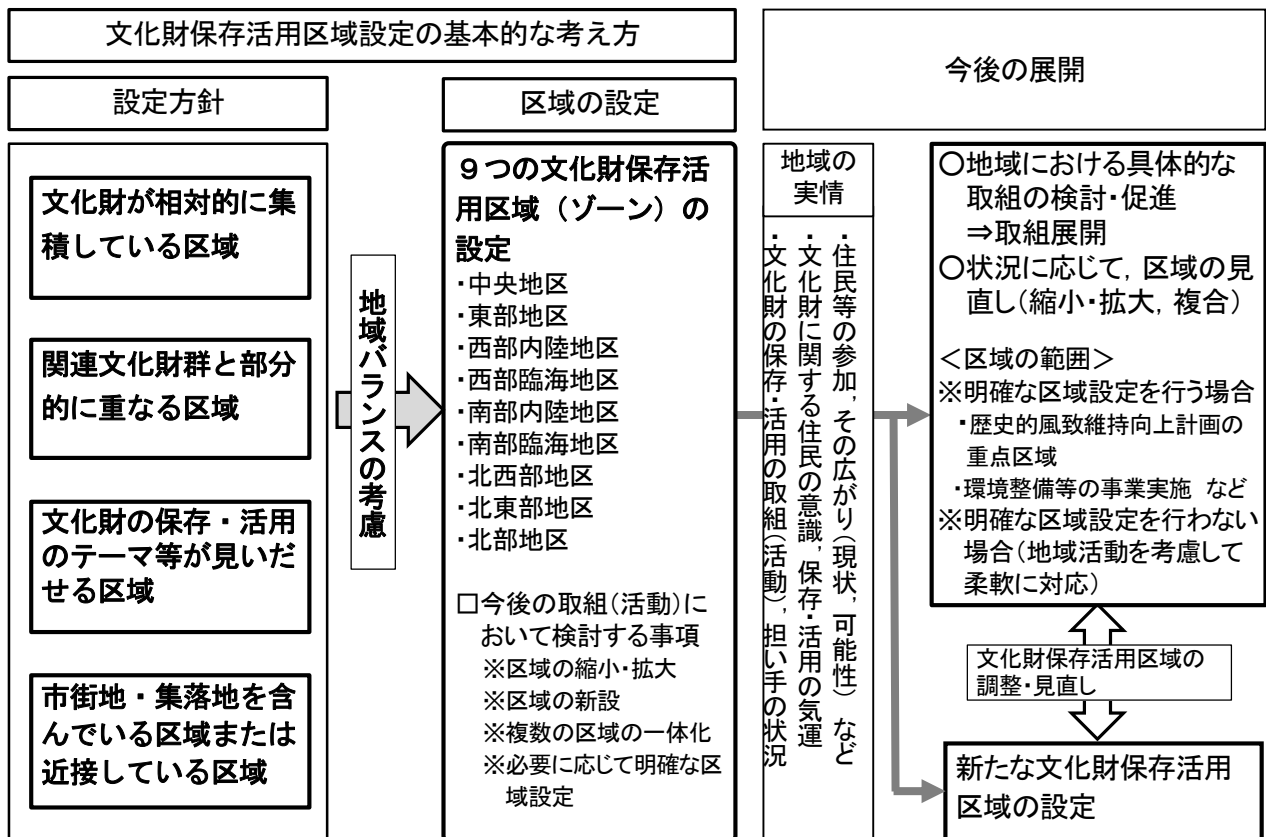


図 3-3 文化財保存活用区域設定の基本的な考え方と今後の展開

- 地区(区域)の範囲については、原則として明確な区分線は設けず、ゾーン的な設定とします。
- 今後、市民や地域活動団体等の主体的な参加のもとに、新たな区域設定や区域の縮小・拡大、複数の区域を合わせた範囲の設定に柔軟に対応します
- 地区(区域)の範囲は福山市域を基本とします。

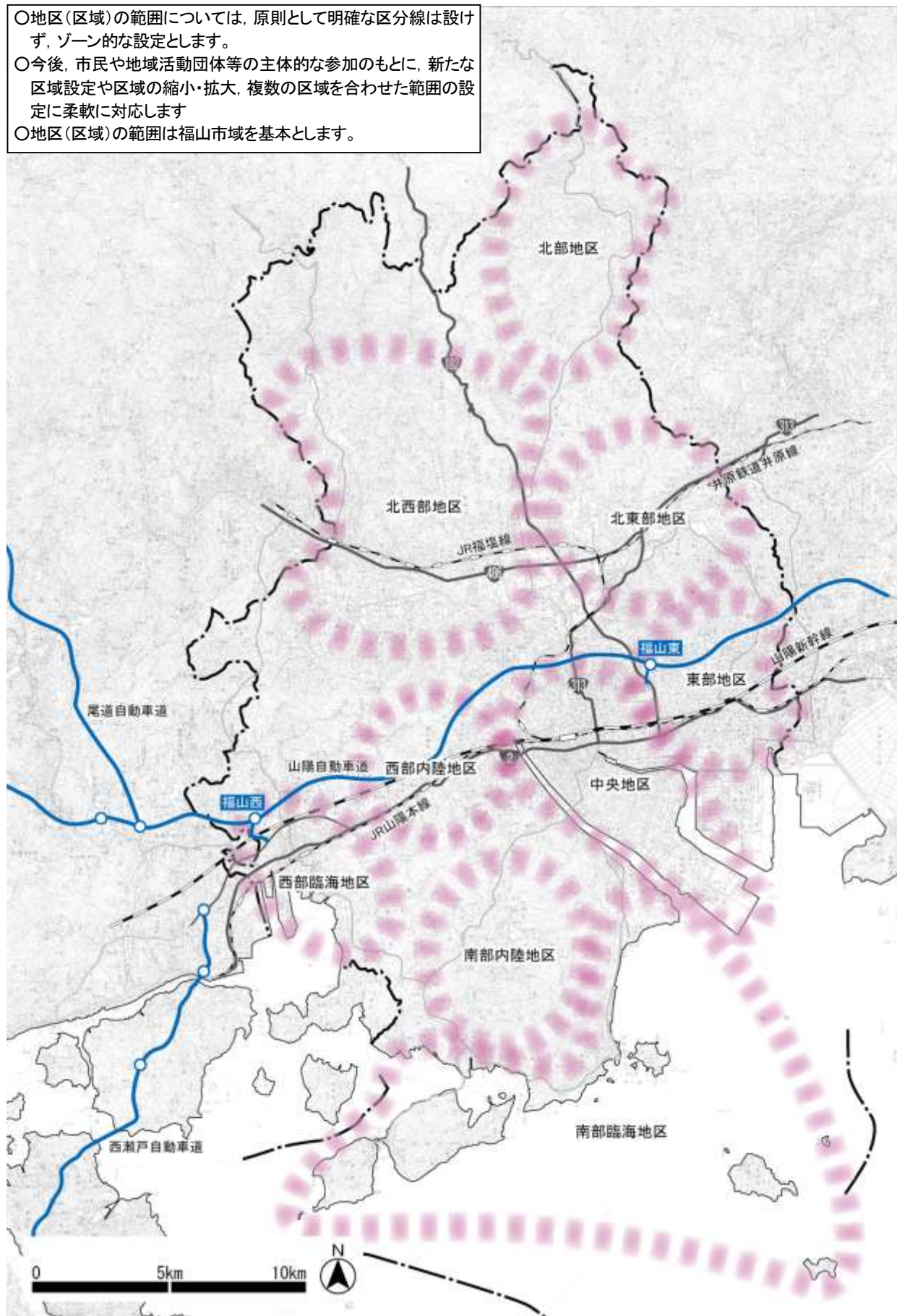


図 3-4 文化財保存活用区域（ゾーン）の設定

(3) 福山市における文化財保存活用区域の概要

福山市における文化財保存活用区域について、前記の設定方針、9つの文化財保存活用区域の設定を踏まえ、区域の名称、文化財の保存・活用の中心テーマ、区域設定の視点(切り口)、関係する関連文化財群、構成要素の代表例などを整理します。

表 3-8 文化財保存活用区域 (概要・一覧)

(1/3)

| 区域の名称 ＜中心テーマ＞ 〔主な地域〕 | 区域設定の視点(切り口) ＜関係する関連文化財群＞ | 構成要素の代表例(一部) ◆指定等 ◇未指定等 ◎資料館等 |
|---|--|--|
| 中央地区 (中心市街地及びその周辺) ＜中心テーマ＞ 中世の遺産と城下町・福山を引き継ぐ『ばらのまち』～それを市民・地域・行政で守り、生かす～ 〔地域〕 丸ノ内、伏見町、延広町、東桜町、草戸町 ほか | ○旧城下町やその周辺の江戸時代の干拓地を中心とした文化財保存活用区域 ＜関係する関連文化財群＞ 3 街道ともてなし文化 6 地域に息づく歴史的な町並みと建築文化 9 築城と城下町の形成 10 干拓地の開発と村の形成 11 福山の学問・文芸 16 戦争・戦災の遺跡と復興 | ◆明王院 (国, 県, 市) ◆福山城跡, 筋鉄御門, 伏見櫓 (国) ◆水野勝成墓, 二上りおどり (県) ◆福山城跡小丸山 (市) ◆福山誠之館高等学校記念館 (国: 登録) ◇干拓の遺構 ◇ばら公園 ◇旧陸軍施設の跡 ◎広島県立歴史博物館 ◎福山城博物館・鏡櫓文書館 ◎福山市人権平和資料館 ◎福山市生涯学習プラザ歴史資料室 |
| 東部地区 ＜中心テーマ＞ 原始からの足跡と城下町東の玄関口における遺産～それを市民・地域・行政で守り、生かす～ 〔地域〕 春日町, 蔵王町, 引野町, 大門町 ほか | ○旧城下町の東側, 備中国との境界, 玄関口付近における文化財保存活用区域 ＜関係する関連文化財群＞ 1 福山の原始世界の痕跡 2 古墳が物語る歴史と文化 3 街道ともてなし文化 5 守り, 育んできた自然 | ◆宮の前廃寺跡 (国) ◆蔵王のはねおどり (県) ◆福山衝上断層 (県) ◆大蔭2号古墳 (市) ◆坪生滑池窯跡 (市) ◆宇山のエヒメアヤマ及びその自生地 (市) ◇明知山城跡 ◇春日池 ◇掛谷宗一博士生家 |
| 西部内陸地区 ＜中心テーマ＞ 街道がつなぐ古代と近世の遺産～それを市民・地域・行政で守り、生かす～ 〔地域〕 赤坂町, 瀬戸町, 津之郷町 ほか | ○旧城下町の西側, 近世山陽道と尾道街道が交わる位置にあり, 街道を中心とした文化財保存活用区域 ＜関係する関連文化財群＞ 1 福山の原始世界の痕跡 2 古墳が物語る歴史と文化 3 街道ともてなし文化 | ◆田辺寺塔跡 (県) ◆坂部4号古墳, 本谷1号古墳, イコーカ山古墳, スベリ石1号古 (市) ◆宝篋印塔 (市) ◆津之郷惣堂ひんよう踊り (市) ◆津之郷の食虫植物とその自生地 (市) ◇銀山城跡 ◇一里塚 ◇中村華精の碑, 藤井葦川墓 |
| 西部臨海地区 ＜中心テーマ＞ 海と街道の環境と交わりが育んだ遺産～それを市民・地域・行政で守り、生かす～ 〔地域〕 松永町, 今津町, 本郷町, 金江町 ほか | ○原始時代から人が住み続けてきた松永湾岸において, 伝統的な産業や生活文化, その遺産が息づく文化財保存活用区域 ＜関係する関連文化財群＞ 1 福山の原始世界の痕跡 2 古墳が物語る歴史と文化 3 街道ともてなし文化 12 暮らしに息づく民俗芸能と習俗・伝承 14 ものづくりの足跡と引き継がれた地場産業 | ◆はきものコレクション (国) ◆馬取遺跡 (県) ◆松本古墳 (県) ◆本庄重政墓 (県) ◆長波古墳, 永松古墳 (市) ◆松永上之町共同井戸 (市) ◆今津本陣跡 (市) ◆村上家住宅 (国: 登録) ◆旧マルヤマ商店事務所 (国: 登録) ◇下迫貝塚 ◇だんじり ◎福山市松永はきもの資料館 |

表 3-8 文化財保存活用区域（概要・一覧）

(2/3)

| 区域の名称 <中心テーマ> [主な地域] | 区域設定の視点(切り口) <関係する関連文化財群> | 構成要素の代表例(一部) ◆指定等 ◇未指定等 ◎資料館等 |
|--|---|--|
| 南部内陸地区 <中心テーマ> 半島の自然と風土が育んだ遺産と文化的景観～それを市民・地域・行政で守り、生かす～ [地域] 沼隈町, 熊野町 ほか | ○福山市の南西部, 沼隈半島の内陸部において, 農山村の文化的景観と生業が息づき, 民俗芸能などが継承されている文化財保存活用区域 <関係する関連文化財群> 7 海・山・町の文化的景観 12 暮らしに息づく民俗芸能と習俗・伝承 13 海・山・川の恵みと食文化 | ◆光照寺鐘撞堂, 山門 (県) ◆熊野の上代土器窯跡 (県) ◆はねおどり (県) ◆亀山八幡宮鳥居 (市) ◆一乗山城跡 (市) ◆常国寺のケヤキ, モッコク (市) ◆能登原とんど (市) ◇沼隈町横倉の農村集落 (平家の落人伝説) ◇熊野町の棚田 ◇熊野焼 |
| 南部臨海地区 <中心テーマ> 海と海道が育んだ遺産～それを市民・地域・行政で守り、生かす～ [地域] 鞆町, 走島町, 沼隈町, 内海町 ほか | ○福山市南部の臨海部, 島嶼部において, 海や海道と関わる遺産が数多く存在する文化財保存活用区域 <関係する関連文化財群> 4 港町と海道の文化 5 守り, 育んできた自然 6 地域に息づく歴史的な町並みと建築文化 7 海・山・町の文化的景観 12 暮らしに息づく民俗芸能と習俗・伝承 | ◆安国寺釈迦堂, 沼名前神社能舞台, 太田家住宅 (国) ◆磐台寺観音堂 (阿伏兎観音: 国) ◆沼名前神社鳥居, 弁天島塔婆 (県) ◆はねおどり, 備後田尻荒神神楽 (県) ◆草深の唐樋門 (県) ◆福禅寺対潮楼朝鮮通信使関係史料 (市) ◇歴史的町並み (田島の町地区) ◇西海捕鯨関係資料 ◇村上庄屋敷跡 ◎福山市鞆の浦歴史民俗資料館 ◎福山市田尻民俗資料収蔵庫 ◎福山市うつみ市民交流センター (歴史民俗資料展示室) |
| 北西部地区 <中心テーマ> 旧石器時代から脈々と培われてきた遺産と集積する古墳～それを市民・地域・行政で守り、生かす～ [地域] 芦田町, 新市町, 駅家町, 加茂町 ほか | ○福山市北西部において, 原始時代の遺跡や古墳が多数存在し, 近・現代に至るまでの文化財が存在する文化財保存活用区域 <関係する関連文化財群> 1 福山の原始世界の痕跡 2 古墳が語る歴史と文化 3 街道ともてなし文化 6 地域に息づく歴史的な町並みと建築文化 14 ものづくりの足跡と引き継がれた地場産業 | ◆二子塚古墳 (国) ◆吉備津神社本殿, 神楽殿, 拝殿 (国, 県, 市) ◆山の神古墳, 大迫古墳, 北塚古墳, 石鎚山古墳群, 猪ノ子古墳, 大佐山白塚古墳, 曾根田白塚古墳 (県) ◆素盞鳴神社本地堂 (市) ◆信岡家住宅 (国: 登録) ◆椋山城跡 (市) ◇古代山陽道 ◇芋平遺跡, 竹の迫遺跡 ◇最明寺跡 (品治駅推定地) ◇慶徳廃寺跡 ◇亀寿山城跡 ◇ほら吹き神事, 市立大祭 ◎福山市しんいち歴史民俗博物館 ◎福山市あしな文化財センター |

表 3-8 文化財保存活用区域（概要・一覧）

(3/3)

| 区域の名称 <中心テーマ> [主な地域] | 区域設定の視点(切り口) <関係する関連文化財群> | 構成要素の代表例(一部) ◆指定等 ◇未指定等 ◎資料館等 |
|--|---|--|
| 北東部地区 <中心テーマ> 太古からの交通の要衝に息づく遺産～それを市民・地域・行政で守り、生かす～ [地域] 神辺町 ほか | ○福山市北東部において、原始時代から足跡が残され、街道を通じた遺産などが集積する文化財保存活用区域 <関係する関連文化財群> 1 福山の原始世界の痕跡 2 古墳が物語る歴史と文化 3 街道ともてなし文化 6 地域に息づく歴史的な町並みと建築文化 11 福山の学問・文芸 14 ものづくりの足跡と引き継がれた地場産業 15 災害・飢饉に立ち向かった先人の知恵と技の遺産 | ◆廉塾ならびに菅茶山旧宅(国) ◆亀山弥生式遺跡(県) ◆迫山第1号古墳, 大坊古墳(県) ◆中谷廃寺跡(市) ◆神辺本陣跡, 菅茶山の墓(県) ◆堂々川第1号～第6号砂留, 内広砂留, 鶯ヶ迫砂留(国:登録) ◆御領はねおどり, 神辺二上り踊り(市) ◇小山池廃寺跡 ◇神辺城跡, 要害山城跡 ◇備後国分寺 ◇古代山陽道, 近世山陽道 ◇歴史的町並み(神辺宿) ◎菅茶山記念館 ◎福山市神辺歴史民俗資料館 |
| 北部地区 <中心テーマ> 自然と風土が育んだ山地・山間の遺産～それを市民・地域・行政で守り、生かす～ [地域] 山野町 ほか | ○福山市の北部の山地・山間において、自然と一体となった生活文化や資源・遺産が息づいている文化財保存活用区域 <関係する関連文化財群> 5 守り, 育んできた自然 12 暮らしに息づく民俗芸能と習俗・伝承 13 海・山・川の恵みと食文化 | ◆龍頭峡(県) ◆矢川のクリッペ, 上原谷石灰石巨大礫(県) ◆大原石塔群(市) ◆旧山野村役場(国:登録) ◇猿鳴峡(龍頭峡と猿鳴峡を合わせて山野峡:県立自然公園) ◇こんにやく芋, こんにやく ◎山野民俗資料収蔵庫 |

<関連文化財群>

- 1 福山の原始世界の痕跡～旧石器・縄文・弥生の遺産と暮らし～
- 2 古墳が物語る歴史と文化～備後(福山)における「くに」の形成と畿内・吉備との関わり～
- 3 街道ともてなし文化～古代・近世山陽道を軸とした交流の道と文化～
- 4 港町と海道の文化～瀬戸内海がもたらした交易・交流の遺産～
- 5 守り, 育んできた自然～地域に息づく自然の造形と貴重な動植物～
- 6 地域に息づく歴史的な町並みと建築文化～中世から近・現代に至る“たてものがたり”～
- 7 海・山・町の文化的景観～暮らしと生業, 風土が培ってきた美しい空間～
- 8 荘園の発達と中世武士の台頭～福山の中世世界と社会構造～
- 9 築城と城下町の形成～福山の近世の記憶と遺産～
- 10 干拓地の開発と村の形成～江戸の遺産とそれを引き継ぎ生かす知恵～
- 11 福山の学問・文芸～学びの文化とその広がり～
- 12 暮らしに息づく民俗芸能と習俗・伝承～連綿と引き継がれてきた伝統文化～
- 13 海・山・川の恵みと食文化～今の暮らしに息づく伝統的な食～
- 14 ものづくりの足跡と引き継がれた地場産業～風土とともに生きた先人の知恵と技術～
- 15 災害・飢饉に立ち向かった先人の知恵と技の遺産～今に引き継がれる安全・安心の思想と技術～
- 16 戦争・戦災の遺産と復興～都市の悲しみとそれを乗り越える力・希望～

第4章 文化財の保存・活用の基本理念と課題・方針

第1節 文化財の保存・活用の基本理念

1 文化財の保存・活用の方向性

本計画では、文化財行政とまちづくり行政及びその他の関係部署が連携し、歴史文化を生かしたまちづくりを進めていくことが求められます。

加えて、文化財の保存・活用は、行政だけで対応できるものではなく、所有者等や関係団体、市民・地域活動団体など、地域ぐるみで取り組むことが重要であり、そのためには、市民等の文化財への関心を喚起し、理解につながる簡潔な考え方・言葉を提示することが求められます。

このため、文化財の保存・活用の基本理念とそれから導き出される取組（行為）に関わるキーワードを設定します。

【福山市における文化財の保存・活用の基本理念】

**『瀬戸内の潮目に育まれた先進性と交流の気質、
そして数々の困難を乗り越えてきた英知を伝える歴史文化』
～人を育て、市民・地域で再発見し、守り、生かし、未来へ伝えよう～**

福山市の歴史文化の継承と価値の顕在化・活用に向け、それを支える人を育てながら、地域社会総ぐるみで更なる文化財や歴史文化を再発見し、それらを守り、生かし、未来へ伝えます。

＜取組（行為）に関わる6つのキーワード＞

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| ○人づくり（人を育て） | ○みんな（市民・地域） | ○調べる（再発見） |
| ○守る | ○生かす | ○伝える |

2 めざす将来像（目標）

文化財の保存・活用の基本理念を具体化していくため、その柱となるめざす将来像（6つの目標）を、基本理念のキーワードを踏まえて、次のように設定します。これらのうち、「人づくり（人を育てる）」は全体に共通する目標となります。

また、共通する目標を除く5つの目標は「第2節 文化財の保存・活用の方針」における大方針とし、そのもとに分野別方針（措置の基軸）を設定します。

●将来像（目標）1：文化財を調べる→大方針1：文化財の把握・調査の充実

市民参加により多くの文化財が把握され、計画的に専門的な調査なども進み、それらの成果が市民等と共有されています。

●将来像（目標）2：文化財を守り生かす→大方針2：文化財の保存・活用の推進

市民の文化財に対する関心や理解が高まり、所有者等や行政に加え、市民・地域活動団体等による文化財の保存・活用の取組が各地で行われています。

●将来像（目標）3：文化財を総合的・一体的に保存・活用する→大方針3：文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進

文化財をストーリー等でないだり、周辺環境を含めて面的に保存・活用したりして、より文化の香りの高い環境が整い、まちづくりや観光振興など地域の活性化にもつながっています。

●将来像（目標）4：文化財を災害等から守る→大方針4：文化財の危機管理

文化財の所有者等や行政、市民・地域活動団体等が連携して、文化財を災害や犯罪等から守る取組が行われ、いざというときには文化財レスキュー^{※1}にも対応できています。

●将来像（目標）5：文化財の保存・活用をみんなで支える→大方針5：文化財の保存・活用を支える体制づくり

行政、文化財の所有者等、市民・地域活動団体等、更には市外の人材・団体、関係機関の協力・支援、連携のもとに、文化財を守り、生かす体制が整っています。

●共通する将来像（目標）：人づくり（人を育てる）→すべての大方針に関係

文化財を通じて、市民の福山市やそれぞれの地域への愛着が醸成され、文化財を守り、生かし、次代に伝える人が育っています。

※文化財保護法の目的である「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」（第1条）に立ち返り、市民一人ひとりや地域、福山市にとって、どのようなことが必要で、できることは何かを考えたとき、すべての取組の原点は「人づくり」ということができます。

※1 文化財レスキュー

自然災害により被災した美術工芸品を中心とする文化財等を緊急に保全し、廃棄・散逸や盗難の被害から防ぐための取組。

【文化財の保存・活用の基本理念】
『瀬戸内の潮目に育まれた先進性と交流の気質、そして数々の困難を乗り越えてきた英知を伝える歴史文化』
～人を育て、市民・地域で再発見し、守り、生かし、未来へ伝えよう～

取組(行為)に関わるキーワードと目標との主要な関係

- 人づくり(人を育てる):全体
- みんな(市民・地域):5及び全体に関係
- 調べる(再発見):1
- 守る:2, 3, 4, 5
- 生かす:2, 3, 5
- 伝える:全体

※上記の番号は右の目標(番号)に対応

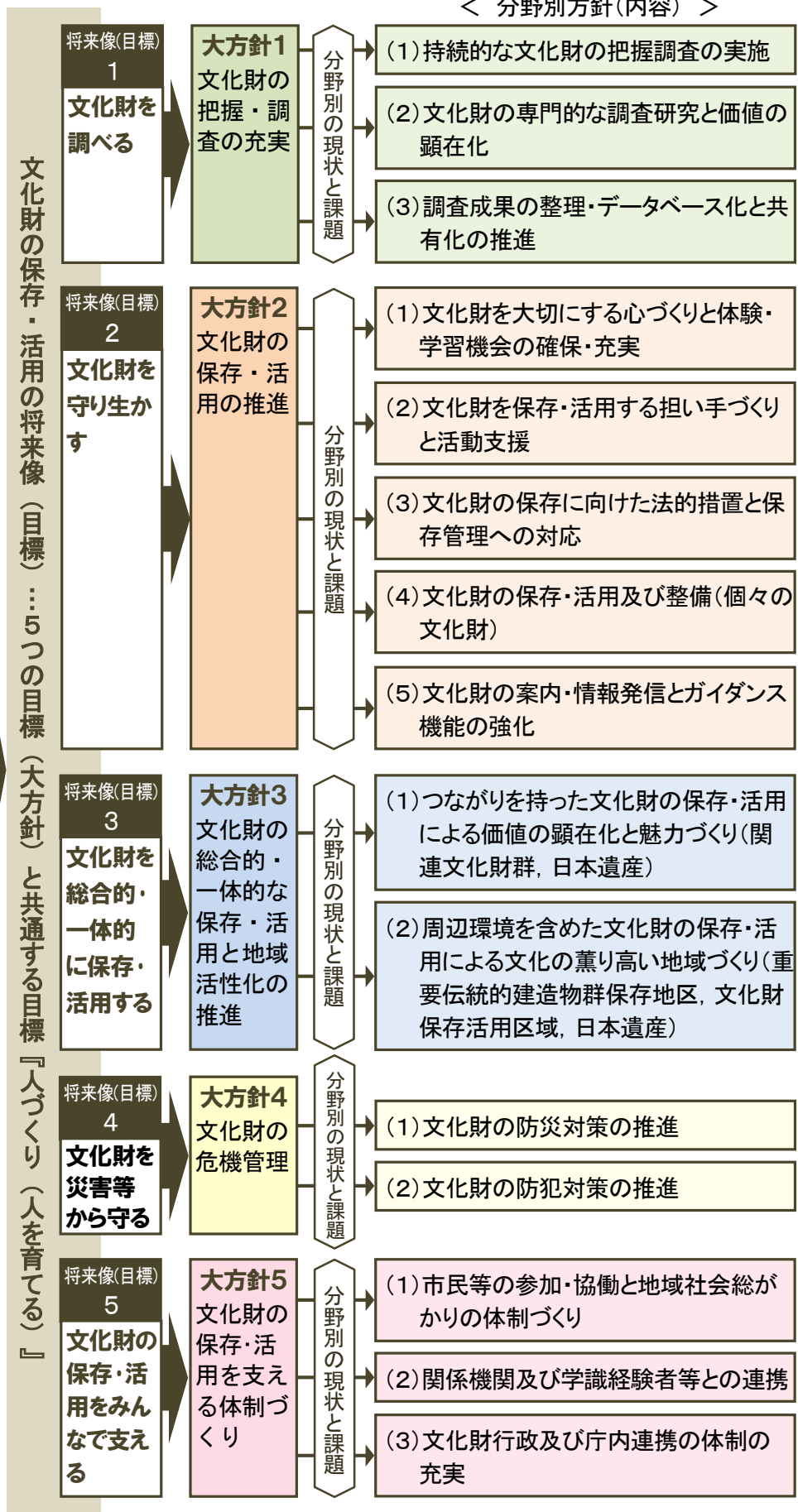


図4-1 めざす将来像(目標・大方針)と課題・方針

第2節 文化財の保存・活用に関する課題及び方針

めざす将来像（目標）から設定した5つの大方針のもとに、大方針を支える分野別の方針の項目を設定し、それらごとに将来像を実現するための課題を整理し、方針の内容を明らかにします。

なお、課題については、その背景を示すために「これまでの取組と現状」を整理します。

1 文化財の把握・調査の充実（大方針1）

（1）持続的な文化財の把握調査の実施

【これまでの取組と現状】

福山市では、これまで公民館を対象とした文化財把握のアンケート調査、文化財保護指導員による辻堂・地神の調査を行っています。

これら調査を通じて、市内には、まだ把握できていない数多くの文化財があること、そして、文化財の把握調査は行政だけでできるものではなく、それぞれの地域について詳しい市民（地域住民）の協力と参加の重要性を再認識することになりました。

しかし、文化財の把握調査は、まだまだ限定的であり、市内には有形・無形の膨大な数の文化財が存在すると考えられます。また、アンケート調査で取り上げられた文化財に関しては、それらの現存の有無、存在する具体の場所、現状などを確認できていないものも多数あります。

【課題】

- ・文化財の総合的な把握のため、6種類の文化財や埋蔵文化財及びその範疇に収まらない文化財（食文化、伝承、方言など）の調査を、どのように持続的に行うかを検討する必要があります。
- ・市民参加により文化財の把握調査を進めるため仕組み・制度は、まだ確立できていません。

【方針】

- 市民や関係団体、学識経験者、研究機関などの協力と参加を得ながら、長期的な視点を持って、計画的かつ継続的に文化財の把握・調査に取り組みます。
- その中では、市民自らが（再）発見し、大切にしたいと思う文化財の保存・活用を支援する仕組みづくりを検討します。

（2）文化財の専門的な調査研究と価値の顕在化

【これまでの取組と現状】

福山市ではこれまでに様々な文化財調査を行ってきたことが、1960年(昭和35年)から毎年発行している『福山市文化財年報』及び各市町史、広島県教育委員会が県内全域で実施した文化財調査等で確認できます。しかし、分野や地域で調査内容に偏りがあります。

市全体では、開発工事に伴い試掘・確認・発掘調査などの対応が必要な埋蔵文化財（遺跡）、日常的に触れる機会が多い建造物や石造物については調査が進んでいます。

一方で、社寺・個人所蔵の美術工芸品や伝統芸能などの無形の文化財は現状を把握しにくいため調査が進んでいません。加えて、庭園などの名勝地や動物、植物、地質鉱物などの自然分野についても、詳細な調査が行われていません。

さらに、福山市には355件の指定等文化財があります。これらの専門的な調査は一部に

限られ、更なる内容の解明・掘り下げが求められる文化財が多数あります。また、現時点で把握している未指定文化財についても、指定等により保存・活用が期待されるものがあります。

【課題】

- ・これまでの文化財調査の成果等を踏まえつつ、全市的な観点や文化財類型ごとの優先順位を考慮して、どのように文化財の専門的調査を行うかを検討する必要があります。
- ・文化財の専門的調査は、大学等研究機関や学識経験者等の支援や参加が不可欠であり、これまで調査ができていない分野を含め、調査研究の体制の構築も必要となります。→「5 文化財の保存・活用を支える体制に関する課題」

【方針】

○学識経験者等の協力や参加のもとに、未指定文化財を含め優先順位を設定しながら、計画的に文化財の専門的調査の実施に取り組み、価値の顕在化に努めます。

(3) 調査成果の整理・データベース化と共有化の推進

【これまでの取組と現状】

これまで本市では、指定等文化財及び調査で把握した辻堂・地神については、表形式で一覧としてデータを作成しており、これらのうち指定等文化財については、市ホームページで類型、指定区分（国・県・市）、名称、所在地、所有者及び写真等で紹介しています。

未指定文化財については、辻堂・地神については、名称、所在する地域・地区、文化財概要程度ですがデータ管理しています。ただし、それは未指定文化財の一部であり、情報量も限定されています。

専門的調査については、その多くは報告書等で取りまとめているますが、市ホームページへのアップを含めた公開は一部となっています。

【課題】

- ・未指定文化財の調査と合わせて、その結果を分かりやすく充実した形で、どのようにデータベース化していくかを検討する必要があります。
- ・専門的調査の成果を含め、個人情報の保護や防犯等に留意しつつ、市民等に分かりやすく伝えること、可能な限り市民等と共有することを意図して、文化財情報の適正な公開及び活用に取り組むことが求められます。

【方針】

○文化財の把握や専門的調査を通じて得た成果は分類・整理し、一元管理を図るとともに、検索可能な形でのデータベース化・地図情報化に努め、個人情報の保護等に留意して、広く情報の公開と共有化を進めます。

○こうした文化財の調査成果は、未指定等の文化財の保存・活用や教育・文化行政における活用とともに、観光や産業振興、まちづくり、地域活性化、景観保全・形成、防災などの基礎資料としての活用にも努めます。

2 文化財の保存・活用の推進（大方針2）

（1）文化財を大切に作る心づくりと体験・学習機会の確保・充実

【これまでの取組と現状】

文化財は、歴史文化の伝承や学び、地域を愛する・誇りに思う心の醸成、地域の魅力づくり、観光資源としての活用など、文化財的価値の保存だけではなく、市民生活や地域活動、産業活動にもつながる多様な役割・可能性を持っています。

また、文化財の保存・活用は、行政だけで担うには限界があり、市民等の理解と協力、そして担い手としての参加が不可欠です。

福山市においては、広報ふくやまの1993年(平成5年)7月号から現地見学できる市内の文化財を未指定等の文化財も含めて紹介する『歴史散歩』を連載してきました。また、庁内各部署、市内の博物館・資料館、交流館、更には地域活動団体の企画による講演会や文化財めぐり、文化財の公開などが開催されています。生涯学習では市まちづくり出前講座のプログラム「福山市の歴史と文化財について」、「福山の歴史講座」などが市民に幅広く活用されています。また、教育委員会により小中学校で副読本を活用した郷土学習が行われています。

【課題】

- ・学校教育や生涯学習など様々な機会を通じて、意識啓発や学習機会、体験機会を充実させることに、どのように取り組むかを検討する必要があります。

【方針】

- 学校教育・生涯学習などでの体験・学習機会の拡充や啓発活動などを持続的に進め、市民の文化財への理解や大切に作る心の醸成をめざします。

（2）文化財を保存・活用する担い手づくりと活動支援

【これまでの取組と現状】

有形・無形の文化財を守り・生かすのは所有者や担い手をはじめ、それを支える市民等の理解と協力も大きな支えとなります。また、無形の文化財は、その担い手がいてはじめて成り立つものですが、担い手の高齢化、後継者不足が指摘されています。

福山市においては、指定等文化財の日常的な維持管理は、所有者により行われていますが、定期的な清掃や草刈りが必要な史跡については、地域の住民や保存団体等と連携して維持管理を行っています。加えて、現地確認できる指定等文化財については文化財保護指導員による巡視を年2回実施し、文化財の毀損、管理状況などについて報告を受け、文化財の現況把握を行っています。

未指定等の文化財については、辻堂・地神の現地調査で地域での維持管理状況の一部が把握できましたが、聞き取り調査により高齢化による担い手・後継者不足という課題が浮き彫りになりました。

一方、主として活用面については、複数の地域・地区で文化財に関する観光ガイド・ボランティアガイド、文化財を生かしたまちづくりと地域の活性化が行われています。

【課題】

- ・指定・未指定の文化財に関わらず、文化財の保存管理等が適切に行われるための後継者等（所有者、管理者）、及び日常的な維持管理の担い手を、どのように確保・育成するかを検討する必要があります。
- ・日常的な維持管理・点検や観光面を含め、文化財を守り・生かすためには地域住民をは

じめとした市民等の力が不可欠です。

- ・地域住民等の協力と参加，更には協働によって，文化財を生かしたまちづくりの推進（地域の活性化）を図ることも期待されます。

【方針】

- 市民・地域活動団体等と行政が連携し，文化財を保存管理・継承したり，観光振興やまちづくり等に生かしたりする担い手（人材・団体）の確保・育成や活動の支援に努めます。

（３）文化財の保存に向けた法的措置と保存管理への対応

【これまでの取組と現状】

福山市には，2023年（令和5年）10月末現在，355件の指定等文化財があります。これらは文化財保護法，広島県文化財保護条例，福山市文化財保護条例等により保護が図られています。また，文化財保護指導員による巡視，文化財の所有者等との連絡・確認などを行っています。

一方，膨大な数が存在すると推定される未指定文化財については，所有者や地域住民等により個々に守り，生かされる場合が多数ありますが，価値が理解されず，毀損・滅失したり，継承されなかったりするものも少なくないと考えられます。

【課題】

- ・未指定文化財のうち，特に価値が高いと推定されるものについては，指定・登録をどのように進めるかを検討する必要があります。
- ・主に未指定文化財（動産）については，置かれている状況を考慮しながら，個人等での保存管理が難しいものについては，保管場所や保管施設等の確保・拡充が必要となります。
- ・指定・未指定を問わず，文化財の所有者等との連携が重要であるが，未指定文化財については，これまで一部を除き文化財の保存・活用に関する連絡等は行っていません。

【方針】

- 未指定文化財の専門的な調査と合わせて，計画的に文化財指定等に取り組みます。
- 文化財保護指導員との連携を図るとともに，未指定文化財を含め，文化財の所有者等との連携に努めます。

（４）文化財の保存・活用及び整備（個々の文化財）

【これまでの取組と現状】

福山市では，指定等文化財を中心に保存・活用に取り組んでいる。特に，国により指定・選定された文化財については，建造物の保存修理，史跡における遺構の表現などの整備を行ってきた事例が多数ある。以下，最近の事業例を取り上げます。

鞆町においては，伝統的な建造物を活用して「鞆町町並み保存拠点施設（鞆てらす）」をまちの中心部に整備し，町並み保存の推進や地域住民と来訪者の交流の場，観光の周遊拠点としています。

福山城跡に関しては，「令和の大普請」として，天守の耐震改修と外観の復元的整備を中心に夜間景観照明や周辺の道路整備などを行うハード整備と，福山城の魅力を様々な角度から発信するソフト事業の2つを柱に，福山城や本市の歴史・文化的価値を見つめ直し，魅力を次代につなげる築城400年記念事業に取り組みました。

【課題】

- ・限られた財源と人員の中で、整備を含めた文化財の保存・活用を、どのように進めるかを検討する必要があります。

【方針】

- 文化財の所有者等及び市民・地域活動団体等との連携のもとに、指定等文化財を確実に保存し、適切に活用するための取組を計画的に進めます。
- 未指定文化財については、所有者等の合意や個人情報の保護に留意して情報発信を行うとともに、所有者や地域と連携し、優先順位を設定して保存・活用に努めます。
- その中では、文化財指定や文化財登録制度の活用も検討します。
- 関係課と連携して、福山市景観計画に基づく景観重要建造物や景観重要樹木の指定に努めます。
- 埋蔵文化財調査で出土した遺物や各所に分散している歴史資料、美術工芸品等を保存（収蔵）・展示する場の確保・整備について検討を進め、その具体化に努めます。

（５）文化財の案内・情報発信とガイダンス機能の強化

【これまでの取組と現状】

福山市の行政情報や観光案内については、市及び福山観光コンベンション協会のホームページ、観光パンフレット等を通じて行っています。

文化財の面でのICT（情報通信技術）の活用は、指定等文化財のリストと解説（写真あり）などにとどまっています。

文化財に関するガイダンス機能については、上記の情報提供・発信と合わせて、県立を含め各種博物館・資料館があり、鞆町においては「鞆町町並み保存拠点施設（鞆てらす）」（2022年（令和4年）7月30日オープン）もできています。また、指定等文化財を中心に多数の説明板等を設置していますが、一部では老朽化や破損、情報の劣化が指摘されます。

こうした文化財に関する情報提供・発信において、外国語対応は一部に限られています。

【課題】

- ・DX^{※1}の観点を持ちつつ、ICTの活用を含め多様な媒体を活用し、外国語への対応を含め文化財に関する情報提供・発信及びガイダンス機能の充実を、どのように具体化するかを検討する必要があります。
- ・文化財に対する関心や理解を高めるためには、直接、文化財を見て学ぶことが効果的ですが、それに至る案内・情報提供やガイダンスも重要となり、観光振興等においても不可欠な取組となります。

【方針】

- 資料館等の既存の公共施設において、文化財に関するガイダンス機能の充実に取り組むとともに、展示機能を有する施設においては、その充実を図ります。
- 個々の文化財や日本遺産、特定地域の文化財（群）などについて、案内板・説明板、パンフレット、ICT（情報通信技術）の活用など多様な方法によって情報発信を行います。
- その際、その他の地域情報などと併せて、文化財や文化財が存在する地域及び本市への関心、来訪意識が高まるよう情報発信に努めます。
- 関係団体等と連携し、観光ガイド・ボランティアガイドの養成や活動支援に努めます。

※1 DX（Digital Transformation／デジタルトランスフォーメーション）
デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

3 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域活性化の推進（大方針3）

（1）つながりを持った文化財の保存・活用による価値の顕在化と魅力づくり（関連文化財群，日本遺産）

【これまでの取組と現状】

本市では16の関連文化財群^{*1}を設定しています（第3章第2節を参照）。

この関連文化財群により，文化財の価値や魅力（個の魅力）に加え，文化財相互をつなぐことにより，相乗効果や新たな魅力（群の魅力）を発揮することが期待できますが，現時点ではその具体化は一部に限られています。

また，日本遺産もつながりを持った文化財の活用の方策であり，本市においては「瀬戸の夕風が包む国内随一の近世港町 ～セピア色の港町に日常が溶け込む鞆の浦～」が認定され，官民連携で観光振興等に取り組んでいます。

【課題】

- ・本市の歴史文化の特徴を踏まえつつ，文化財の総合的・一体的な保存・活用，地域の魅力づくりと活性化をめざし，関連文化財群の具体化にどのように取り組むかを検討する必要があります。
- ・日本遺産については，庁内及び官民連携のもとに，観光振興等に取り組むとともに，その波及効果や他の資源との連携が期待されます。

【方針】

- 設定している関連文化財群の中から優先順位を設定して選択し，テーマ・ストーリーのもとに関連する文化財を相互につなぐことで相乗効果を発揮させ，“個”としての魅力に“群”としての魅力も加え，福山ならではの文化財の価値や魅力を高めます。

（2）周辺環境を含めた文化財の保存・活用による文化の薫り高い地域づくり（重要伝統的建造物群保存地区，文化財保存活用区域，日本遺産）

【これまでの取組と現状】

本市では9つの文化財保存活用区域（ゾーン）を設定しています（第3章第2節を参照）。

この区域は，文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用する戦略的な計画区域である。同時に，前述の関連文化財群とともに，文化財の総合的・一体的な把握と保存・活用の方策です。ただし，文化財保存活用区域の範囲は広く設定し，かつ，明確な区分線は設定していません。

9つの文化財保存活用区域のうち，面的な取組が進みつつあるのは，福山城跡一帯からばらは公園のエリア，鞆地区（重要伝統的建造物群保存地区やその周辺）であり，神辺地区も廉塾ならびに菅茶山旧宅などでの取組が行われつつあります。

【課題】

- ・本市における文化財の面的な保存・活用の取組例，及び文化財の集積状況，特徴，コミュニティの単位などを踏まえながら，文化財保存活用区域として，又はその考え方を生かし，周辺環境を含めた文化財の保存・活用を進め，それを地域活性化に，どのようにつなげるかを検討する必要があります。

【方針】

- 市民・地域活動団体等と連携しながら、周辺環境を含めて文化財を守り、生かし、文化の薫り高いまちづくり・地域づくりを進めます。
- 特に、活用できる文化財が数多くある区域、また、関連する文化財やそれらをつなぐルートでは、優先順位のもとに面的・ネットワーク的に文化的な環境づくりをめざします。

4 文化財の危機管理（大方針4）

（1）文化財の防災対策の推進

【これまでの取組と現状】

福山市は、平野部、山地部、臨海部、島嶼部と多様な地形条件を備えており、それらにより風光明媚な景観を見ることができます。

一方で、河川などを含めた地形条件や花崗岩が風化した地質などから、これまで度々、洪水や土砂災害の被害を受けてきているとともに、市内の各所に土砂災害警戒区域・特別警戒区域等が指定されています。また、臨海部や島嶼部では津波及び高潮による浸水が懸念されています。

地震に関しても度々、震度3以上が発生し、この四半世紀でみると2000年(平成12年)の鳥取県西部地震及び翌2001年(平成13年)の安芸灘地震では本市の最大震度は5弱となっています。

こうした災害の危険性に関して、本市では津波、土砂災害、洪水、地震、ため池、貯水池に関するハザードマップを作成し、公開しています。

こうした自然災害の危険性のある地域に、多くの文化財が存在しています。

加えて、本市の火災の発生状況をみると、近年(2019年～2021年)は年間90件前後で推移しています。特に、重要伝統的建造物群保存地区のある鞆町など、木造家屋の密集した地区などにおいては火災や延焼の危険性は高いといえます。

【課題】

- ・土砂災害、洪水、地震、火災等の災害を想定し、関係部署、市民・地域活動団体及び文化財の所有者等と連携して、文化財を含めた防災対策をどのように進めるかを検討する必要があります。
- ・その中では、未指定文化財を含めた文化財のデータベース化と合わせて、災害の危険性が差し迫ってきたときの文化財の保護対策、緊急避難的な措置などについても検討する必要があります。

【方針】

- 人口の推移や高齢化など含め地域ごとの特性、及び「福山市地域防災計画」を踏まえながら、文化財の所有者や市民・地域活動団体等と連携して、文化財を災害から守る体制づくりや仕組みの構築に取り組みます。
- 予防的措置から、いざというときに的確・迅速に行動できる態勢まで、文化財を含めた防災に関する情報提供や啓発、防災訓練の実施などを図ります。
- その中では、未指定文化財を含めた文化財を災害から守るため、防災、毀損・滅失対策、復旧などのマニュアル等の作成と周知にも取り組みます。
- 災害の歴史や先人たちの防災への知恵・足跡などを学ぶ機会を確保し、地域の防災性の強化に役立てます。

(2) 文化財の防犯対策の推進

【これまでの取組と現状】

福山市の刑法犯の認知件数をみると、2021年(令和3年)には1,927件となっており、窃盗、器物損壊、侵入窃盗、車上ねらいなどが上位を占めています。

本市においては、近年、史跡の無断掘削や文化財建造物の柱や板戸を意図的に傷つけるなどのき損が発生しており、刑法上の器物損壊として取り扱われた案件も発生しています。

未指定文化財の関しても、刑法犯の認知になっていない事案を含め、盗難や破壊(毀損)が生じた可能性があります。

全国的には、重要文化財の盗難などが多数報道されているとともに、落書き等による建造物の毀損は各地で見られます。

【課題】

- ・高齢化や中山間地域での人口減少などを背景に、文化財を守る態勢(個人、コミュニティ)が弱体化しつつあることが懸念されます。
- ・文化財の置かれている環境(管理が行き届きにくい場所、通常は所有者等が不在など)の把握と合わせて、文化財の所有者等や市民・地域活動団体と連携して、防犯対策にどのように取り組むかを検討する必要があります。

【方針】

○防災対策と連動させながら、文化財の所有者、市民等に文化財の防犯に関する対策等の情報提供や啓発(防犯知識の習得)を図ります。

○防災のマニュアル等と一体化又は関連づけて、防犯に関するマニュアル等の作成や周知にも取り組みます。

5 文化財の保存・活用を支える体制づくり(大方針5)

(1) 市民等の参加・協働と地域社会総がかりの体制づくり

【これまでの取組と現状】

福山市では、これまで文化財の保存・活用には、所有者等や保存会などの取組が中心となり、幾つかの地区では地域活動団体・関係団体等による清掃美化や観光資源としての活用が行われています。

しかし、文化財の保存・活用は、文化財の所有者等や行政だけで担うには限界があり、特に、文化財を生かした観光振興やまちづくりにおいては、市民・関係団体の協力と参加が不可欠です。

今後、少子・高齢化が進み、地域的には人口減少がさらに進むと予測されている中で、文化財の保存・活用はより厳しさを増すと想定され、更なる市民等の協力・参加が重要となります。

【課題】

- ・持続的に文化財の保存・活用を進めて行くため、行政、文化財の所有者、関係団体、市民・地域活動団体及び市外の支援者等を含め、地域社会総がかりの体制(人・組織づくり)をどのように構築するかを検討する必要があります。

【方針】

○情報共有や啓発、具体的な取組を通じて、文化財の保存・活用に関する市民・地域活動団体等の理解と協力を得るとともに、市民・地域主体の取組(活動)の促進や協働(市民・地域活動団体、事業者、行政など)の取組の展開に努め、地域社会総がかりの体制づくり

に取り組めます。

- 文化財の保存・活用に関する市内外の人々の理解・賛同を得ながら、支援の輪の拡大に努めます。

(2) 関係機関及び学識経験者等との連携

【これまでの取組と現状】

福山市では、これまで文化財の調査や計画策定、事業において、国・県の支援とともに、調査対象となる文化財に関する研究者・専門家、及び大学等研究機関の協力・参加を得てきました。こうした関係機関及び学識経験者等との連携は、文化財の指定等や各種事業の実施などにつながってきています。

一方で、美術工芸品や民俗文化財などの調査は限定的であり、また、調査を行っていない分野もあります。

さらに、指定・未指定の文化財、設定している関連文化財群の中には、市域を超えた関係性を有するものがあります。

【課題】

- ・調査が未実施の分野を含め関係する学識経験者、及びまちづくりや観光振興、情報発信等の専門家の協力・支援の確保に努めつつ、関係機関及び学識経験者等とのより一層の連携を、どのように確保するかを検討する必要があります。
- ・文化財を通じて、関係する地域・自治体等と連携することが期待されます。

【方針】

- 文化財の調査や保存修理、計画策定などに関し、学識経験者・専門家、大学等の研究機関の支援が得られるよう、これまでのつながりを生かしながら連携を図ります。
- 文化財を効果的に活用するためには、時代の流れに即応した専門的な知見や方策が求められることから、まちづくりや観光・交流、情報発信（ICT等）などに関わる専門家等の協力・支援の確保、そのためのネットワークづくりに努めます。
- 文化財（群）を通じて、関係する地域・自治体等との交流・連携を図ります。

(3) 文化財行政及び庁内連携の体制の充実

【これまでの取組と現状】

文化財行政は、経済環境局文化観光振興部文化振興課が担っており、文化財の指定・解除、文化財に関する調査、管理、保存・活用、整備、日本遺産の推進、文化財関係施設の管理運営などを行っています。

文化財の保存・活用においては、関係部署と連携を図りながら取組を進めています。

【課題】

- ・文化財行政以外の職員を含め、文化財に関する知識の醸成、専門的な知識・スキルを有する職員の育成を、どのように進めるかを検討する必要があります。
- ・文化財も保存・活用、特に活用においては多面的な分野に関係することに鑑み、庁内の関係部署との連携をより充実させることが求められます。

【方針】

- 文化財行政（文化振興課）と関係する庁内部署との連携を強化し、文化財の保存・活用を進めます。
- ※関係する庁内部署は、第7章「第1節 福山市の体制」に示しています。

第5章 文化財の保存・活用に関する措置

第4章で示した文化財の保存・活用に関する5つの大方針に基づき、それぞれ実施すべき措置（事業）を設定します。

- 大方針1：文化財の把握・調査の充実
- 大方針2：文化財の保存・活用の推進
- 大方針3：文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進
- 大方針4：文化財の危機管理
- 大方針5：文化財の保存・活用を支える体制づくり

措置の設定にあたっては、主体、時期について方向づけを行うとともに、費用が必要なものについては、想定する財源を明らかにします。

【措置（事業）の主体】

措置の主体は次のとおりとし、国や広島県、大学などの研究機関と連携しながら取組を推進します。

- ①「市」・・・本市の文化財担当課及び関係部局・機関
- ②「所有者」・・・文化財の所有者・管理者、無形文化財の保持者・保持団体
- ③「地域」・・・市民、自治会・町内会、学区まちづくり推進委員会、地域活動団体、NPO法人、民間企業、その他関係団体

また、措置の主体は多くの場合、福山市となりますが、その内容によって次のように分類できます。

- 1) 本市の直営により措置を実施
- 2) 本市が研究機関・学識経験者、関係する事業者等へ委託して措置を実施
- 3) 文化財の所有者等による文化財の保存・活用に関わる活動を財政的・人的に支援
- 4) 地域による文化財の保存・活用に関わる活動を財政的・人的に支援

上記の「3）・4)」については、実際に措置を実施するのは、その実質的な担い手となる所有者等や地域の住民・団体となります。

【実施の時期・期間】

本計画の計画期間は10年間としています。

この計画期間を前期（短期（2年間）、中期（5年間）、後期（3年間）に分け、措置（事業）と実施時期を設定します。

前期においては、本計画のもとに、これまでの事業を継続・拡充したり、優先度の高い実現可能な新たな事業に着手したりすることになります。

中期においては、前期の事業で継続・拡充するものに加え、前期では実施が難しい又は時期的に中期に行うべき新たな事業の実施をめざすことになります。

後期においては、中期に準じた対応を行うとともに、次期計画での具体化を意図した検討・調整も行うことになります。

今後、各事業の実施に向けては、必要に応じて文化財やそれを取り巻く環境、及び市民・地域活動団体や学識経験者などの意見を把握しながら、より詳細な事業の内容や実施時期（実施年度）を検討します。

【優先順位と重点措置】

本計画における措置については、次のように優先順位を検討します。

- 1 計画期間外（次期計画）に実施（可能ならば後期に実施内容を検討・方向づけ）…検討の結果、該当なし
- 2 後期に実施
- 3 前期に実施内容を検討→実施
- 4 前期（2025年度）に実施
- 5 2024年度から実施

こうした優先順位のうち前期に実施する措置（「5」及び「4」）を、原則として重点措置に位置づけます。また、「3」に該当する措置のうち、市民の活動を促進し、特徴的な内容であると考えるものを重点措置に位置づけます。

【財源】

財源については、関係機関との協議及び庁内における調整のもとに確保に努めます。

財源には、国（文化庁、他の省庁及びそれらの関係機関：国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等）、県（県費補助金）及び市財源のほかに、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの寄附金、寄附金を活用した基金などが考えられます。

加えて、市民活動に関しては、民間の助成団体が多数あり、そうした情報の提供などに努め、助成金の活用を促進します。

なお、厳しい財政状況のもと、事業実施年度の変更や期間の延長、事業内容の調整などが生じることも想定され、地方自治法に規定されている「最少の経費で最大の効果をあげる」という理念、及びPDCAサイクルに即して、事業の見直しを含め実施をめざすこととします。

以上を整理するとともに、次節以降の表では、財源を次のように表示します。

国（文化庁、他の省庁及びそれらの関係機関）

- ・国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等

広島県（略号「県」）

- ・県費補助金

市財源（略号「市」）

その他（略号「他」）

- ・寄附金
- ・民間の助成金
- ・所有者、団体などの事業費等

第1節 文化財の調査に関する措置

本節では、第4章第2節「1 文化財の把握・調査の充実」(大方針1)で示した分野別方針(措置の基軸)ごとに措置(事業)を設定します。

本節で示している措置は、法第183条の3第2項第3号関係「当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項」に関する措置(事業)にあたります。

なお、各種調査の定義は、次のとおりです。

| |
|---|
| ◎各種調査の定義 |
| 【把握調査】・・・文献などからリストアップする |
| 【実態調査】・・・実物を調査する |
| 【発掘調査】・・・開発協議等に際し、影響を受ける埋蔵文化財の記録保存のため、開発等の事前に発掘する調査 |
| 【試掘調査】・・・埋蔵文化財の有無を確認するために、部分的に発掘する調査 |
| 【確認調査】・・・埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要を把握するために部分的に発掘する調査 |
| 【比較調査】・・・文化財の特性を照らし合わせて調査する。 |
| 【分析調査】・・・文化財をいくらかの要素に分け、要素別に調査する。 |

表5-1 「大方針1 文化財の把握・調査の充実」に関する措置(事業)とその展開 (1/3)

| 措置の基軸 | 分類(区分) | 措置(事業)と事業概要 ★：重点措置 | 事業の主体等 | | | 財源 | 取組時期 (2024～2033) | | |
|-------|--|--|-----------------|----|---|-----|---------------------|---------------|---------------|
| | | | ◎：主体 ○：協力・支援 | | | | 前期 (～2025) | 中期 (～2029) | 後期 (～2033) |
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | | | |
| 調査の実施 | 1-1-1 市民参加による文化財の把握 (再)発見の仕組みづくりと未指定文化財の把握 | 新規 ①市民による文化財調査の実施 市民を中心として専門家や行政などが連携しながら文化財の調査を推進し、地域に所在する文化財の把握を行う。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 ②地域の宝の顕彰制度の検討★ 市内に受け継がれている貴重な文化財を市民に周知し今後の保護につなげるため、登録などを通じて地域の宝として顕彰する制度の創設を検討する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| 値の顕在化 | 1-2-1 分野別の文化財の専門的な調査研究と価値の推進 | 継続 ①市内遺跡発掘調査 埋蔵文化財包蔵地について、開発等に伴う発掘調査(試掘調査・確認調査)や記録保存などを継続的に実施し、埋蔵文化財の保護と本市の歴史文化の解明に努める。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ②美術工芸品実態調査 市内に所在する様々な宗派や時代の寺院・神社が所有する仏像などの美術工芸品について現地調査を実施する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ③伝統的建造物の調査 近世を中心とする歴史的な町並みに所在する伝統的建造物の把握調査などを実施する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |

※事業の主体等

所有者：文化財の所有者・管理者，無形文化財の保持者・団体

地域：市民，自治会・町内会，学区まちづくり推進委員会，地域活動団体，NPO法人，民間企業，その他関係団体

※取組時期

○黒の実線：実施 ○灰色の実線：実施内容を検討➡□実施 ○破線：実施内容を検討

表 5-1 「大方針 1 文化財の把握・調査の充実」に関する措置（事業）とその展開 (2/3)

| 措置の 基軸 | 分類 (区分) | 措置(事業)と事業概要 ★：重点措置 | 事業の主体等 ◎：主体 ○：協力・支援 | | | 財源 | 取組時期 (2024～2033) | | |
|-------------------------|---------------------------------|---|---------------------------|----|---|-----|---------------------|---------------|---------------|
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | 前期 (～2025) | 中期 (～2029) | 後期 (～2033) |
| | | | | | | | | | |
| (2) 文化財の専門的な調査研究と価値の顕在化 | 1-2-1 分野別の文化財の専門的な調査研究の推進 | 拡充 ④無形文化財実態調査★ 担い手の減少などによって保存継承が危惧される祭りや年中行事、民俗芸能、食文化、伝統産業などの無形文化財の現地調査を実施する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 ⑤天然記念物の把握調査 動物・植物・地質鉱物などについて、現地調査を実施する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 ⑥その他文化財の把握・調査 指定・未指定、有形・無形に関わらず必要に応じて各種調査を実施し、実態の把握や記録保存などに努める。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | 1-2-2 資料館・博物館等の収蔵資料の整理・調査 | 継続 ①所蔵資料(資料館・博物館等)の継続的な整理・調査 本市の資料館・博物館が所蔵する資料について、継続的に整理・調査を実施し、適切に保存するとともに、展示などを通じて市民へ調査成果の還元を行う。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ②収蔵施設の運営・維持管理 本市の収蔵施設（福山市及び神辺埋蔵文化財収蔵庫、山野・沼隈・田尻民俗資料収蔵庫など）について、適切に運営・管理する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 ③市文化財収蔵施設保管資料の整理・調査★ 本市の収蔵施設（福山市及び神辺埋蔵文化財収蔵庫、山野・沼隈・田尻民俗資料収蔵庫など）の収蔵保管資料を適切に保存し活用できるよう、目録作成などの整理や調査を継続的に実施する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 ④小中学校及び交流館所蔵資料の把握調査★ 地域の協力を得ながら、市内小中学校及び交流館に保管されている資料の把握調査を実施し、記録保存を行う。 | | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | 1-2-3 文化財の調査研究に基づいた価値の顕在化の取組 | 継続 ①指定・登録文化財の保存整備・修理に伴い明らかにされた価値の顕在化 保存整備・修理に伴い発掘調査や建造物の痕跡調査、文献調査などを実施し、価値の明確化を図る。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ②東京阿部家資料の調査 東京阿部家から寄贈・寄託を受けた資料の写真撮影や文書の解説を実施し、デジタルアーカイブ化や目録の作成などを行う。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ③福山城伏見櫓・筋鉄御門(重文)調査★ 福山城伏見櫓・筋鉄御門の本質的価値を明らかにするため、建造物、文献などの学術調査を実施する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ④神辺本陣(県史跡・県重文)に関する調査★ 建造物や文献調査などにより基礎情報を整理するとともに、その価値の明確化を図る。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ⑤伝統的建造物の調査(指定候補案件)★ 把握調査により把握した伝統的建造物の詳細調査を実施し、指定等の保護措置を検討する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 ⑥史跡福山城跡の確認調査 史跡整備や開発行為等に伴い、遺跡の範囲や遺構の有無などを確認するための調査を実施し、価値の明確化を図る。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 ⑦福山市内の古墳の総合的調査★ 終末期古墳や松永湾岸古墳群など、市内に所在する特徴的な古墳について、把握調査や発掘調査などの各種調査を行い、価値の解明と明確化を図る。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |

表 5-1 「大方針 1 文化財の把握・調査の充実」に関する措置（事業）とその展開 (3/3)

| 措置の 基軸 | 分類 (区分) | 措置(事業)と事業概要 ★：重点措置 | 事業の主体等 ◎：主体 ○：協力・支援 | | | 財源 | 取組時期 (2024～2033) | | | |
|-----------------------------|------------|---|---|----|---|-----|---------------------|---------------|---------------|--|
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | 前期 (～2025) | 中期 (～2029) | 後期 (～2033) | |
| | | | | | | | | | | |
| (2) 文化財の専門的な調査 研究と価値の顕在化 | 1-2-3 | 拡充 | ⑧仏像の3次元測量 美術工芸品実態調査で把握した仏像について、3次元測量を実施し、記録保存を行う。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ⑨市内砂留確認調査 江戸時代に土砂の流出を防ぐため、市内に多く築造された砂留の確認調査を実施し、その実態の把握に努める。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| (3) 調査成果の整理・データベース化と共有化の推進 | 1-3-1 | 新規 | ①指定・登録等文化財データベース作成★ 紙媒体で収集・保管している指定・登録等文化財の各種情報について、デジタル化によるデータベースを構築し、情報の一元管理を行う。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ②埋蔵文化財に係る開発協議対応のシステム化 現在、紙媒体で対応している年間約1,700件(2021年度実績)に及ぶ埋蔵文化財に係る開発協議について、ICT技術を活用したシステム化を実施し、市民の利便性の向上と業務の効率化を図る。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | 1-3-2 | 継続 | ①市内遺跡発掘調査報告書の作成 市内遺跡発掘調査の内容・成果について、報告書を作成する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ②文化財調査報告書・保存整備報告書の作成 文化財の価値を明らかにするために実施した学術調査や保存整備の内容・成果について、報告書を作成する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ③東京阿部家資料翻刻資料の発刊 東京阿部家資料調査の内容・成果について、翻刻書を作成する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ④発掘調査成果を活用した市内巡回展の開催★ 市内遺跡発掘調査で発見された遺跡や遺物、明らかになったことなどを実物やパネルなどを用いて、図書館などの公共施設で巡回展示を実施する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ⑤現地説明会・見学会の実施★ 発掘調査や保存整備の現地説明会・見学会を実施する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | 拡充 | ⑥「ふくやま文化財マップ」の更新★ 市内の指定・登録等文化財を位置図とともに掲載している「ふくやま文化財マップ」を、市民によりわかりやすい内容に更新を行う。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | | |

第2節 文化財の保存・活用に関する措置

本節では、第4章第2節「2 文化財の保存・活用の推進」(大方針2)で示した分野別方針(措置の基軸)ごとに措置(事業)を設定します。

本節で示している措置は、法第183条の3第2項第2号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」に関する措置(事業)にあたります。

表5-2 「大方針2 文化財の保存・活用の推進」に関する措置(事業)とその展開 (1/6)

| 措置の基軸 | 分類(区分) | 措置(事業)と事業概要 ★:重点措置 | 事業の主体等 | | | 財源 | 取組時期 (2024~2033) | | |
|--|---------------------------------|--|-----------------|----|---|-----|---------------------|---------------|---------------|
| | | | ◎:主体 ○:協力・支援 | | | | 前期 (~2025) | 中期 (~2029) | 後期 (~2033) |
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | | | |
| (1)文化財を大切に する心づくりと体験・ 学習機会の確保・ 充実 | 2-1-1 文化財情報の共有化と 文化財保護の啓発 | 継続 ①歴史散歩の掲載 広報「ふくやま」で実際に見に行くことができる文化財の紹介を行う。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 ②ホームページやSNS等による情報発信の推進★ 市民や来訪者が本市の歴史文化について知り、学びや観光、現地訪問などに活用できるよう、ホームページやSNSで歴史文化に関する情報の発信を行う。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ③文化財年報の発刊 文化財保護に関する本市の取組や経過を記録するとともに、市民へ周知し理解を得るため、文化財年報を毎年度発刊する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 ④【再掲】埋蔵文化財に係る開発協議対応のシステム化 現在、紙媒体で対応している年間約1,700件(2021年度実績)に及ぶ埋蔵文化財に係る開発協議について、ICT技術を活用したシステム化を実施し、市民の利便性の向上と業務の効率化を図る。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 ⑤福山の文化財ポータルサイトの開設 本市の歴史文化に関する情報を市民にわかりやすく伝えるため、情報を一元的にまとめたポータルサイトを開設する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 ⑥福山市の通史の概要版の作成 本市の歴史文化の特徴をわかりやすく伝え、学びのきっかけにしてもらうため、通史の概要版を作成する。 | | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | 2-1-2 文化財を生かしたふるさと 教育の推進 | 拡充 ①郷土読本「大好き!ふくやま」を活用した郷土学習の推進 市内各小学校・義務教育学校に配布されている郷土読本「大好き!ふくやま」(福山市教育委員会発刊)を活用し、学校教育におけるふるさと学習を推進する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ②学校給食における郷土料理の提供 学校給食を通じて地域の伝統的な食材や料理を実際に見て、食べてみることで、食文化について学ぶ。 | | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ③学校教育における文化財を教材とした授業の推進 地域に残る歴史的建造物や遺跡から発掘された遺物などの実物を授業の教材として活用し、また文化財に関する教材プリントなどを作成し授業で使用することで地域の歴史文化への理解を促進する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 ④(仮称)こどもふくやま博士の養成 資料館や博物館と連携し、こども向けの学芸員体験プログラムを創設し、自分で調べた歴史文化に関する内容を展示するとともに、常設展示などの解説を行う。 | | | ◎ | 市・他 | | | |

表 5-2 「大方針 2 文化財の保存・活用の推進」に関する措置（事業）とその展開 (2/6)

| 措置の 基軸 | 分類 (区分) | 措置(事業)と事業概要 ★：重点措置 | 事業の主体等 ◎：主体 ○：協力・支援 | | | 財源 | 取組時期 (2024～2033) | | | |
|--|------------|-----------------------|---|--|---|----|---------------------|---------------|---------------|--|
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | 前期 (～2025) | 中期 (～2029) | 後期 (～2033) | |
| | | | | | | | | | | |
| (1)文化財を大切に する心づくりと体験・ 学習機会の確保・ 充実 | 2-1-2 | 新規 | ⑤【再掲】福山の文化財ポータルサイトの開設 本市の歴史文化に関する情報を市民にわかりやすく伝えるため、情報を一元的にまとめたポータルサイトを開設する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ⑥子ども文化財ワークショップの開催 文化財を地域の宝として愛着を深めるため、地域に所在する身近な文化財について、子どもたちで調べ、実際に現地を訪問する。 | | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | 2-1-3 | 継続 | ①出前講座の実施 市が実施する「まちづくり出前講座」における、「福山の歴史と文化財について」及び「福山の歴史講座」を継続的に実施する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ②講演会等の実施 市民へ本市の様々な歴史文化を周知・啓発するため、専門家などによる各種講演会を実施する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | 2-1-4 | 拡充 | ①文化財めぐりの実施 市民に文化財を実際に見に行ってもらえる機会を確保するため、年1回以上、文化財めぐりを実施する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ②伝統産業を体験する機会の確保★ 松永の下駄・塩づくりや沼隈の備後表、新市の備後餅などの伝統産業の体験機会を確保し、伝統産業への理解や担い手の育成を図る。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 2-2-1 | 継続 | ①所有者・管理者への価値の継承と伝播 文化財の所有者・管理者へ自らが所有・管理する文化財についての理解を深めてもらうため、現地調査や保存整備などに伴い、その価値について説明する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | |
| (2)文化財を保存・ 活用する担い手づくり と活動支援 | | 継続 | ②文化財調査に伴う専門人材の育成★ 各種調査の実施に伴い、様々な専門家や学生、地域住民などに参加してもらい、文化財の専門人材の育成を行う。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ③本市の歴史文化に関する内容を専門分野とする専門家とのネットワーク形成 専門的知見に基づいた文化財の保存・活用を推進するため、本市の文化財に関する様々な分野の専門家とのネットワークを形成する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ④文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築 本市で活動する文化財保存活用団体同士のノウハウや情報などを共有するため、団体の交流などを通じてネットワーク体制を構築する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ⑤自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携強化★ 市内各地域に所在する文化財を地域の宝として保存・活用するため、文化財を活用した行事の実施しや日常的な維持管理などについて、自治会や各小学校区まちづくり推進協議会との連携を強化する。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ⑥日常的な維持管理の実態の広報 文化財の保存と活用の基礎となる樹木の剪定や草刈りなどの日常的な維持管理について、市 HP や広報ふくやまなどで市民へ情報発信を行い、担い手の確保を図る。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |

表 5-2 「大方針 2 文化財の保存・活用の推進」に関する措置（事業）とその展開 (3/6)

| 措置の 基軸 | 分類 (区分) | 措置(事業)と事業概要 ★：重点措置 | 事業の主体等 ◎：主体 ○：協力・支援 | | | 財源 | 取組時期 (2024～2033) | | | |
|---------------------------|---------------------------------|-----------------------|--|---|---|----|---------------------|---------------|---------------|--|
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | 前期 (～2025) | 中期 (～2029) | 後期 (～2033) | |
| | | | | | | | | | | |
| (2)文化財を保存・活用する担い手づくりと活動支援 | 2-2-1 文化財の保存・活用に関わる担い手・団体の育成 | 拡充 | ⑦生涯学習における文化財学習プログラムの創設 こどもからおとなまで、誰でも本市の歴史文化について学習できる機会を確保するため、生涯学習として文化財を学ぶことができるプログラムを創設する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ⑧無形民俗文化財の保存継承の推進★ 無形民俗文化財の保存継承に向けて、映像や現地調査による記録作業を実施する。 | ◎ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | 2-2-2 | 継続 | ①文化財保護管理及び清掃謝礼 指定・登録文化財の所有者・管理者及び清掃者・団体へ、維持管理や清掃活動などに対して謝礼の支払いを行う。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | 市民による文化財の保存・活用を支援する仕組みづくり | 新規 | ②文化財の保存・活用に係る専門家相談制度の創設 市民や地域が文化財の保存・活用を行う際に専門的な知識・ノウハウの部分を補うため、文化財の専門家によるオンライン相談制度を創設する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ③文化財の保存・活用を支える人や団体の顕彰制度の創設★ 地域の宝である文化財の保存・活用を実施している個人・団体を市民に周知するため、その活動を顕彰する制度を創設する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ④地域の宝支援制度の創設★ 市民や地域による主体的な文化財の保存・活用を推進するため、人的・財政的支援制度を創設する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ⑤地域の宝相談窓口の創設★ 文化財の把握・調査から保存と活用、日常的な維持管理など文化財全般に関する一元的な相談窓口を設置する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 2-2-3 | 継続 | ①歴史文化ガイドとの連携強化(廉塾, 福山城)★ 保存整備などで新たに得られた知見の共有や文化財に関係する行事などを通じて、既存の歴史文化ガイドとの連携を強化する。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | |
| | 歴史文化ガイドの育成・支援 | 拡充 | ②歴史文化ガイド養成講座の実施★ 歴史文化ガイドの担い手を確保するため、文化財連続講座や現地研修会などの養成講座を実施する。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ③外国語観光客対応歴史文化ガイドの養成★ 外国語による案内や外国人向けマナーなどの講座や現地研修会を実施し、外国語観光客対応歴史文化ガイドを養成する。 | | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ④歴史文化ガイドプラットフォームの構築★ 市民や観光客などの本市の歴史文化に対する様々なニーズに対応するため、歴史文化ガイドプログラムを一元的に集約したプラットフォームを構築する。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ⑤歴史文化ガイドプログラムの作成 本市の多種多様な歴史文化の魅力を市民や観光客など多くの人に発信するため、新たなガイドプログラムを作成する。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |

表 5-2 「大方針 2 文化財の保存・活用の推進」に関する措置（事業）とその展開 (4/6)

| 措置の 基軸 | 分類 (区分) | 措置(事業)と事業概要 ★：重点措置 | 事業の主体等 | | | 財源 | 取組時期 (2024~2033) | | | |
|-----------------------------|---------------------------|-----------------------|---|--|---|----|---------------------|---------------|---------------|--|
| | | | ◎：主体 ○：協力・支援 | | | | 前期 (~2025) | 中期 (~2029) | 後期 (~2033) | |
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | | | | |
| (3) 文化財の保存に向けた法的措置と保存管理への対応 | 2-3-1 文化財の指定等への対応 | 新規 | ①文化財保護法に基づく地方登録制度の検討 未指定文化財の周知啓発及び保護措置として文化財保護法第 182 条第 3 項に基づく地方登録制度の創設を検討する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ②新たな文化財の指定・登録等の推進 学術的価値が高いと認められるものや地域の歴史文化を特色付ける文化財について、指定・登録等の取組を継続して実施する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ③指定・登録等文化財の保存活用計画の策定 指定・登録等文化財の保存活用計画を策定し、価値を明確化し、計画的な保存整備を実施する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | 2-3-2 文化財保護指導員との連携 | 継続 | ①福山市文化財保護指導委員会の開催 福山市文化財保護条例第 14 条第 1 項に基づく福山市文化財保護指導委員の会議を年 1 回開催し、情報の共有などを図る。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ②文化財パトロールの実施(年2回) 福山市文化財保護指導委員による指定・登録文化財を中心に年 2 回パトロールを実施し、保存や管理の現状、き損状況、課題などの把握を行う。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ③指導員と連携した文化財の調査や文化財保護の推進★ 地域の文化財の状況を把握している指導員を通じて各種文化財調査や、市民や地元と連携した文化財の保存・活用の取組を推進する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | 2-3-3 文化財の所有者等との連携 | 継続 | ①保存整備事業に係る専門家による助言・指導の実施 保存整備事業の実施にあたり文化財の専門的な知識等が必要になるため、専門家による助言・指導を実施する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ②文化財の公開機会の確保 所有者・管理者等と連携し、文化財の公開機会の確保に努める。 | ◎ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ③文化財所有者・管理者への文化財の取扱いに関する知識を得る場の拡充★ 現地確認や保存整備などを通じて、文化財所有者・管理者へ各種文化財の取扱い方法・知識などについて助言や情報提供を行い、適切な文化財の管理を図る。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | (4) 文化財の保存・活用及び整備(個々の文化財) | 2-4-1 文化財の保存・整備 | 継続 | ①廉塾(特別史跡)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画及び整備基本計画に基づき建物修理などの保存整備と駐車場などの便益施設整備を実施する。 | ◎ | | ○ | 国・県・市・他 | | |
| 継続 | | | ②福山城跡(史跡・建造物)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画及び整備基本計画に基づき発掘調査や排水施設整備、建造物修理、石垣・建造物復元などの保存整備を実施する。 | | | ◎ | 国・市・他 | | | |
| 継続 | | | ③二子塚古墳(史跡)の維持管理 適切に保存・活用するため、草刈りや樹木剪定、トイレ清掃などの維持管理を継続して実施する。 | | ○ | ◎ | 国・市・他 | | | |
| 継続 | | | ④福禅寺(史跡)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画に基づき福禅寺所蔵資料のガイダンス施設整備などの保存整備を実施する。 | ◎ | | ○ | 国・県・市・他 | | | |

表 5-2 「大方針 2 文化財の保存・活用の推進」に関する措置（事業）とその展開 (5/6)

| 措置の 基軸 | 分類 (区分) | 措置(事業)と事業概要 ★：重点措置 | 事業の主体等 ◎：主体 ○：協力・支援 | | | 財源 | 取組時期 (2024～2033) | | |
|--|--------------------|--|---------------------------|-----|---|---------|---------------------|---------------|---------------|
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | 前期 (～2025) | 中期 (～2029) | 後期 (～2033) |
| | | | | | | | | | |
| (4) 文化財の保存・活用及び整備 (個々の文化財) | 2-4-1 文化財の保存・整備 | 継続 ⑤神辺本陣(県史跡・県重文)の保存整備★ 建物のき損等に対して適宜応急修理を実施するとともに、適切な保存・活用に向けて建物の根本修理などの実施を検討する。 | ◎ | | ○ | 国・県・市・他 | | | |
| | | 継続 ⑥窪田次郎生家跡(市史跡)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、公有地化するとともに樹木伐採や石垣復旧などの環境整備を行うとともに駐車場などの便益施設整備を実施する。 | ◎ | | ○ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ⑦明王院(国宝)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、国宝明王院五重塔の美観向上整備や仏像など所蔵資料の修理を実施する。 | ◎ | | ○ | 国・県・市・他 | | | |
| | | 継続 ⑧太田家住宅朝宗亭(重文)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存修理を実施する。 | ◎ | | ○ | 国・県・市・他 | | | |
| | | 継続 ⑨沼名前神社能舞台(重文)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存活用計画を策定し、鏡板の復元などの保存整備を行う。 | ◎ | | ○ | 国・県・市・他 | | | |
| | | 継続 ⑩常国寺唐門(県重文)の保存整備★ 適切な保存・活用に向けて、保存修理を実施する。 | ◎ | | ○ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ⑪「世界の記憶」(市重文資料)の保存修理★ 適切な保存・活用に向けて、「世界の記憶」に登録されている「福禅寺対潮楼朝鮮通信使関係資料」の保存修理を実施する。 | ◎ | | ○ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ⑫埋蔵文化財などの災害復旧 県史跡石鎚山古墳群や県天然記念物福山衝上断層奈良津露頭などの災害復旧を実施する。 | | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ⑬県指定・市指定文化財の保存整備の推進 経年劣化等により保存整備が必要な県・市指定文化財について、適切に応急処置や保存整備を実施する。 | ◎ | | ○ | 国・市・他 | | | |
| | | 拡充 ⑭登録文化財の保存整備の推進 経年劣化等により保存整備が必要な国の登録文化財について、適切に応急処置や保存整備を実施する。 | ◎ | | ○ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 ⑮尾市1号古墳及び市内終末期古墳の指定に向けた取組の推進★ 発掘調査や調査報告書の整理などを行い、指定に向けた取組を推進する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 ⑯収蔵・保管の場の確保・拡充 市所有の遊休施設などの活用を通じて、発掘調査で出土した遺物や美術工芸品、民俗文化財などを適切に収蔵・保管できる場を確保する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 ⑰ふるさと納税の対象事業拡大の検討★ 文化財の保存整備の財源を確保するため、ふるさと納税の対象事業の拡大を検討する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| 拡充 ⑱クラウドファンディングなど新たな寄附制度の検討★ 文化財の保存整備の財源を確保するため、クラウドファンディングなどを活用した新たな寄附制度を検討する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | | | |
| 新規 ⑲文化財保護のための基金の創設★ 文化財の保存整備の財源として、文化財保護のための基金を創設する。 | | ○ | ◎ | 市・他 | | | | | |

表 5-2 「大方針 2 文化財の保存・活用の推進」に関する措置（事業）とその展開 (6/6)

| 措置の 基軸 | 分類 (区分) | 措置(事業)と事業概要 ★：重点措置 | 事業の主体等 ◎：主体 ○：協力・支援 | | | 財源 | 取組時期 (2024～2033) | | | |
|---------------------------|---------------------------|-----------------------|---|----|---|----|---------------------|---------------|---------------|--|
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | 前期 (～2025) | 中期 (～2029) | 後期 (～2033) | |
| | | | | | | | | | | |
| (5)文化財の案内・情報発信とガイダンス機能の強化 | 2-5-1 整備 | 継続 | ①文化財説明板・標柱の設置・改修★ 文化財についての理解を促し、円滑な周遊動線を確認するため、現地及び現地周辺に統一的なデザインによる説明板や案内板、標柱の設置・改修を継続して実施する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ②文化財説明板の多言語化の推進★ 外国語観光客に対応するため、新規設置や既存説明板について、多言語化の記載や改修を実施する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | 2-5-2 報発信の充実・強化 | 継続 | ①【再掲】ホームページや SNS 等による情報発信の推進★ 市民や来訪者が本市の歴史文化について知り、学びや観光、現地訪問などに活用できるよう、ホームページや SNS で歴史文化に関する情報の発信を行う。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ②VR や AR などの最新技術を活用した手法の検討★ VR や AR などの最新技術を活用し、本市の文化財の魅力をわかりやすく情報発信する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | 2-5-3 文化財へのアクセス・誘導板の充実 | 継続 | ①市民や団体と連携した誘導板の整備 市民や自治会・各小学校区まちづくり推進協議会、文化財保存活用団体などと連携して、文化財の誘導板を整備し、誰でも訪問しやすい環境をつくる。 | | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ②【再掲】「ふくやま文化財マップ」の更新★ 市内の指定・登録等文化財を位置図とともに掲載している「ふくやま文化財マップ」を、市民によりわかりやすい内容に更新を行う。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ③ウェブ文化財マップの作成と公開★ 文化財の位置情報と概要をプロットした文化財マップを作成し、ウェブで公開する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ④観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 自治体の観光部署や国道・県道・市道の各道路管理者と連携し、交通量が多い道路などに文化財の誘導板を設置する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |

第3節 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域活性化の推進に関する措置

本節では、第4章第2節「3 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域活性化の推進」(大方針3)で示した分野別方針(措置の基軸)ごとに措置(事業)を設定します。

本節で示している措置は、法第183条の3第2項第2号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」に関する措置(事業)にあたります。

表 5-3 「大方針3 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域活性化の推進」に関する措置(事業)とその展開 (1/2)

| 措置の基軸 | 分類(区分) | 措置(事業)と事業概要 ★：重点措置 | 事業の主体等 | | | 財源 | 取組時期 (2024~2033) | | | |
|--|---------------------------|-----------------------|--|----|---|----|---------------------|---------------|---------------|--|
| | | | ◎:主体 ○:協力・支援 | | | | 前期 (~2025) | 中期 (~2029) | 後期 (~2033) | |
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | | | | |
| (1)つながりを持った文化財の保存・活用による価値の顕在化と魅力づくり(関連文化財群、日本遺産) | 3-1-1 関連文化財群の具体化に向けた取組 | 新規 | ①関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成★ 関連文化財群の歴史文化とストーリーを体感することができるよう、市民や地域、文化財保存活用団体などと連携しながら周遊ルートとマップを作成する。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ②日本遺産(鞆)の情報発信の強化★ 鞆の浦を舞台に認定された日本遺産のストーリーについて、HPやパンフレットによる周知、グッズ販売、食の振る舞いイベントなどを通じて継続的に情報発信を行う。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ③2つの関連文化財群(港町・福山城)の取組展開★ 関連文化財群「港町と海道の文化」、「築城と城下町の形成」について、鞆まちづくりビジョンや史跡福山城跡保存活用地域計画などの計画に基づき、鞆町重要伝統的建造物群保存地区や史跡福山城跡など、関係する文化財の調査や保存整備を行う。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ④3つの関連文化財群(古墳・街道・学問)の具体化★ 関連文化財群「古墳が語る歴史と文化」、「街道ともてなし文化」、「福山の学問と文芸」について、本市の歴史文化の魅力の特徴付けるものとして、終末期古墳や特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅など、関係する文化財の調査や保存整備を行う。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ⑤関連文化財群の周知と具体化の促進 市民や地域、団体などと連携しながら、16の関連文化財群の周知方法や具体化の検討を行う。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |

表 5-3 「大方針3 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域活性化の推進」に関する措置（事業）とその展開 (2/2)

| 措置の 基軸 | 分類 (区分) | 措置(事業)と事業概要 ★：重点措置 | 事業の主体等 | | | 財源 | 取組時期 (2024～2033) | | | |
|--------------------|--|-----------------------|--|----|---|----|---------------------|---------------|---------------|--|
| | | | ◎：主体 ○：協力・支援 | | | | 前期 (～2025) | 中期 (～2029) | 後期 (～2033) | |
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | | | | |
| 存地区、文化財保存活用区域、日本遺産 | 3-2-1 まちづくり(鞆) 重要伝統的建造物群保存地区の保存対策と | 継続 | ①鞆町伝建地区内における伝統的建造物の特定の推進 鞆町伝建地区内の所有者と協議・連携しながら伝統的建造物の特定を推進し、町並み保存を図る。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ②補助制度を活用した修理・修景事業の実施 国の補助制度を活用しながら、鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、鞆町伝建地区内の修理・修景を継続的に実施する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ③鞆町並み保存拠点施設の運営・維持管理 鞆町並み保存拠点施設を適切に運営・管理する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ④空き家の再生活用による町並み保存の促進★ 鞆町並み保存拠点施設にて、鞆町内の空き家の情報収集・発信や相談業務などを行いながら空き家所有者と空き家利活用希望者のマッチングを行い、空き家の再生活用により町並み保存を促進する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | 3-2-2 文化財保存活用区域の具体化に向けた取組 | 継続 | ①【再掲】日本遺産(鞆)の情報発信の強化★ 鞆の浦を舞台に認定された日本遺産のストーリーについて、HP やパンフレットによる周知、グッズ販売、食の振る舞いイベントなどを通じて継続的に情報発信を行う。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ②2つの文化財保存活用区域(鞆・福山城周辺)の取組展開★ 文化財保存活用区域「中央地区(中心市街地及びその周辺)」、「南部臨海地区」について、鞆町と福山城を中心に文化財の保存と活用を継続して実施する。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ③北東部地区(神辺)における文化財保存活用区域の具体化★ 文化財保存活用区域「北東部地区」について、新たに神辺宿や古墳を中心に文化財の保存と活用に係る取組を実施する。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ④文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進 市民や地域、文化財保存活用団体などと連携しながら、9つの文化財保存活用区域の周知方法やまちづくりの促進の検討を行う。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |

第4節 文化財の危機管理に関する措置

本節では、第4章第2節「4 文化財の危機管理」(大方針4)で示した分野別方針(措置の基軸)ごとに措置(事業)を設定します。

本節で示している措置は、法第183条の3第2項第2号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」に関する措置(事業)にあたります。

表5-4 「大方針4 文化財の危機管理」に関する措置(事業)とその展開 (1/2)

| 措置の基軸 | 分類(区分) | 措置(事業)と事業概要 ★:重点措置 | 事業の主体等 | | | 財源 | 取組時期 (2024~2033) | | | |
|----------------|--------------------------------|--|--|----|---|-----|---------------------|---------------|---------------|--|
| | | | ◎:主体 ○:協力・支援 | | | | 前期 (~2025) | 中期 (~2029) | 後期 (~2033) | |
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | | | | |
| (1)文化財の防災対策の推進 | 4-1-1 | 拡充 ①市民への文化財に関する防災・防犯意識の啓発★ 文化財に関する防災・防犯について、現地で意識を啓発する注意板の設置やHPでの啓発、防災・防犯設備整備事業に伴う見学会などで市民へ啓発を行う。 | | ○ | ◎ | 市・他 | | | | |
| | 文化財の防災(防犯)意識の醸成 | 継続 ②文化財防火デーに伴う消防訓練の実施★ 全国文化財防火デーに合わせて、管内消防と連携して文化財防火訓練を継続して実施する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | | |
| | | 拡充 ③所有者・管理者への文化財防災・防犯マニュアル等の周知 国・県・市と連携した文化財を災害や犯罪から守り、保存するためのマニュアル等の周知を行い、日頃から防災・防犯に備える。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | | |
| | 重要伝統的建造物群保存地区における防災対策 | 新規 ④所有者・管理者への文化財防災・防犯に係る講習会の実施 文化財防災・防犯の専門家等による所有者や管理者に向けた講習会・講演会を実施する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | | |
| | | 新規 ⑤福山市の災害史の作成 歴史的な本市における災害の歴史や痕跡を整理し、今後の防災に備える。 | | ○ | ◎ | 市・他 | | | | |
| | 4-1-2 | 継続 ①鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画に基づく防災対策の推進★ 鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画に基づき、消火器や自火報の設置などを推進する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | | |
| | 指定・登録文化財の防災対策(防止、避難、緊急時対応、復旧等) | 4-1-3 | 継続 ①文化財管理補助事業(防災設備保守点検費補助)の実施★ 指定文化財の設置・整備された防災設備に係る点検・保守に係る費用に補助し、設備の適正な稼働を実施する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 ②総合防災に対応する防災・防犯設備の設置・改修★ 文化財の保存整備に連動し、文化財の総合的な防災に係る設備の整備を実施する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | | |
| | | 継続 ③福山城伏見櫓・筋鉄御門(重文)防災施設整備★ 史跡福山城跡の重要な構成要素である歴史的建造物(伏見櫓・筋鉄御門)の防災設備整備を行う。 | | | ◎ | 市・他 | | | | |
| | | 拡充 ④文化財のハザードマップの作成 各地域の災害状況を把握し、個別の文化財に適した防災対策をハザードマップとして作成する。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | | |
| | | 新規 ⑤防災設備の現況確認・点検の実施★ 文化財に整備・設置されている防災設備の状況を確認することで、適正な設備の維持を継続する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | | |

表 5-4 「大方針 4 文化財の危機管理」に関する措置（事業）とその展開

(2/2)

| 措置の 基軸 | 分類 (区分) | 措置(事業)と事業概要 ★：重点措置 | 事業の主体等 ◎：主体 ○：協力・支援 | | | 財源 | 取組時期 (2024～2033) | | | |
|----------------|---|---|---|----|---|-----|---------------------|---------------|---------------|--|
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | 前期 (～2025) | 中期 (～2029) | 後期 (～2033) | |
| | | | | | | | | | | |
| (1)文化財の防災対策の推進 | 4-1-3 指定・登録文化財の防災 対策(防止、避難、緊急 復旧等) | 新規 | ⑥指定・登録文化財等の所有者・管理者への災害時対応・体制の確認★ 災害発生時に備え、日頃から文化財所有者へ連絡体制の確認を行う。 | ◎ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ⑦文化財災害時対応マニュアルの作成 文化財の種別や特性、地域に合わせた災害時の対応方法をマニュアルとして整理する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | 4-1-4 防災訓練 の実施 | 継続 | ①【再掲】文化財防火デーに伴う消防訓練の実施★ 全国文化財防火デーに合わせて、管内消防と連携して文化財防火訓練を継続して実施する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| (2)文化財の防犯対策の推進 | 4-2-1 文化財の防犯(防災) 意識の醸成(再掲) | 拡充 | ①【再掲】市民への文化財に関する防災・防犯意識の啓発★ 文化財に関する防災・防犯について、現地で意識を啓発する注意板の設置やHPでの啓発、防災・防犯設備整備事業に伴う見学会などで市民へ啓発を行う。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ②美術工芸品実態調査を通じた防災・防犯対策の指導★ 美術工芸品実態調査を通じて、所有文化財(未指定含む)のリストの作成を行うとともに、個別に所有者に向けた防災・防犯対策の確認・指導を行う。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ③【再掲】総合防災に対応する防災・防犯設備の設置・改修★ 文化財の保存整備に連動し、文化財の総合的な防災に係る設備の整備を実施する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ④【再掲】福山城伏見櫓・筋鉄御門(重文)防災施設整備★ 史跡福山城跡の重要な構成要素である歴史的建造物(伏見櫓・筋鉄御門)の防災設備整備を行う。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ⑤【再掲】所有者・管理者への文化財防災・防犯マニュアルの周知 国・県・市と連携した文化財を災害や犯罪から守り、保存するためのマニュアル等の周知を行い、日頃から防災・防犯に備える。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ⑥防犯設備の現況確認・点検の実施★ 文化財に整備・設置されている防犯設備の状況を確認・点検することで適切な設備の稼働を維持する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ⑦指定・登録文化財等の所有者・管理者への防犯体制の確認★ 防犯に備え、日頃から文化財所有者と防犯体制及び関係機関との連携体制を確認する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | 4-2-2 防犯知識の習得 | 拡充 | ①【再掲】所有者・管理者への防災・防犯マニュアル等の周知 国・県・市と連携した文化財を災害や犯罪から守り、保存するためのマニュアル等の周知を行い、日頃から防災・防犯に備える。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | 新規 | ②【再掲】所有者・管理者への文化財防災・防犯に係る講習会の実施 文化財防災・防犯の専門家等による所有者や管理者に向けた講習会・講演会を実施する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | | |

第5節 文化財の保存・活用を支える体制づくりに関する措置

本節では、第4章第2節「5 文化財の保存・活用を支える体制づくり」(大方針5)で示した分野別方針(措置の基軸)ごとに措置(事業)を設定します。

本節で示している措置は、本節は法第183条の3第2項第5号関係「文化財の保存・活用の推進体制等」に関する措置(事業)にあたります。

表5-5 「大方針5 文化財の保存・活用を支える体制づくり」に関する措置(事業)とその展開(1/2)

| 措置の基軸 | 分類(区分) | 措置(事業)と事業概要 ★:重点措置 | 事業の主体等 | | | 財源 | 取組時期 (2024~2033) | | |
|---|--|---|--|----|---|-----|---------------------|---------------|---------------|
| | | | ◎:主体 ○:協力・支援 | | | | 前期 (~2025) | 中期 (~2029) | 後期 (~2033) |
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | | | |
| (1)市民の参加・協働と地域社会総がかりの体制づくり | 5-1-1 市民等の参加と協働の文化財の保存・活用の体制づくり | 拡充 ①市民による調査・研究成果の発表・展示等の支援 文化財や歴史文化に関する調査・研究を行っている市民が成果を発表できる場や展示の機会を確保する。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 ②市民による文化財調査体制の構築 市民が独自に文化財や歴史文化の調査を行い、相互にノウハウや成果を共有できる組織的な体制を構築する。 | ○ | ◎ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 ③文化財保護法に基づく文化財保存活用支援団体の指定の検討★ 文化財を対象に保存活用を行う団体を指定し、文化財を核としたまちづくりや地域活性化を行う仕組みづくりを検討する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | 5-1-2 文化財の保存・活用に向けた市内外の支援者等のネットワークづくり | 継続 ①一口町方衆(鞆)の取組の推進★ 県が実施する一口町方衆の取組について、広報や一口町方衆を財源として実施する事業などで県と連携しながら推進する。 | | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 ②【再掲】文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築★ 本市で活動する文化財保存活用団体同士のノウハウや情報などの共有するため、団体の交流などを通じてネットワーク体制を構築する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 ③【再掲】文化財の保存・活用に係る専門家相談制度の創設 市民や地域が文化財の保存・活用を行う際に専門的な知識・ノウハウの部分を補うため、文化財の専門家によるオンライン相談制度を創設する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 ④ふくやまの文化財応援者登録制度の創設★ 文化財の広報と支援を自発的に行う応援者の登録制度を新たに創設する。 | | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | (2)関係機関及び学識経験者等との連携 | 5-2-1 関係機関・自治体との連携 | 継続 ①文化庁や広島県教育委員会等との連携★ 文化財の保存と活用を効果的・効率的に実効性をもって実施するため、関係機関の中でも文化庁・広島県教育委員会文化財課との連携を行う。 | | | ◎ | 市・他 | | |
| 継続 ②廉塾や福山城と縁のある自治体との連携★ 水野家や阿部家といった福山城にゆかりのある家に関わる刈谷市や東京都文京区、廉塾などの教育遺産に関わりの自治体(備前市、水戸市など)と調査や情報発信などで連携した取組を行う。 | | | | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| 継続 ③NPO 法人朝鮮通信使縁地連絡協議会と連携した「世界の記憶」の活用★ 福禅寺(鞆町)が所蔵する「世界の記憶」である朝鮮通信使資料を活用して、イベントの開催や縁地連絡協議会と連携した取組を行う。 | | | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |

表 5-5 「大方針 5 文化財の保存・活用を支える体制づくり」に関する措置（事業）とその展開（2/2）

| 措置の 基軸 | 分類 (区分) | 措置(事業)と事業概要 ★：重点措置 | 事業の主体等 | | | 財源 | 取組時期 (2024～2033) | | | |
|-----------------------|--|-----------------------|---|----|-----|----|---------------------|---------------|---------------|--|
| | | | ◎：主体 ○：協力・支援 | | | | 前期 (～2025) | 中期 (～2029) | 後期 (～2033) | |
| | | | 所有者 | 地域 | 市 | | | | | |
| (2) 関係機関及び学識経験者等との連携 | 5-2-1 関係機関・自治体との連携 | 新規 | ④(仮称)福山市文化財保存活用地域計画推進協議会の設立 地域計画に定める措置の進捗を確認し、実効性を持った内容となるよう検討を行うため、関係者で構成する協議会を設立する。 | ○ | ○ | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 拡充 | ⑤文化財を通じた備後圏域の自治体との連携★ 備後圏域（6市2町：笠岡市、福山市、尾道市、三原市、井原市、神石高原町、府中市、世羅町）で関係する文化財の情報発信やイベントなどを連携して行う。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | 5-2-2 大学・学識経験者等との連携 | 継続 | ①【再掲】美術工芸品実態調査★ 市内に所在する様々な宗派や時代の寺院・神社が所有する仏像などの美術工芸品について現地調査を実施する。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ②【再掲】神辺本陣(県史跡・県重文)に関する調査★ 建造物や文献調査などにより基礎情報を整理するとともに、その価値の明確化を図る。 | ○ | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ③【再掲】福山城伏見櫓・筋鉄御門(重文)調査★ 福山城伏見櫓・筋鉄御門の本質的価値を明らかにするため、建造物、文献などの学術調査を実施する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ④文化財に関する各種団体との連携★ 文化財行政の最新の動向や文化財に関する研究成果などを情報収集するため、協議会や研究会などに参加する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| 拡充 | ⑤【再掲】本市の歴史文化に関する内容を専門分野とする専門家とのネットワーク形成★ 専門的知見に基づいた文化財の保存・活用を推進するため、本市の文化財に関する様々な分野の専門家とのネットワークを形成する。 | | | ◎ | 市・他 | | | | | |
| (3) 文化財行政及び庁内連携の体制の充実 | 5-3-1 文化財行政体制の充実・強化 | 継続 | ①文化財関係職員のスキルアップ★ 文化財の保存・活用や各種文化財の取扱いに関する専門的な研修などに参加し、文化財関係職員のスキルアップを図る。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 継続 | ②文化財専門職員の増員・人材確保★ 文化財の保存・活用を担う専門職員の増員や人材確保を検討する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | | 新規 | ③本計画に基づく事業の進捗管理★ 本計画に基づく事業の実施状況やスケジュールについて、担当部署及び庁内全体で進捗管理を行い、円滑な実施を図る。 | | | ◎ | 市・他 | | | |
| | 5-3-2 庁内連携体制の充実・強化 | 新規 | ①関係部署による横断的な協力体制の構築★ 文化財の保存・活用を全庁的に推進するため、文化財保護部局である文化振興課及び関係部署による横断的な協力体制を構築する。 | | | ◎ | 市・他 | | | |

第6章 関連文化財群と文化財保存活用区域の具体化

第1節 関連文化財群の具体化

1 関連文化財群の具体化の考え方

16の関連文化財群のうち、次の2つについては取組を進めています。

○港町と海道文化～瀬戸内海がもたらした交易・交流の遺産～

○築城と城下町の形成～福山の近世の記憶と遺産～

これらを構成する文化財等は、市域の中央部及び南部が中心ですが、北部を含めた全市的な文化財の活用やネ3. ットワークを構成するため、すでに一部、文化財の保存・活用（整備）に取り組んでいる次の関連文化財群について、計画期間における具体化をめざします。

○古墳が物語る歴史と文化～備後（福山）における「くに」の形成と畿内・吉備との関わり～

○街道ともてなし文化～古代・近世山陽道を軸とした交流の道と文化～

○福山の学問・文芸～学びの文化とその広がり～

これら5つを先導的関連文化財群と捉え、取組を展開又は具体化するに際しての課題、方針、措置を設定します。

一方、これら以外の11の関連文化財群については、関連文化財群やその他文化財に関する学習機会の確保、情報提供などに取り組みつつ、関係する地域における市民・地域活動団体等の気運が高まり、つながり合った取組（活動）が期待される関連文化財群については具体化をめざします。なお、テーマ等の再構築や新たな関連文化財群の設定を含め、本計画期間を超えての具体化も想定します。

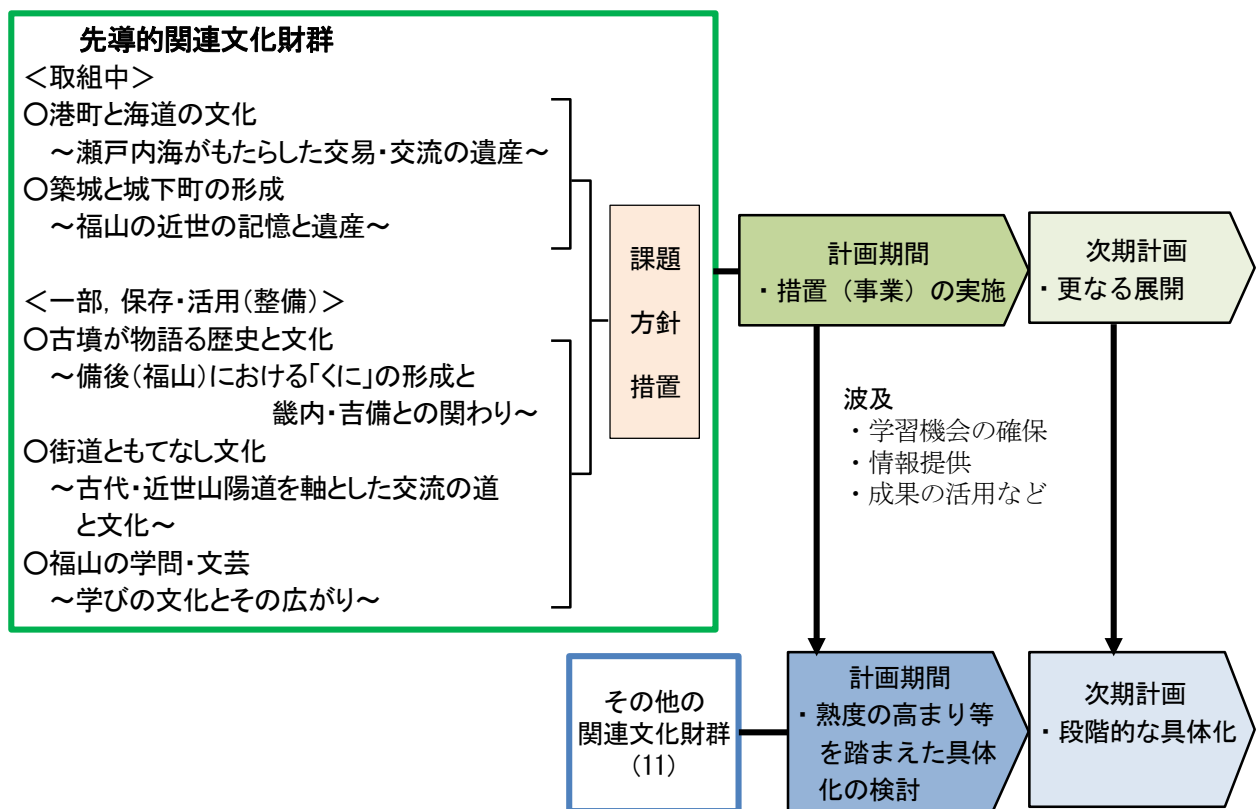


図6-1 5つの先導的関連文化財群の具体化とその波及

2 既に着手している関連文化財群の取組展開

(1) 港町と海道の文化～瀬戸内海がもたらした交易・交流の遺産～

【取組展開の課題】

本関連文化財群において、構成要素が集中しているのが鞆町であり重要文化財の保存修理や重要伝統的建造物群保存地区における建造物の保存修理、鞆町町並み保存拠点施設「鞆てらす」の整備・活用、日本遺産としての情報発信、観光振興などに取り組んでいます。

一方、同じ関連文化財群の構成要素である宮の前廃寺跡や明王院五重塔・本堂、島嶼部の文化財などとの周遊ルートの設定、関連文化財群としての案内表示板の設置や情報発信はできていません。このため、鞆町を訪れた観光客等の地域資源の周遊的な利用は、交通結節点付近に位置する福山城跡などの一部に限られていると考えられます。

【取組展開の方針】

これまでの鞆町及びそれ以外の文化財の保存・活用に関する取組の成果や課題を踏まえつつ、関連文化財群の構成要素をつなぐ案内板・説明板・誘導板の設置、関連文化財群も考慮した日本遺産（鞆）の情報発信、周遊ルートの設定とマップの作成及び情報発信などに取り組めます。

また、歴史文化ガイドの育成・支援においては、関連文化財群に関する内容を加えることとします。

【措置】

■関連文化財群に焦点をあてた措置

本関連文化財群に焦点をあてた措置は次のようになり、その他の関係する措置と連動させ、また、それらを適宜より具体的な措置として設定しながら、具体化に取り組めます。

- 関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成
- 日本遺産（鞆）の情報発信の強化
- 2つの関連文化財群の取組展開→港町と海道の文化
- 関連文化財群の周知と具体化の促進

■関係する主な措置

本関連文化財群に関連する主な措置は次のとおりです（個々の措置は、次の表に示しています）。

これらの措置は、関連文化財群を考慮して内容を検討します。

- 「文化財の把握・調査の充実」に関する措置：5
- 「文化財の保存・活用の推進」に関する措置：21
- 「文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進」に関する措置：6
- 「文化財の危機管理」に関する措置：1
- 「文化財の保存・活用を支える体制づくり」に関する措置：2

表 6-1 関連文化財群「港町と海道の文化」の取組展開（措置と取組期間）

(1/2)

| 区分 | 措置 ★は重点措置 | | 取組時期（2024～2033年度） | | | | |
|---------------------------------------|--|------------------------------|---|--------------------------|------------------|----|--|
| | 分類 | 措置（事業） | 前期（～2025） | 中期（～2029） | 後期（～2033） | | |
| 関連文化財群に焦点をあてた措置及び関係が特に強い措置 | 3-1-1 関連文化財群の具体化に向けた取組 | 新規 関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成 ★ | 周遊ルートの設定 | ルートの拡充(見直し) マップの作成・普及 | 同左 マップの普及 | | |
| | | | 継続 日本遺産(鞆)の情報発信の強化 ★ | 関連文化財群を含めた情報発信 | 関係する情報の充実 →発信 | 同左 | |
| | | 拡充 2つの関連文化財群の取組展開→港町と海道の文化 ★ | 調査に関する措置 1-1-1・1-2-1・1-3-2 | | | | |
| | | | 保存・活用に関する措置 2-1-1・2-1-2・2-1-4・2-2-1・2-2-3・2-4-1・2-5-1・2-5-2・2-5-3 | | | | |
| | | | 総合的・一体的な保存・活用に関する措置 3-2-1・3-2-2 | | | | |
| | | | 危機管理に関する措置 4-1-2 | | | | |
| | | | 体制づくりに関する措置 5-1-2・5-2-1 | | | | |
| | | 新規 関連文化財群の周知と具体化の促進 | 関連文化財群に関する情報提供・発信 | | | | |
| | | | 同左 | | | 同左 | |
| | | | 先導的関連文化財群に関する情報提供・発信, 体験機会 | | | | |
| | 3-2-1 重要伝統的建造物群保存地区の保存対策とまちづくり(鞆) | 継続 鞆町伝建地区内における伝統的建造物の特定の推進 | | | | | |
| | | 継続 補助制度を活用した修理・修景事業の実施 | | | | | |
| | | 継続 鞆町並み保存拠点施設の運営 | | | | | |
| | | 継続 空き家の再生活用による町並み保存の促進 | | | | | |
| 関連文化財群を考慮した措置の内容の検討(関連文化財群としての一体的な実施) | | | | | | | |
| ↑ | | | | | | | |
| 関係する主な措置 | ■文化財の調査に関する措置 1-1-1 市民参加による文化財の(再)発見の仕組みづくりと未指定文化財の把握 ・新規：市民による文化財調査の実施 ・新規：地域の宝の顕彰制度の検討 1-2-1 分野別の文化財の専門的な調査研究の推進 ・継続：伝統的建造物の調査 ・拡充：その他文化財の把握・調査 1-3-2 調査成果等の公開 ・拡充：「ふくやま文化財マップ」の更新 | | | | | | |
| | ■文化財の保存・活用に関する措置 2-1-1 文化財情報の共有化と文化財保護の啓発 ・継続：歴史散歩の掲載 ・継続：ホームページやSNS等による情報発信の推進 ・新規：福山の文化財ポータルサイトの開設 2-1-2 文化財を生かしたふるさと教育の推進 ・継続：郷土読本「大好き！ふくやま」を活用した郷土学習の推進 2-1-4 文化財めぐり等の体験機会の確保・充実 ・拡充：文化財めぐりの実施 2-2-1 文化財の保存・活用に関わる担い手・団体の育成 ・拡充：文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築 | | | | | | |

表 6-1 関連文化財群「港町と海道の文化」の取組展開（措置と取組期間）

(2/2)

| | |
|----------|---|
| 関係する主な措置 | <p>■文化財の保存・活用に関する措置（つづき）</p> <p>2-2-3 歴史文化ガイドの育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充：歴史文化ガイド養成講座の実施 ・ 拡充：外国語観光客対応歴史文化ガイドの養成 ・ 新規：歴史文化ガイドプラットフォームの構築 ・ 新規：ガイドプログラムの作成 <p>2-4-1 文化財の保存・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続：福禅寺（史跡）の保存整備 ・ 継続：明王院（国宝）の保存修理 ・ 継続：太田家住宅朝宗亭（重文）の保存修理 ・ 継続：沼名前神社能舞台（重文）の保存修理 ・ 継続：ユネスコ「世界の記憶遺産」（市重文資料の保存修理） <p>2-5-1 説明板・案内板等のサイン類の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続：文化財説明板・標柱の設置・改修 ・ 拡充：文化財説明板の多言語化の推進 <p>2-5-2 ICTを活用した情報発信の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続：ホームページやSNS等による情報発信の推進 <p>2-5-3 文化財へのアクセス・誘導板の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続：市民や団体と連携した誘導板の整備 ・ 新規：文化財マップの作成と公開 ・ 新規：観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 |
| | <p>■文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化に関する措置</p> <p>3-2-2 文化財保存活用区域の具体化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充：2つの文化財保存活用区域の取組展開→南部臨海地区 ・ 新規：文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進 |
| | <p>■文化財の危機管理に関する措置</p> <p>4-1-2 重要伝統的建造物群保存地区における防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続：鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画に基づく防災対策の推進 |
| | <p>■文化財の保存・活用を支える体制づくりに関する措置</p> <p>5-1-2 文化財の保存・活用に向けた市内外の支援者等のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続：一口町方衆（鞆）の取組の推進 <p>5-2-1 関係機関・自治体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続：NPO 法人朝鮮通信使縁地連絡協議会と連携したユネスコ「記憶遺産」の活用 |
| | |

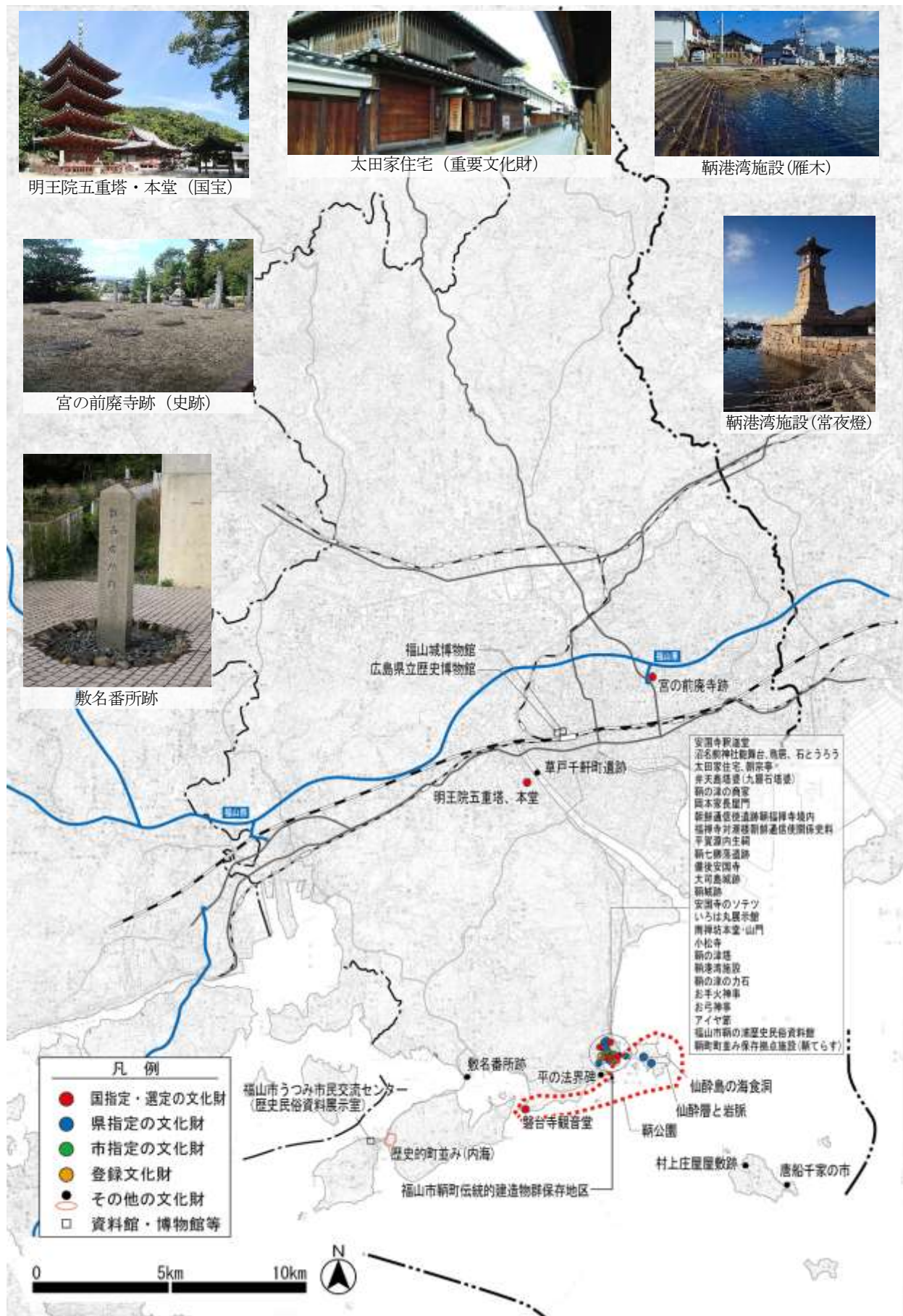


図 6-2 関連文化財群「港町と海道文化」の主な構成要素

(2) 築城と城下町の形成～福山の近世の記憶と遺産～

【取組展開の課題】

本関連文化財群においては、福山城築城 400 年記念事業（2023 年（令和 5 年）3 月 31 日終了）として、天守北壁の鉄板張り等の外観の復元的整備（令和の大普請）、城郭建造物への夜間照明の設置、福山城博物館のリニューアル、講演会や各種イベントの開催などに取り組み、多くの人々の関心を喚起し、来訪者を迎えることができました。

また、福山城跡を含めた福山駅周辺から中央公園までを「居心地が良く歩きたくなる」エリアへ変えていくため、民間の事業者や店舗、行政が一緒になって取組を進めています。こうした一連の取組により、福山城跡や文化施設、商業施設と一緒に回遊できる、賑にぎわいあふれる場所をめざしています。

一方、福山城の遺構や関連する文化財は、福山駅周辺から中央公園のエリアだけでなく、さらに広範囲に所在しており、それらを含めたネットワーク的な活用も求められます。また、福山城跡以外の構成要素の周知及び活用は限定的となっています。

【取組展開の方針】

これまでの福山城跡や周辺での取組の成果や課題を踏まえつつ、関連文化財群の構成要素をつなぐ案内板・説明板・誘導板の設置、周遊ルートの設定とマップの作成及び情報発信などに取り組みます。

また、歴史文化ガイドの育成・支援においては、関連文化財群に関する内容を加えることとします。

【措置】

■関連文化財群に焦点をあてた措置

本関連文化財群に焦点をあてた措置は次のようになり、その他の関係する措置と連動させ、また、それらを適宜より具体的な措置として設定しながら、具体化に取り組みます。

- 関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成
- 2つの関連文化財群の取組展開→築城と城下町の形成
- 関連文化財群の周知と具体化の促進

■関係する主な措置

本関連文化財群に関連する主な措置は次のとおりです（個々の措置は、次の表に示しています）。

これらの措置は、関連文化財群を考慮して内容を検討します。

- 「文化財の把握・調査の充実」に関する措置：7
- 「文化財の保存・活用の推進」に関する措置：18
- 「文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進」に関する措置：2
- 「文化財の危機管理」に関する措置：1
- 「文化財の保存・活用を支える体制づくり」に関する措置：1

表 6-2 関連文化財群「築城と城下町の形成」の取組展開（措置と取組期間）

(1/2)

| 区分 | 措置 ★は重点措置 | | 取組時期（2024～2033 年度） | | |
|--------------------------|---|----------------------------|---|-------------|-----------|
| | 分類 | 措置（事業） | 前期（～2025） | 中期（～2029） | 後期（～2033） |
| 関連文化財群に焦点をあてた措置 | 3-1-1 関連文化財群の具体化に向けた取組 | 新規 関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成 ★ | | | |
| | | | 周遊ルートの設定 | ルートの拡充(見直し) | 同左 |
| | 拡充 | 2つの関連文化財群の取組展開→築城と城下町の形成 ★ | | マップの作成・普及 | マップの普及 |
| | | | 調査に関する措置 1-1-1・1-2-1・1-3-2 | | |
| | | | 保存・活用に関する措置 2-1-1・2-1-2・2-1-4・2-2-1・2-2-3・2-4-1・2-5-1・2-5-2・2-5-3 | | |
| | | | 総合的・一体的な保存・活用に関する措置 3-2-2 | | |
| | | | 危機管理に関する措置 4-1-3 | | |
| | | | 体制づくりに関する措置 5-2-1 | | |
| | 新規 | 関連文化財群の周知と具体化の促進 | | | |
| | | | 関連文化財群に関する情報提供・発信 | 同左 | 同左 |
| | | | 先導的関連文化財群に関する情報提供・発信, 体験機会 | | |
| 関連文化財群を考慮した措置の内容の検討 ↑ | | | | | |
| 関係する主な措置 | ■文化財の調査に関する措置 1-1-1 市民参加による文化財の(再)発見の仕組みづくりと未指定文化財の把握 ・新規：市民による文化財調査の実施 ・新規：地域の宝の顕彰制度の検討 1-2-3 文化財の調査研究に基づいた価値の顕在化の取組 ・継続：東京阿部家資料の調査 ・継続：福山城伏見櫓・筋鉄御門（重文）調査 ・拡充：史跡福山城跡の確認調査 1-3-2 調査成果等の公開 ・継続：東京阿部家資料翻刻資料の発刊 ・拡充：「ふくやま文化財マップ」の更新 | | | | |
| | ■文化財の保存・活用に関する措置 2-1-1 文化財情報の共有化と文化財保護の啓発 ・継続：歴史散歩の掲載 ・継続：ホームページや SNS 等による情報発信の推進 ・新規：福山の文化財ポータルサイトの開設 2-1-2 文化財を生かしたふるさと教育の推進 ・継続：郷土読本「大好き！ふくやま」を活用した郷土学習の推進 2-1-4 文化財めぐり等の体験機会の確保・充実 ・拡充：文化財めぐりの実施 2-2-1 文化財の保存・活用に関わる担い手・団体の育成 ・拡充：文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築 2-2-3 歴史文化ガイドの育成・支援 ・継続：既存歴史文化ガイドとの連携強化（廉塾、福山城） ・拡充：歴史文化ガイド養成講座の実施 ・拡充：外国語観光客対応歴史文化ガイドの養成 ・新規：歴史文化ガイドプラットフォームの構築 ・新規：ガイドプログラムの作成 2-4-1 文化財の保存・整備 ・継続：福山城跡（史跡・建造物）の保存整備 | | | | |

表 6-2 関連文化財群「築城と城下町の形成」の取組展開（措置と取組期間）

(2/2)

| | |
|----------|--|
| 関係する主な措置 | <p>■文化財の保存・活用に関する措置（つづき）</p> <p>2-5-1 説明板・案内板等のサイン類の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：文化財説明板・標柱の設置・改修 ・拡充：文化財説明板の多言語化の推進 <p>2-5-2 ICTを活用した情報発信の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：ホームページやSNS等による情報発信の推進 <p>2-5-3 文化財へのアクセス・誘導板の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：市民や団体と連携した誘導板の整備 ・新規：文化財マップの作成と公開 ・新規：観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 |
| | <p>■文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化に関する措置</p> <p>3-2-2 文化財保存活用区域の具体化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充：2つの文化財保存活用区域の取組展開→中央地区 ・新規：文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進 |
| | <p>■文化財の危機管理に関する措置</p> <p>4-1-3 指定・登録文化財の防災対策（防止、避難、緊急時対応、復旧等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：福山城伏見櫓・筋鉄御門（重文）防災施設整備 |
| | <p>■文化財の保存・活用を支える体制づくりに関する措置</p> <p>5-2-1 関係機関・自治体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：廉塾や福山城と縁のある自治体との連携 |

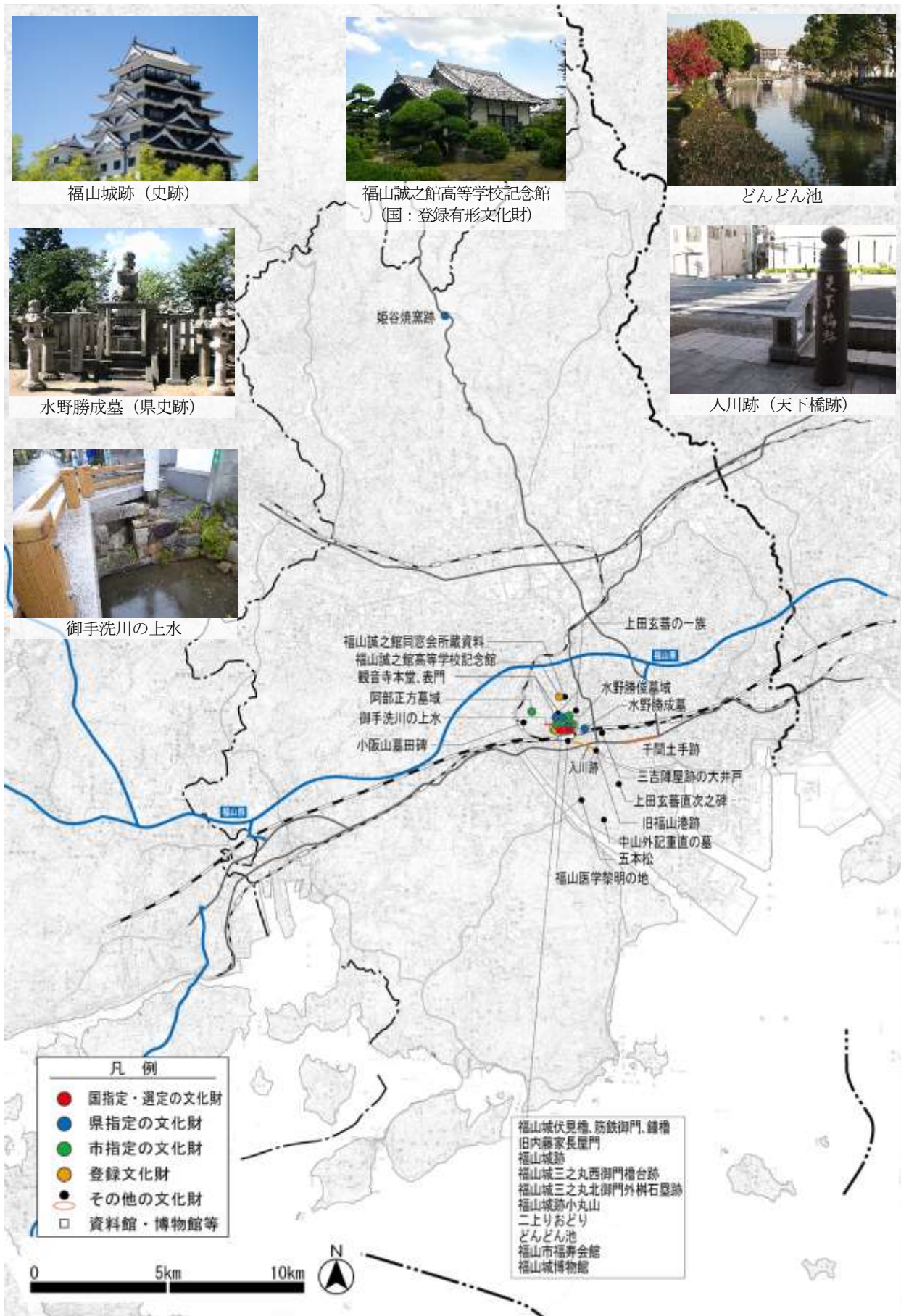


図 6-3 関連文化財群「築城と城下町の形成」の主な構成要素

3 取組を開始する関連文化財群

(1) 古墳が物語る歴史と文化～備後（福山）における「くに」の形成と畿内・吉備との関わり～

【具体化の課題】

本関連文化財群は、神辺平野一帯を中心に所在する、畿内・吉備との関係や影響、時代的・地域的な特徴を有する数多くの古墳を通じて、古墳の形や築造方法、その背景、当時の社会構造や精神世界などを見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。

これまでに史跡二子塚古墳の調査や保存整備、周辺を含めた周遊ルートの設定と活用などに取り組んできました。

ただし、調査は数多くある古墳の一部であり、保存整備や活用は限定的となっています。

このため、「備後（福山）における「くに」の形成と畿内・吉備との関わり」を市民等が見て、知って、学び、追体験するためには、計画的な調査や保存・活用及び整備が求められます。

【具体化の方針】

これまでの古墳の調査や保存・活用の成果や課題を踏まえつつ、関連文化財群の構成要素である古墳等の計画的な調査や保存対策、整備・活用に取り組むとともに、これらをつなぐ案内板・説明板・誘導板の設置、周遊ルートの設定とマップの作成及び情報発信などに取り組みます。

また、歴史文化ガイドの育成・支援においては、関連文化財群に関する内容を加えることとします。

【措置】

■関連文化財群に焦点をあてた措置

本関連文化財群に焦点をあてた措置は次のようになり、その他の関係する措置と連動させ、また、それらを適宜より具体的な措置として設定しながら、具体化に取り組めます。

- 関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成
- 3つの関連文化財群の具体化→古墳が物語る歴史と文化
- 関連文化財群の周知と具体化の促進

■関係する主な措置

本関連文化財群に関連する主な措置は次のとおりです（個々の措置は、次の表に示しています）。

これらの措置は、関連文化財群を考慮して内容を検討します。

- 「文化財の把握・調査の充実」に関する措置：8
- 「文化財の保存・活用の推進」に関する措置：19
- 「文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進」に関する措置：1

表 6-3 関連文化財群「古墳が語る歴史と文化」の取組展開（措置と取組期間）

(1/2)

| 区分 | 措置 ★は重点措置 | | 取組時期（2024～2033年度） | | |
|--------------------------|---|--|----------------------------|-------------|-------------|
| | 分類 | 措置（事業） | 前期（～2025） | 中期（～2029） | 後期（～2033） |
| 関連文化財群に焦点をあてた措置 | 3-1-1 関連文化財群の具体化に向けた取組 | 新規 関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成 ★ | | | |
| | | | 周遊ルート(モデル)の設定 | ルートの拡充(見直し) | ルートの拡充(見直し) |
| | | | | マップの作成 | マップの作成 |
| | 新規 3つの関連文化財群の具体化→古墳が語る歴史と文化 ★ | | | | |
| | | 調査に関する措置 1-1-1・1-2-1・1-2-3・1-3-2 | | | |
| | | 保存・活用に関する措置 2-1-1・2-1-2・2-1-42-2-1・2-2-3・2-4-1・2-5-1・2-5-2・2-5-3 | | | |
| | 新規 関連文化財群の周知と具体化の促進 | 総合的・一体的な保存・活用に関する措置 3-2-2 | | | |
| | | | | | |
| | | 関連文化財群に関する情報提供・発信 | 同左 | 同左 | |
| | | | 先導的関連文化財群に関する情報提供・発信, 体験機会 | | |
| 関連文化財群を考慮した措置の内容の検討 ↑ | | | | | |
| 関係する主な措置 | ■文化財の調査に関する措置 1-1-1 市民参加による文化財の(再)発見の仕組みづくりと未指定文化財の把握 ・新規：市民による文化財調査の実施 ・新規：地域の宝の顕彰制度の検討 1-2-1 分野別の文化財の専門的な調査研究の推進 ・継続：市内遺跡発掘調査 1-2-3 文化財の調査研究に基づいた価値の顕在化の取組 ・拡充：福山市内の古墳の総合的調査 1-3-2 調査成果等の公開 ・継続：市内遺跡調査報告書の作成 ・継続：発掘調査成果を活用した市内巡回展の開催 ・拡充：現地説明会・見学会の実施 ・拡充：「ふくやま文化財マップ」の更新 | | | | |
| | ■文化財の保存・活用に関する措置 2-1-1 文化財情報の共有化と文化財保護の啓発 ・継続：歴史散歩の掲載 ・継続：ホームページやSNS等による情報発信の推進 ・新規：福山の文化財ポータルサイトの開設 2-1-2 文化財を生かしたふるさと教育の推進 ・継続：郷土読本「大好き！ふくやま」を活用した郷土学習の推進 2-1-4 文化財めぐり等の体験機会の確保・充実 ・拡充：文化財めぐりの実施 2-2-1 文化財の保存・活用に関わる担い手・団体の育成 ・拡充：文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築 2-2-3 歴史文化ガイドの育成・支援 ・継続：既存歴史文化ガイドとの連携強化（廉塾、福山城） ・拡充：歴史文化ガイド養成講座の実施 ・拡充：外国語観光客対応歴史文化ガイドの養成 ・新規：歴史文化ガイドプラットフォームの構築 ・新規：ガイドプログラムの作成 | | | | |

表 6-3 関連文化財群「古墳が語る歴史と文化」の取組展開（措置と取組期間）

(2/2)

| | |
|----------|--|
| 関係する主な措置 | <p>■文化財の保存・活用に関する措置（つづき）</p> <p>2-4-1 文化財の保存・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：二子塚古墳（史跡）の保存整備 ・拡充：尾市1号古墳の指定に向けた取組の推進 <p>2-5-1 説明板・案内板等のサイン類の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：文化財説明板・標柱の設置・改修 ・拡充：文化財説明板の多言語化の推進 <p>2-5-2 ICTを活用した情報発信の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：ホームページやSNS等による情報発信の推進 <p>2-5-3 文化財へのアクセス・誘導板の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：市民や団体と連携した誘導板の整備 ・新規：文化財マップの作成と公開 ・新規：観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 |
| | <p>■文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化に関する措置</p> <p>3-2-2 文化財保存活用区域の具体化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規：文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進 |

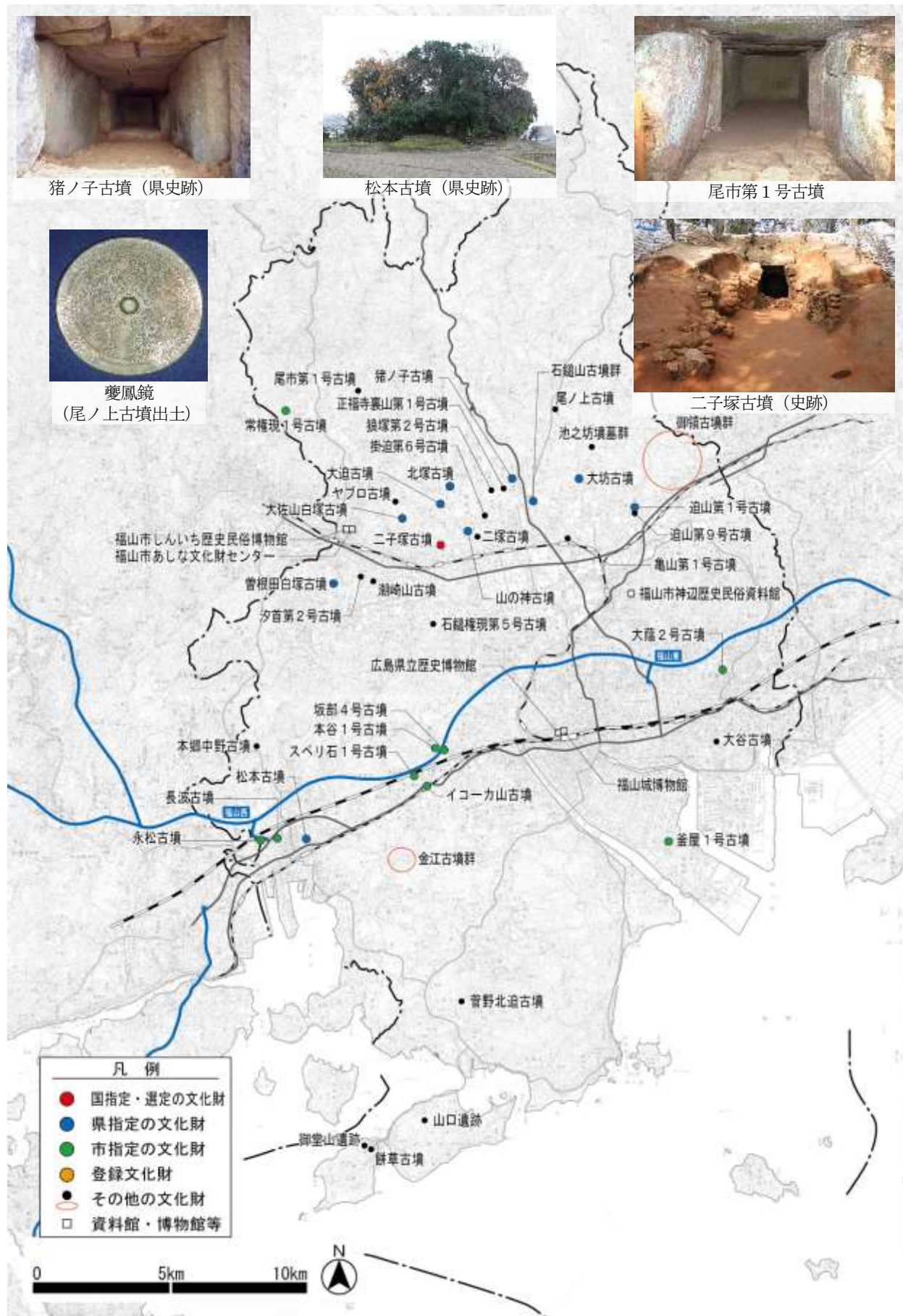


図 6-4 関連文化財群「古墳が語る歴史と文化」の主な構成要素

(2) 街道ともてなし文化～古代・近世山陽道を軸とした交流の道と文化～

【具体化の課題】

本関連文化財群は、古代（中世）山陽道と近世山陽道をはじめ多数の街道、関連する遺跡や建造物、もてなしの文化などをつなぎ、街道を通じて培われた歴史文化を見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。

街道そのものについては、これまで調査を行っていませんが、沿道に所在する建造物（廉塾ならびに菅茶山旧宅、神辺本陣など）の調査を行うとともに、数多く残されている辻堂（休憩の場などとして利用される簡素な構造の建物）やその利用について把握しました。

これらのうち特別史跡である廉塾ならびに菅茶山旧宅については、保存整備に取り組んでおり、地域住民による清掃美化、観光ガイドによる案内などが行われています。

しかし、街道を通じた文化財をつなぐ取組は、神辺町における近世山陽道の一部区間（廉塾ならびに菅茶山旧宅～神辺本陣）などに限定されています。

このため、「古代・近世山陽道を軸とした交流の道と文化」を市民等が見て、知って、学び、追体験するためには、計画的な文化財の調査や保存・活用及び整備が求められます。

【具体化の方針】

これまでの街道沿いの建造物の調査等の成果や課題を踏まえつつ、関連文化財群の構成要素である文化財の計画的な調査や保存対策、整備・活用に取り組むとともに、これらをつなぐ案内板・説明板・誘導板の設置、周遊ルートの設定とマップの作成及び情報発信などに取り組みます。

また、歴史文化ガイドの育成・支援においては、関連文化財群に関する内容を加えることとします。

【措置】

■関連文化財群に焦点をあてた措置

本関連文化財群に焦点をあてた措置は次のようになり、その他の関係する措置と連動させ、また、それらを適宜より具体的な措置として設定しながら、具体化に取り組みます。

- 関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成
- 3つの関連文化財群の具体化→街道ともてなし文化
- 関連文化財群の周知と具体化の促進

■関係する主な措置

本関連文化財群に関連する主な措置は次のとおりです（個々の措置は、次の表に示しています）。

これらの措置は、関連文化財群を考慮して内容を検討します。

- 「文化財の把握・調査の充実」に関する措置：5
- 「文化財の保存・活用の推進」に関する措置：19
- 「文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進」に関する措置：2

表 6-4 関連文化財群「街道ともてなし文化」の取組展開（措置と取組期間）

(1/2)

| 区分 | 措置 ★は重点措置 | | 取組時期（2024～2033 年度） | | |
|--------------------------|---|---------------------------|---|-------------|-------------|
| | 分類 | 措置（事業） | 前期（～2025） | 中期（～2029） | 後期（～2033） |
| 関連文化財群に焦点をあてた措置 | 3-1-1 関連文化財群の具体化に向けた取組 | 新規 関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成 ★ | | | |
| | | | 周遊ルート(モデル)の設定 | ルートの拡充(見直し) | ルートの拡充(見直し) |
| | | | | マップの作成 | マップの作成 |
| | 新規 | 3つの関連文化財群の具体化→街道ともてなし文化 ★ | | | |
| | | | 調査に関する措置 1-1-1・1-2-1・1-2-3・1-3-2 | | |
| | | | 保存・活用に関する措置 2-1-1・2-1-2・2-1-4・2-2-1・2-2-3・2-4-1・2-5-1・2-5-2・2-5-3 | | |
| | 新規 | 関連文化財群の周知と具体化の促進 | 総合的・一体的な保存・活用に関する措置 3-2-2 | | |
| | | | | | |
| | | | 関連文化財群に関する情報提供・発信 | 同左 | 同左 |
| | | | 先導的関連文化財群に関する情報提供・発信, 体験機会 | | |
| 関連文化財群を考慮した措置の内容の検討 ↑ | | | | | |
| 関係する主な措置 | ■文化財の調査に関する措置 1-1-1 市民参加による文化財の(再)発見の仕組みづくりと未指定文化財の把握 ・新規：市民による文化財調査の実施 ・新規：地域の宝の顕彰制度の検討 1-2-1 分野別の文化財の専門的な調査研究の推進 ・継続：伝統的建造物の調査 1-2-3 文化財の調査研究に基づいた価値の顕在化の取組 ・継続：神辺本陣（県史跡・県重文）に関する調査 1-3-2 調査成果等の公開 ・拡充：「ふくやま文化財マップ」の更新 | | | | |
| | ■文化財の保存・活用に関する措置 2-1-1 文化財情報の共有化と文化財保護の啓発 ・継続：歴史散歩の掲載 ・継続：ホームページや SNS 等による情報発信の推進 ・新規：福山の文化財ポータルサイトの開設 2-1-2 文化財を生かしたふるさと教育の推進 ・継続：郷土読本「大好き！ふくやま」を活用した郷土学習の推進 2-1-4 文化財めぐり等の体験機会の確保・充実 ・拡充：文化財めぐりの実施 2-2-1 文化財の保存・活用に関わる担い手・団体の育成 ・拡充：文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築 2-2-3 歴史文化ガイドの育成・支援 ・継続：既存歴史文化ガイドとの連携強化（廉塾、福山城） ・拡充：歴史文化ガイド養成講座の実施 ・拡充：外国語観光客対応歴史文化ガイドの養成 ・新規：歴史文化ガイドプラットフォームの構築 ・新規：ガイドプログラムの作成 2-4-1 文化財の保存・整備 ・継続：廉塾（特別史跡）の保存整備 ・継続：神辺本陣（県史跡・県重文）の保存整備 | | | | |

表 6-4 関連文化財群「街道ともてなし文化」の取組展開（措置と取組期間）

(2/2)

| | |
|----------|--|
| 関係する主な措置 | <p>■文化財の保存・活用に関する措置（つづき）</p> <p>2-5-1 説明板・案内板等のサイン類の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：文化財説明板・標柱の設置・改修 ・拡充：文化財説明板の多言語化の推進 <p>2-5-2 ICTを活用した情報発信の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：ホームページやSNS等による情報発信の推進 <p>2-5-3 文化財へのアクセス・誘導板の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：市民や団体と連携した誘導板の整備 ・新規：文化財マップの作成と公開 ・新規：観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 |
| | <p>■文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化に関する措置</p> <p>3-2-2 文化財保存活用区域の具体化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規：北東部地区（神辺）における文化財保存活用区域の具体化 ・新規：文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進 |

(3) 福山の学問・文芸～学びの文化とその広がり～

【具体化の課題】

本関連文化財群は、福山市における学問や文芸に関わる歴史上の人物とその足跡をつなぐものであり、各地に残され、伝えられている“知”の遺産を見て、知って、学び、追体験すること、そして文化財としての価値を守り、生かすことをめざすものです。

本市においては、江戸時代後期の儒学者である菅茶山、藩校「誠之館」を設立した福山藩第7代藩主阿部正弘、明治において全国に先駆けて初等教育普及の素地をつくった窪田次郎、大正・昭和時代に活躍した日本を代表する童謡詩人葛原しげるをはじめとした人材を輩出するとともに、数多くの文人墨客、文化人などがこの地に足跡を残しています。

これらに関わる文化財のうち、廉塾ならびに菅茶山旧宅は保存整備を進めており、東京阿部家資料の調査や翻刻資料の発刊などにも取り組んでいます。また、本市には、学問・文芸に関係する公共・民間の資料館・博物館等が多数立地しています。

一方、生家跡などの建造物は老朽化が進んでいるものがあるとともに、一部の構成要素を除き、あまり知られていなかったり、利用者が限定されたりする状況がみられます。また、学問・文芸をテーマとした周遊ルートの設定などはできていません。

このため、「福山の学問・文芸」を市民等が見て、知って、学び、追体験するためには、計画的な文化財の調査や保存・活用及び整備が求められます。

【具体化の方針】

これまでの学問・文芸に関する文化財の調査や整備の成果、活用状況を含めた課題を踏まえつつ、関連文化財群の構成要素である文化財の計画的な調査や保存対策、整備・活用に取り組むとともに、これらをつなぐ案内板・説明板・誘導板の設置、周遊ルートの設定とマップの作成及び情報発信などに取り組みます。

また、歴史文化ガイドの育成・支援においては、関連文化財群に関する内容を加えることとします。

【措置】

■関連文化財群に焦点をあてた措置

本関連文化財群に焦点をあてた措置は次のようになり、その他の関係する措置と連動させ、また、それらを適宜より具体的な措置として設定しながら、具体化に取り組めます。

- 関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成
- 3つの関連文化財群の具体化→福山の学問・文芸
- 関連文化財群の周知と具体化の促進

■関係する主な措置

本関連文化財群に関連する主な措置は次のとおりです（個々の措置は、次の表に示しています）。

これらの措置は、関連文化財群を考慮して内容を検討します。

- 「文化財の把握・調査の充実」に関する措置：6
- 「文化財の保存・活用の推進」に関する措置：19
- 「文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進」に関する措置：2
- 「文化財の保存・活用を支える体制づくり」に関する措置：1

表 6-5 関連文化財群「福山の学問・文芸」の取組展開（措置と取組期間）

(1/2)

| 区分 | 措置 ★は重点措置 | | 取組時期（2024～2033年度） | | | |
|----------------------------|---|---|-------------------|-------------|-------------|----|
| | 分類 | 措置（事業） | 前期（～2025） | 中期（～2029） | 後期（～2033） | |
| 関連文化財群に焦点をあてた措置 | 3-1-1 関連文化財群の具体化に向けた取組 | 新規 関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成 ★ | | | | |
| | | | 周遊ルート(モデル)の設定 | ルートの拡充(見直し) | ルートの拡充(見直し) | |
| | | | マップの作成 | マップの作成 | | |
| | | | | | | |
| | 新規 3つの関連文化財群の具体化→福山の学問・文芸 ★ | 調査に関する措置 1-1-1・1-2-1・1-2-3・1-3-2 | | | | |
| | | 保存・活用に関する措置 2-1-1・2-1-2・2-1-4・2-2-1・2-2-3・2-4-1・2-5-1・2-5-2・2-5-3 | | | | |
| | | 総合的・一体的な保存・活用に関する措置 3-2-2 | | | | |
| | | 体制づくりに関する措置 5-2-1 | | | | |
| | 新規 関連文化財群の周知と具体化の促進 ★ | | | | | |
| | | 関連文化財群に関する情報提供・発信 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 先導的関連文化財群に関する情報提供・発信, 体験機会 | | | | | | |
| 関連文化財群を考慮した措置の内容の検討 ↑ | | | | | | |
| 関係する主な措置 | ■文化財の調査に関する措置 1-1-1 市民参加による文化財の(再)発見の仕組みづくりと未指定文化財の把握 ・新規：市民による文化財調査の実施 ・新規：地域の宝の顕彰制度の検討 1-2-1 分野別の文化財の専門的な調査研究の推進 ・継続：美術工芸実態調査 1-2-3 文化財の調査研究に基づいた価値の顕在化の取組 ・継続：東京阿部家資料の調査 1-3-2 調査成果等の公開 ・継続：東京阿部家資料翻刻資料の発刊 ・拡充：「ふくやま文化財マップ」の更新 | | | | | |
| | ■文化財の保存・活用に関する措置 2-1-1 文化財情報の共有化と文化財保護の啓発 ・継続：歴史散歩の掲載 ・継続：ホームページやSNS等による情報発信の推進 ・新規：福山の文化財ポータルサイトの開設 2-1-2 文化財を生かしたふるさと教育の推進 ・継続：郷土読本「大好き！ふくやま」を活用した郷土学習の推進 2-1-4 文化財めぐり等の体験機会の確保・充実 ・拡充：文化財めぐりの実施 2-2-1 文化財の保存・活用に関わる担い手・団体の育成 ・拡充：文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築 2-2-3 歴史文化ガイドの育成・支援 ・継続：既存歴史文化ガイドとの連携強化（廉塾、福山城） ・拡充：歴史文化ガイド養成講座の実施 ・拡充：外国語観光客対応歴史文化ガイドの養成 ・新規：歴史文化ガイドプラットフォームの構築 ・新規：ガイドプログラムの作成 | | | | | |

表 6-5 関連文化財群「福山の学問・文芸」の取組展開（措置と取組期間）

(2/2)

| | |
|----------|--|
| 関係する主な措置 | <p>■文化財の保存・活用に関する措置（つづき）</p> <p>2-4-1 文化財の保存・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：廉塾（特別史跡）の保存整備 ・継続：窪田次郎生家跡（市史跡）の保存整備 <p>2-5-1 説明板・案内板等のサイン類の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：文化財説明板・標柱の設置・改修 ・拡充：文化財説明板の多言語化の推進 <p>2-5-2 ICTを活用した情報発信の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：ホームページやSNS等による情報発信の推進 <p>2-5-3 文化財へのアクセス・誘導板の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：市民や団体と連携した誘導板の整備 ・新規：文化財マップの作成と公開 ・新規：観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備 |
| | <p>■文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化に関する措置</p> <p>3-2-2 文化財保存活用区域の具体化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規：北東部地区（神辺）における文化財保存活用区域の具体化 ・新規：文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進 |
| | <p>■文化財の保存・活用を支える体制づくりに関する措置</p> <p>5-2-1 関係機関・自治体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続：廉塾や福山城と縁のある自治体との連携 |



図 6-6 関連文化財群「福山の学問・文芸」の主な構成要素

第2節 文化財保存活用区域の具体化

1 文化財保存活用区域の具体化の考え方

9つの文化財保存活用区域（ゾーン）を設定しています。

この区域では、文化財の保存・活用を総合的・一体的に行うもので、行政、文化財の所有者、市民・地域活動団体、民間団体、大学等が連携しながら、めざす目標に向けて取り組むことが求められます。なお、庁内においても文化財担当部局だけでなく、まちづくり、観光、産業振興など行政他部局との連携が必要です。

したがって、文化財保存活用区域を具体化するためには、民間の歴史文化を生かしたまちづくりへの理解と協力、体制が不可欠であり、本計画期間（10年間）において、9つの文化財保存活用区域を一斉に具体化することは困難といえます。

そこで本計画では、歴史文化を生かしたまちづくりが動き出している福山城や中心市街地一帯、鞆町、及び廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存整備が進みつつあり、住民等による維持管理やガイドの活動が行われている神辺町（廉塾一帯）を、文化財保存活用区域を具体化する先導的エリアと位置づけます。これら3つのエリアは、本市の中央、南、北に位置することになります。

<文化財保存活用区域を具体化する先導的エリア>

- 福山城・中心市街地エリア（中央地区）
- 鞆・日本遺産エリア（南部臨海地区）
- 神辺町並みエリア（北東部地区）

これら先導的エリアでの取組を進めるとともに、その効果や経験を、それぞれの文化財保存活用区域に広げていきます。

さらに、先導的エリアでの実績を他の文化財保存活用区域の具体化に波及させるよう、情報発信や勉強会の開催、先導的エリアでの体験機会の確保などに取り組みます。

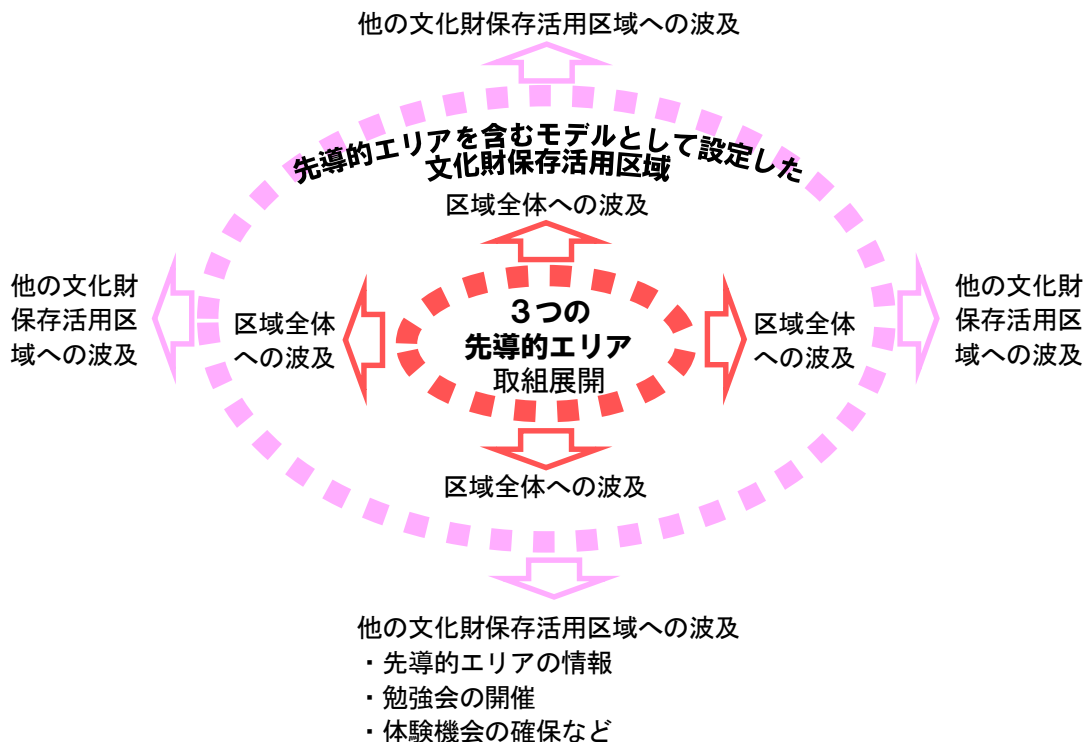


図 6-7 文化財保存活用区域の具体化の考え方（展開方向）

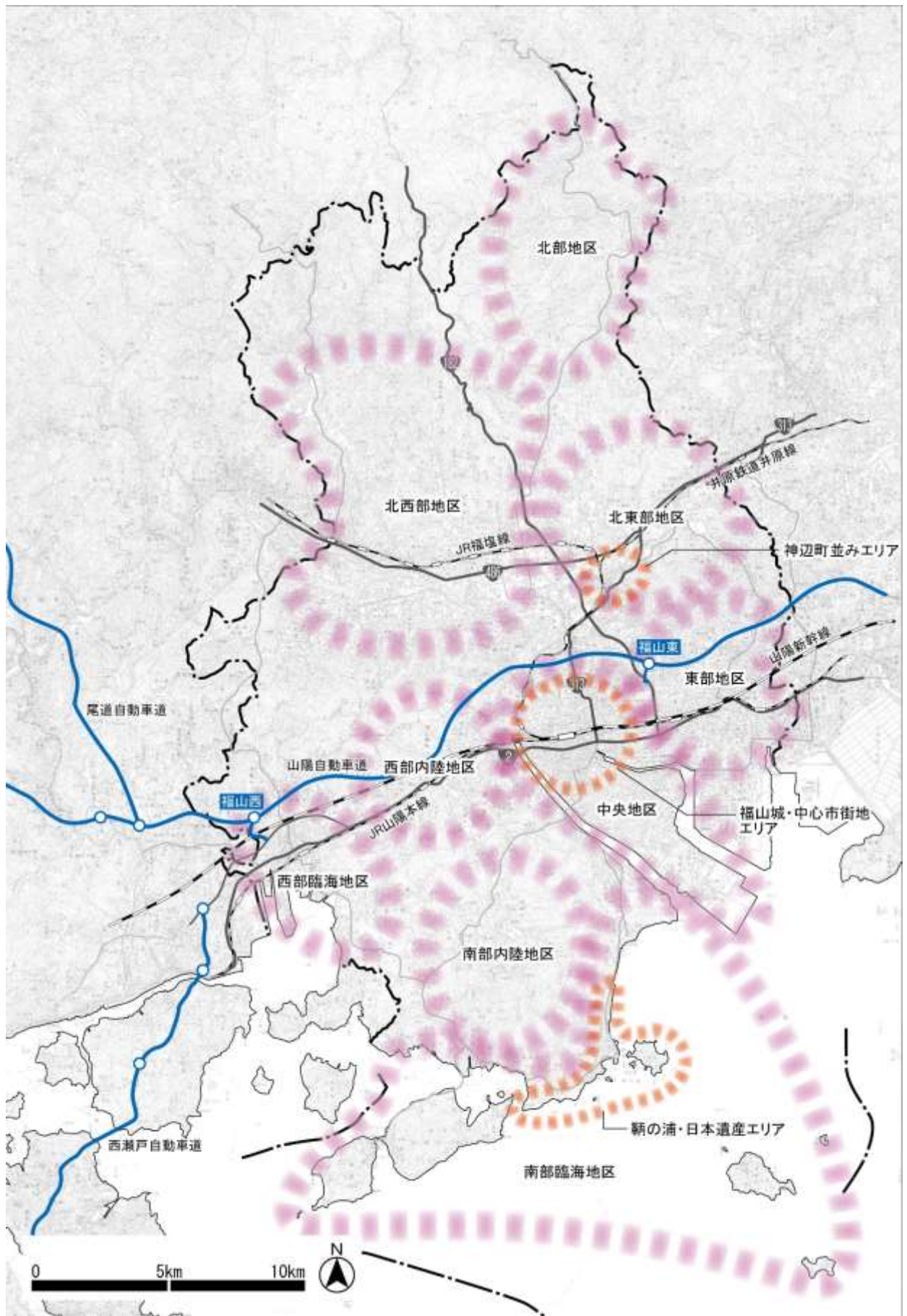


図 6-8 モデルとして設定した文化財保存活用区域と先導的エリア

2 文化財保存活用区域の具体化

(1) 福山城・中心市街地エリア（中央地区）

【具体化の課題】

本先導的エリア（福山城・中心市街地エリア）は、モデルとして設定した文化財保存活用エリア「中央地区」に位置します。この地区は、福山城や城下町が存在した場所、及びその南の干拓地を中心に、芦田川右岸の明王院一帯を含めた区域で、主に近世の文化財が集積する文化財保存活用区域です。

この区域のうち、福山城においては、築城 400 年記念事業（2023 年（令和 5 年）3 月 31 日終了）を進めてきました。また、福山城一帯から中央公園に至る範囲は「居心地が良く歩きたくなる」エリアとするための取組を官民連携で進めています。

これらの取組の中で文化財に関しては、福山城の保存・活用及び整備は進んでいますが、それ以外の数多く所在する文化財の活用は限定的といえます。また、先導的エリアの南に所在する文化財とのネットワーク的な活用はできていません。

加えて、本文化財保存活用区域に関係する関連文化財群としては、「街道ともてなし文化」、「地域に息づく歴史的な町並みと建築文化」、「築城と城下町の形成」、「干拓地の開発と村の形成」、「福山の学問・文芸」、「戦争・戦災の遺跡と復興」があり、関連文化財群としてのネットワーク的な活用も求められています。

【具体化の方針】

本先導的エリアにおいて、福山城に加え、その他多数存在する文化財の保存・活用も計画的に進め、歴史文化の薫り高い「居心地が良く歩きたくなる」エリアの形成を目指します。

また、このエリアにおける取組を文化財保存活用エリア「中央地区」全体に波及させるとともに、関係する関連文化財群の具体化を目指します。

【措置】

■文化財保存活用区域に焦点をあてた措置

本文化財保存活用区域に焦点をあてた措置は次のようになり、その他の関係する措置と連動させ、また、それらを適宜より具体的な措置として設定しながら、具体化に取り組みます。

○2つの文化財保存活用区域の取組展開（中央地区）

○文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進

■関係する主な措置

本文化財保存活用区域に関連する主な措置は、前述の関連文化財群のように多岐にわたっており、これらを上記の「2つの文化財保存活用区域の取組展開（中央地区）」及び「文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進」の中で、当該区域に適合させて取り入れることとします。

表 6-6 先導的エリア「福山城・中心市街地エリア」の取組展開と波及（措置と取組期間）

| 区分 | 措置 ★は重点措置 | | 取組時期（2024～2033 年度） | | |
|--|---|------------------------------|-------------------------------|-----------|-----------|
| | 分類 | 措置（事業） | 前期（～2025） | 中期（～2029） | 後期（～2033） |
| 文化財群保存活用区域に焦点をあてた措置 | 3-2-2 文化財保存活用区域の具体化に向けた取組 | 拡充 2つの文化財保存活用区域の取組展開(中央地区) ★ | | | |
| | | 新規 文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進 | | | |
| | | | 調査に関する措置（下記…以下同様） | | |
| | | | 保存・活用に関する措置 | | |
| | | | 総合的・一体的な保存・活用に関する措置 | | |
| | | 危機管理に関する措置 | | | |
| | | 体制づくりに関する措置 | | | |
| | | | | | |
| | | | 文化財保存活用区域に関する情報提供・発信 | 同左 | 同左 |
| | | | 先導的的文化財保存活用区域に関する情報提供・発信、体験機会 | | |
| | 2-4-1 文化財の保存・整備 | 継続 福山城跡(史跡・建造物)の保存整備★ | | | |
| 文化財保存活用区域を考慮した措置の内容の検討 ↑ | | | | | |
| 関係する主な措置 | ■調査に関する措置 | | | | |
| | 1-1-1 市民参加による文化財の(再)発見の仕組みづくりと未指定文化財の把握 | | | | |
| | 1-2-1 分野別の文化財の専門的な調査研究の推進 | | | | |
| | 1-3-2 調査成果等の公開 | | | | |
| | ■保存・活用に関する措置 | | | | |
| 2-1-1 文化財情報の共有化と文化財保護の啓発 | | | | | |
| 2-1-2 文化財を生かしたふるさと教育の推進 | | | | | |
| 2-1-4 文化財めぐり等の体験機会の確保・充実 | | | | | |
| 2-2-1 文化財の保存・活用に関わる担い手・団体の育成 | | | | | |
| 2-2-3 歴史文化ガイドの育成・支援 | | | | | |
| 2-5-1 説明板・案内板等のサイン類の計画的な整備 | | | | | |
| 2-5-2 ICTを活用した情報発信の充実・強化 | | | | | |
| 2-5-3 文化財へのアクセス・誘導板の充実 | | | | | |
| ■総合的・一体的な保存・活用に関する措置 | | | | | |
| 3-1-1 関連文化財群の具体化に向けた取組 | | | | | |
| ■危機管理に関する措置 | | | | | |
| 4-1-3 指定・登録文化財の防災対策（防止、避難、緊急時対応、復旧等） ・福山城伏見櫓・筋鉄御門（重文）防災施設整備 | | | | | |
| ■体制づくりに関する措置 | | | | | |
| 5-2-1 関係機関・自治体との連携 ・廉塾や福山城と縁のある自治体との連携 | | | | | |



福山市旧佐波浄水場
(国：登録有形文化財)



阿部正方墓域（市史跡）

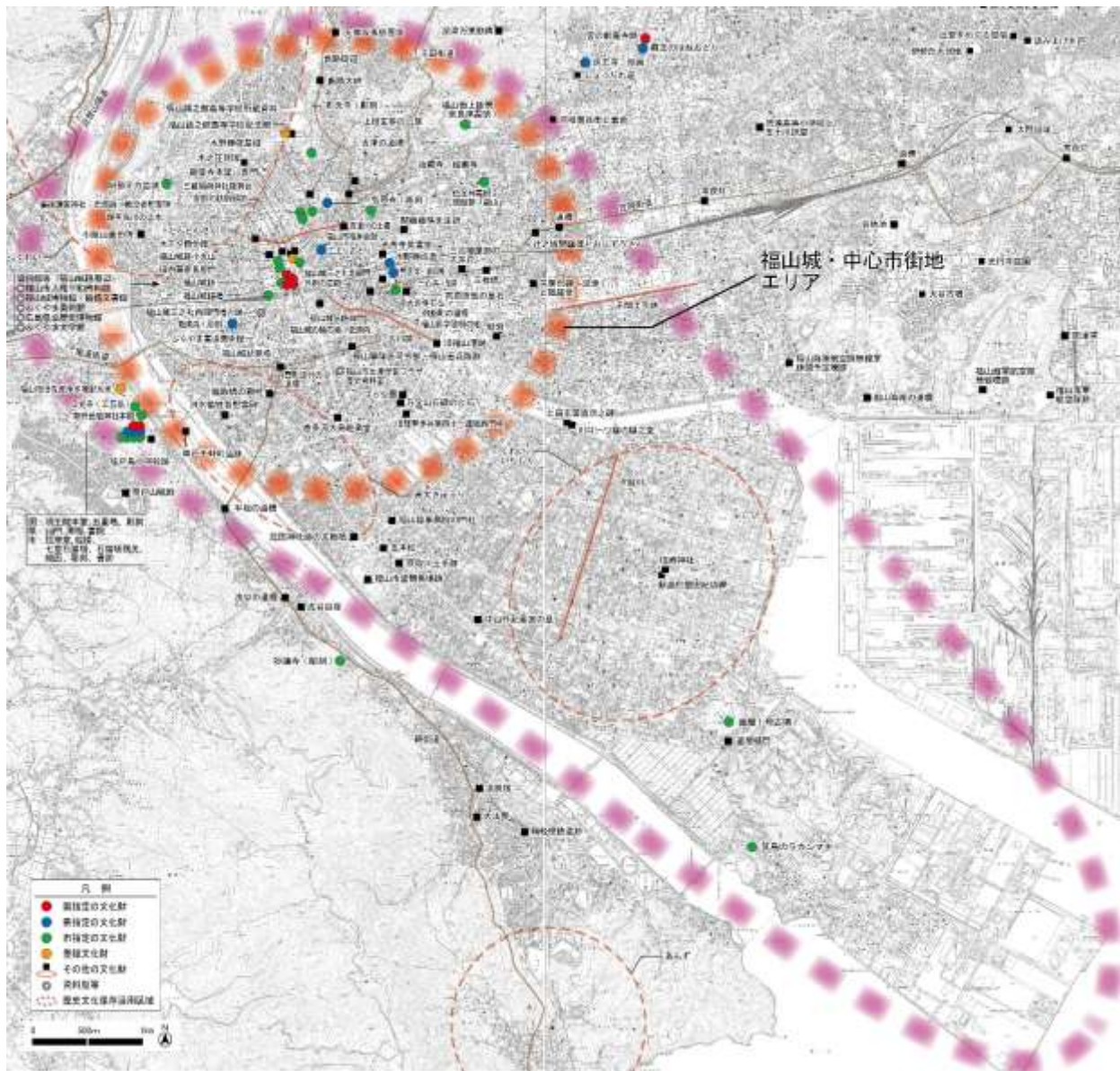


図 6-9 文化財保存活用区域（中央地区）と先導的エリア「福山城・中心市街地エリア」



二上りおどり
(県無形民俗文化財)



ばら公園

(2) 鞆の浦・日本遺産エリア（南部臨海地区）

【具体化の課題】

本先導的エリア（鞆の浦・日本遺産エリア）は、モデルとして設定した文化財保存活用エリア「南部臨海地区」に位置します。この地区は、大きく鞆、田尻、内海、走島、沼隈沿岸部で構成されます。これらのうち鞆は、福山市の中で最も高い密度で文化財が集積している地区であり、指定文化財（建造物）が数多くあるとともに、未指定の文化財（建造物）も膨大な数に上り、それらが重要伝統的建造物群保存地区と一体となって歴史的町並みを構成しています。

一方、来訪者の探訪ルートは、重要伝統的建造物群保存地区の港（海）側を中心として、それ以外への広がり弱いといえます。当地区の北側に位置する鞆の浦歴史民俗資料館の来館者は、新型コロナウイルス感染症の影響前の2019年でも19,327人（前年と比べ約14%減）と、鞆の浦の観光客が同年647千人であることを考慮すると限定的です。また、南部臨海地区の田尻、内海、走島、沼隈沿岸部との周遊的な活用も、一部に限られていると推定されます。

加えて、本文化財保存活用区域に関する関連文化財群としては、「港町と海道の文化」、「守り、育んできた自然」、「地域に息づく歴史的な町並みと建築文化」、「海・山・町の文化的景観」、「暮らしに息づく民俗芸能と習俗・伝承」があり、関連文化財群としてのネットワーク的な活用も求められています。

【具体化の方針】

本先導的エリアにおいて、仙酔島や弁天島及び「鯛しばり網漁法」が行われる海域を含め、面的に文化財の保存・活用を進めます。

また、このエリアにおける取組を文化財保存活用エリア「南部臨海地区」全体に波及させるとともに、関係する関連文化財群の具体化を目指します。

【措置】

■文化財保存活用区域に焦点をあてた措置

本文化財保存活用区域に焦点をあてた措置は次のようになり、その他の関係する措置と連動させ、また、それらを適宜より具体的な措置として設定しながら、具体化に取り組みます。

- 日本遺産（鞆）の情報発信の強化
- 2つの文化財保存活用区域の取組展開（南部臨海地区）
- 文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進

■関係する主な措置

本文化財保存活用区域に関連する主な措置は、前述の関連文化財群のように多岐にわたっており、これらを上記の「2つの文化財保存活用区域の取組展開（南部臨海地区）」及び「文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進」の中で、当該区域に適合させて取り入れることとします。

表 6-7 先導的エリア「鞆の浦・日本遺産エリア」の取組展開と波及（措置と取組期間）

| 区分 | 措置 ★は重点措置 | | 取組時期（2024～2033 年度） | | |
|---------------------------------------|---|------------------------------|---------------------|-----------|-----------|
| | 分類 | 措置（事業） | 前期（～2025） | 中期（～2029） | 後期（～2033） |
| 文化財保存活用区域に焦点をあてた措置 | 3-2-2 文化財保存活用区域の具体化に向けた取組 | 継続 日本遺産(鞆)の情報発信の強化 ★ | | | |
| | | 関連文化財群を含めた情報発信 | 関係する情報の充実 | 関係する情報の充実 | |
| | 拡充 2つの文化財保存活用区域の取組展開(南部臨海地区) ★ | | | | |
| | | | 調査に関する措置（下記…以下同様） | | |
| | | | 保存・活用に関する措置 | | |
| | | | 総合的・一体的な保存・活用に関する措置 | | |
| | | | 危機管理に関する措置 | | |
| | 新規 文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進 | | | | |
| | | | | | |
| | | 文化財保存活用区域に関する情報提供・発信 | 同左 | 同左 | 同左 |
| | | 先導的文化財保存活用区域に関する情報提供・発信、体験機会 | | | |
| 3-2-1 重要伝統的建造物群保存地区の保存対策とまちづくり(鞆) | 継続 | 鞆町伝建地区内における伝統的建造物の特定の推進 | | | |
| | 継続 | 補助制度を活用した修理・修景事業の実施 | | | |
| | 継続 | 鞆町並み保存拠点施設の運営 | | | |
| | 継続 | 空き家の再生活用による町並み保存の促進 | | | |
| 文化財保存活用区域を考慮した措置の内容の検討 ↑ | | | | | |
| 関係する主な措置 | ■調査に関する措置 | | | | |
| | 1-1-1 市民参加による文化財の(再)発見の仕組みづくりと未指定文化財の把握 | | | | |
| | 1-2-1 分野別の文化財の専門的な調査研究の推進 | | | | |
| | 1-3-2 調査成果等の公開 | | | | |
| | ■保存・活用に関する措置 | | | | |
| 2-1-1 文化財情報の共有化と文化財保護の啓発 | | | | | |
| 2-1-2 文化財を生かしたふるさと教育の推進 | | | | | |
| 2-1-4 文化財めぐり等の体験機会の確保・充実 | | | | | |
| 2-2-1 文化財の保存・活用に関わる担い手・団体の育成 | | | | | |
| 2-2-3 歴史文化ガイドの育成・支援 | | | | | |
| 2-4-1 文化財の保存・整備 | | | | | |
| 2-5-1 説明板・案内板等のサイン類の計画的な整備 | | | | | |
| 2-5-2 ICTを活用した情報発信の充実・強化 | | | | | |
| 2-5-3 文化財へのアクセス・誘導板の充実 | | | | | |
| ■総合的・一体的な保存・活用に関する措置 | | | | | |
| 3-1-1 関連文化財群の具体化に向けた取組 | | | | | |
| ■危機管理に関する措置 | | | | | |
| 4-1-2 鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画に基づく防災対策の推進 | | | | | |
| ■体制づくりに関する措置 | | | | | |
| 5-2-1 関係機関・自治体との連携 | | | | | |
| ・一口町方衆(鞆)の取組の推進 | | | | | |
| ・NPO 法人朝鮮通信使縁地連絡協議会と連携したユネスコ「記憶遺産」の活用 | | | | | |

朝鮮通信使遺跡
鞆福禅寺境内
(史跡)



磐台寺観音堂
(重要文化財)



(3) 神辺町並みエリア（北東部地区）

【具体化の課題】

本先導的エリア（神辺町並みエリア）は、モデルとして設定した文化財保存活用エリア「北東部地区」に位置します。この地区は、古代から近世に至る山陽道が、福山市の中で唯一通り続けた歴史があります。近世になると山陽道は、神辺で南下して尾道方面に向かうことになり、従来の府中方面の街道との結節点となり、神辺宿は繁栄します。

その繁栄を伝えるものとして、廉塾ならびに菅茶山旧宅（特別史跡）や神辺本陣跡（県史跡）などがあり、前者については保存整備、後者については調査を進めています。また、菅茶山記念館を整備し、地域の歴史や文化を学ぶ場となっています。

一方で、近世山陽道沿いには歴史的建造物が多数ありますが、老朽化等で町並み景観が変容しつつあり、この一帯に多数存在する文化財の活用は一部に限られています。また、文化財保存活用区域「北東部地区」としての文化財の周遊的な活用も限定的となっています。

加えて、本文化財保存活用区域に関する関連文化財群としては、「福山の原始世界の痕跡」、「古墳が物語る歴史と文化」、「街道ともてなし文化」、「地域に息づく歴史的な町並みと建築文化」、「福山の学問・文芸」、「ものづくりの足跡と引き継がれた地場産業」、「災害・飢饉に立ち向かった先人の知恵と技の遺産」と多岐にわたっており、関連文化財群としてのネットワーク的な活用も求められています。

【具体化の方針】

本先導的エリアにおいて、廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存整備及び活用、神辺本陣跡の調査と保存・活用を中心に、当エリアにおいて面的に文化財の保存・活用を進めます。

また、このエリアにおける取組を文化財保存活用エリア「北東部地区」全体に波及させるとともに、関係する関連文化財群の具体化を目指します。

【措置】

■文化財保存活用区域に焦点をあてた措置

本文化財保存活用区域に焦点をあてた措置は次のようになり、その他の関係する措置と連動させ、また、それらを適宜より具体的な措置として設定しながら、具体化に取り組みます。

○北東部地区（神辺）における文化財保存活用区域の具体化

○文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進

■関係する主な措置

本文化財保存活用区域に関連する主な措置は、前述の関連文化財群のように多岐にわたっており、これらを上記の「北東部地区（神辺）における文化財保存活用区域の具体化」及び「文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進」の中で、当該区域に適合させて取り入れることとします。

表 6-8 先導的エリア「神辺町並みエリア」の取組展開と波及（措置と取組期間）

| 区分 | 措置 ★は重点措置 | | 取組時期（2024～2033 年度） | | |
|---|--|---------------------------------|------------------------------|-----------|-----------|
| | 分類 | 措置（事業） | 前期（～2025） | 中期（～2029） | 後期（～2033） |
| 文化財保存活用区域に焦点をあてた措置 | 3-2-2 文化財保存活用区域の具体化に向けた取組 | 新規 北東部地区（神辺）における文化財保存活用区域の具体化 ★ | 調査に関する措置（下記…以下同様） | | |
| | | 新規 文化財保存活用区域の周知とまちづくりの促進 | 保存・活用に関する措置 | | |
| | | | 総合的・一体的な保存・活用に関する措置 | | |
| | | | 体制づくりに関する措置 | | |
| | | | 文化財保存活用区域に関する情報提供・発信 | 同左 | 同左 |
| | | | 先導的文化財保存活用区域に関する情報提供・発信、体験機会 | | |
| 2-4-1 文化財の保存・整備 | 継続 | 廉塾（特別史跡）の保存整備 ★ | | | |
| | 継続 | 神辺本陣（県史跡・県重文）の保存整備★ | | | |
| 文化財保存活用区域を考慮した措置の内容の検討 ↑ | | | | | |
| 関係する主な措置 | ■調査に関する措置 | | | | |
| | 1-1-1 市民参加による文化財の（再）発見の仕組みづくりと未指定文化財の把握 1-2-1 分野別の文化財の専門的な調査研究の推進 1-2-3 文化財の調査研究に基づいた価値の顕在化の取組 1-3-2 調査成果等の公開 | | | | |
| | ■保存・活用に関する措置 | | | | |
| | 2-1-1 文化財情報の共有化と文化財保護の啓発 2-1-2 文化財を生かしたふるさと教育の推進 2-1-4 文化財めぐり等の体験機会の確保・充実 2-2-1 文化財の保存・活用に関わる担い手・団体の育成 2-2-3 歴史文化ガイドの育成・支援 2-5-1 説明板・案内板等のサイン類の計画的な整備 2-5-2 ICTを活用した情報発信の充実・強化 2-5-3 文化財へのアクセス・誘導板の充実 | | | | |
| ■総合的・一体的な保存・活用に関する措置 | | | | | |
| 3-1-1 関連文化財群の具体化に向けた取組 | | | | | |
| ■体制づくりに関する措置 | | | | | |
| 5-2-1 関係機関・自治体との連携 ・廉塾や福山城と縁のある自治体との連携 | | | | | |



廉塾ならびに菅茶山旧宅



神辺本陣

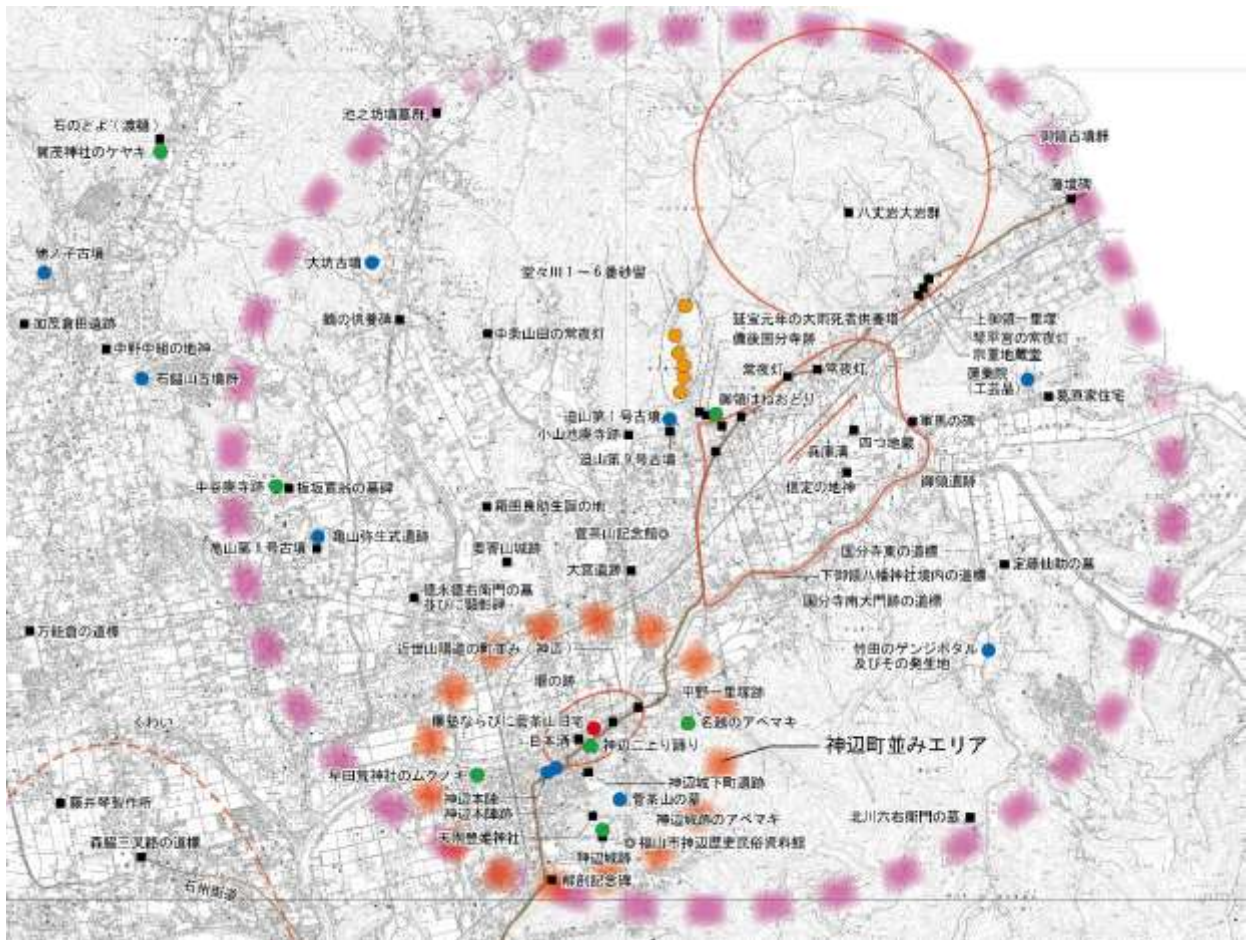


図 6-11 文化財保存活用区域（北東部地区）と先導的エリア「神辺町並みエリア」



神辺二上り踊り（市無形民俗文化財）



堰の跡

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

第1節 福山市の体制

1 福山市の庁内体制

福山市では、本計画に基づく文化財の保存・活用、更には歴史文化を生かした観光振興やまちづくりを推進するため、第6章第5節で示した「文化財の保存・活用を支える体制づくり」に関する措置の展開を図りながら、庁内体制の充実・強化を図ります。

本計画に係る又は連携を想定している庁内部署は、2023年(令和5年)4月現在、次のとおりです。

【文化財担当課】

○経済環境局文化観光振興部文化振興課（本計画推進の事務局）

・文化財担当

| | |
|------|--|
| 主な業務 | 文化財の指定・解除，文化財に関する調査，管理，保存・活用，整備，日本遺産の推進，文化財関係施設の管理運営など |
| 職員数 | 15人（うち文化財専門職6人） |

・伝建担当

| | |
|------|------------------------------|
| 主な業務 | 町並み保存に関すること，町並み保存関係施設の管理運営など |
| 職員数 | 4人（うち文化財専門職1人） |

・文化振興担当

| | |
|------|---------------------|
| 主な業務 | 文化芸術の振興，文化施設の管理運営など |
| 職員数 | 7人 |

・企画担当

| | |
|------|----------------------|
| 主な業務 | 文化施設の整備方針の検討に関する業務など |
| 職員数 | 4人 |

・庶務担当

| | |
|------|---------------|
| 主な業務 | 予算・決算に関する業務など |
| 職員数 | 5人 |

【関連部署】

| 部署名 | 主な業務 |
|------------|-------------------------------|
| 市長公室 | 情報発信，都市ブランド化など |
| 企画政策部 | 政策立案・調整，広域行政の推進，デジタル化の推進など |
| 財政部 | 予算の編成・執行・調整，地方交付税など |
| 総務部 | 職員の採用，人材育成，防災など |
| 経済部 | M I C E誘致，伝統産業，産業・農林振興など |
| 文化振興観光部 | 観光振興など |
| 環境部 | 環境保全，生物多様性の保全など |
| まちづくり推進部 | 地域振興，生涯学習，市民協働の推進，国際交流など |
| 市民部 | 市民相談，防犯など |
| 土木部 | 轄地区のまちづくり，災害復旧，道路整備・管理など |
| 都市部 | 公園の維持管理，緑化推進，土地利用・地区計画，景観形成など |
| 福山駅周辺再生推進部 | 福山駅周辺整備の企画立案・推進など |

| | |
|-------|--------------------|
| 建築部 | 市施設の維持管理・整備，建築指導など |
| 管理部 | 学校再編，図書館の管理運営など |
| 学校教育部 | 学校教育，学校給食など |

【博物館・資料館等】

第1章第3節「4 博物館・資料館等 表1-2 公共の博物館・資料等」(P33, 34)を参照

【消防】

| 部署名 | 主な業務 |
|-------------|---|
| 福山地区消防組合消防局 | 福山市・府中市，神石高原町で構成。 火災予防及消防設備の指導，文化財防火デーなど |

【研究機関】

○福山市立大学

2 関係する審議会等

| 審議会等名称 | 審議事項 |
|---------------------|--|
| 福山市文化財保護審議会 | 文化財の保存及び活用に関する重要事項など |
| 福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会 | 市長及び教育委員会の諮問に応じ，保存地区の保存等に関する基本事項及び重要事項など |
| 福山市しんいち歴史民俗博物館協議会 | 博物館の運営など |
| 福山市都市計画審議会 | 都市計画の決定，変更等をはじめとした都市計画に関する事項 |
| 福山市景観審議会 | 良好な景観の形成に関する事項など |
| 福山市建築審査会 | 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決，建築基準法の施行に関する重要事項など |

3 市内の文化財に関わる地域活動団体・関係団体（民間）

（1）市民活動（公益的活動）の登録団体

福山市には，市民活動（公益的活動）を行っている団体が多数あり，それらのうち，福山市まちづくりサポートセンターに登録している文化財や歴史文化に関する団体をあげると，次のようになります。

| | |
|------------------|------------------|
| ○備陽史探訪の会 | ○羽賀の歴史を伝える会 |
| ○御領の古代ロマンを蘇らせる会 | ○備後緋音頭をつなぐ会 |
| ○正調二上り保存会 | ○別所砂留を守る会 |
| ○金名の郷頭・権現古墳群を守る会 | ○正戸山を愛する会 |
| ○明王院を愛する会 | ○広島県建築士会及び同会福山支部 |

（2）文化財保存活用支援団体について

文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」という。）とは，地域の文化財の保存会やNPO 法人等の民間団体と協力し，行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより，このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置付けたものです。

専門的な知見や実績等を有する団体を支援団体として指定することで、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待されます。

福山市においては、支援団体の指定は行っていませんが、上記の点を鑑み、本計画期間においてその必要性、可能性を勘案し、候補団体が見いだせた場合には、その団体と協議・調整し、指定に向けて取り組むこととします。

なお、支援団体として想定されるのは、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO 法人、営利団体（民間企業等）、法人格を持たない任意の団体である文化財の保存会や研究者のネットワーク組織などです。

4 その他関係機関

(1) 市内の関係機関

福山市の庁内体制（福山市が設置者の施設を含む）以外の市内にある文化財の保存・活用に関係する機関をあげると、次のようになります。

【博物館・資料館等】

| 設置者 | 施設名 |
|-----|-----------------------------------|
| 広島県 | 広島県立歴史博物館 |
| 民間 | 第1章第3節「4 博物館・資料館等 ■民間施設」(P34) を参照 |

【大学等研究機関】

| | |
|-------|---------|
| ○福山大学 | ○福山平成大学 |
|-------|---------|

【経済・観光に関する団体】

| |
|----------------------|
| ○福山商工会議所 |
| ○一般社団法人福山青年会議所 |
| ○公益社団法人福山観光コンベンション協会 |

(2) 市外の関係機関

福山市の文化財の保存・活用に関係する市外の関係機関をあげると、次のようになります。

【国】

| |
|-----------------|
| ○文化庁 |
| ○その他事業に関係する国の機関 |

【広島県】

| |
|----------------------------|
| ○広島県教育委員会文化財課 |
| ○その他広島県の関係部署 |
| ○今後、文化財の保存・活用で連携が期待される都道府県 |

【市町村】

| |
|---------------------------|
| ○今後、文化財の保存・活用で連携が期待される市町村 |
|---------------------------|

【大学等研究機関】

| |
|---|
| ○今後、文化財の調査や計画策定、保存・活用で、新たに参画が期待される大学等研究機関 |
|---|

第2節 地域社会総がかりの体制

福山市では、市民活動を支援しながら、協働のまちづくりを進めていますが、文化財の保存・活用においても、協働を基本に地域社会総がかりで取り組んでいくため、下図のような体制の構築をめざします。

地域社会総がかりの推進母体となるのは、新たに設立をめざす「福山市文化財保存活用地域計画推進協議会」（仮称）です。これは市民・団体、行政、関係機関等の情報交換と共有化、交流・連携、さらには協働の取組を推進する協議の場となります。また、個別・具体的取組に対して迅速・的確に対応することが求められると想定されることから、必要に応じて部会・プロジェクトチーム等を設けることとします。

こうした体制のもとに、文化財の所有者等や行政に加え、市民・地域活動団体、さらには市外の人々・団体を含め、多様な主体の協力・参加により、文化財の把握と価値の共有化を進め、未指定を含む文化財の保存・活用を進めます。

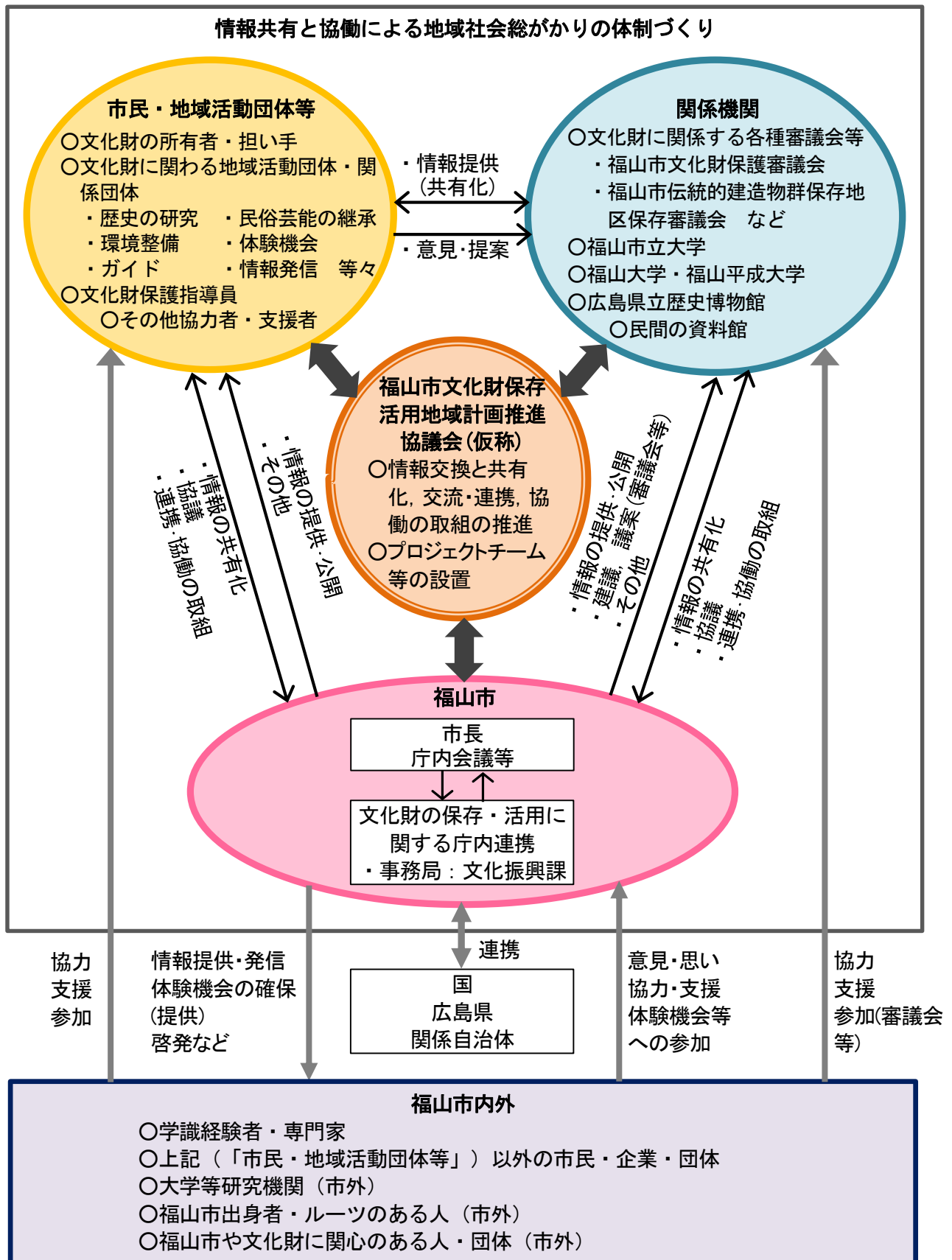


図 7-1 文化財の保存・活用に関する地域社会総がかりの体制づくり

第3節 計画の進行管理と推進

1 計画の進行管理の方法

本計画に関わる措置（事業）を具体化し、効果を発揮させるためには、措置等についての確に進行管理することが求められます。

進捗管理の方法・手順としては、次の3段階が考えられ、毎年度又は前期・後期の節目の段階で行うこととなります。

段階1：措置（事業）の実現状況の確認（点検）

段階2：実施した措置（事業）の妥当性・効果の確認及び評価

段階3：目標の達成状況と基本理念への寄与、及び改善点・課題の把握

また、措置（事業）の実現状況や評価などについては、庁内だけでなく、福山市文化財保護審議会や前記の「福山市文化財保存活用地域計画推進協議会」（仮称）、その他の外部の意見把握（外部評価）に努めます。

作業においては、客観的な状況把握や評価が行えるような評価シートなど（課題、達成度、重要性、緊急性、優先度等）の作成・活用を検討します。

こうしたプロセスでは、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の考えを取り入れ、計画的に施策・事業を実施し、その中間点や終了時点などでは、達成状況、課題などの把握・評価を行い、当該事業等の改善及び他の事業や次への展開への反映に努めます。

なお、進行管理の過程で、必要に応じて本計画の見直しに柔軟に対応します。

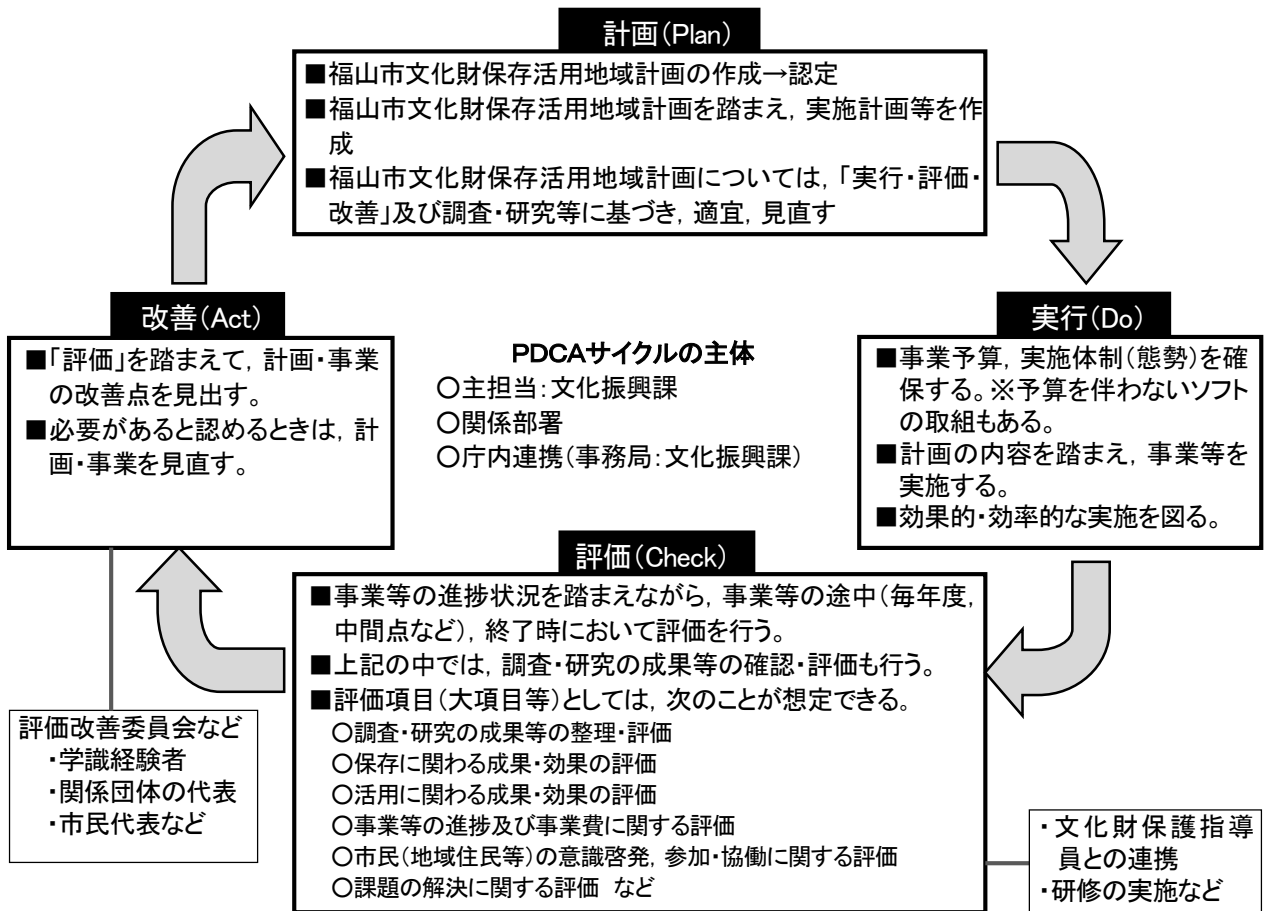


図 7-2 文化財に関わるPDCAサイクルのイメージ

2 計画の推進（主な留意事項）

今後、本計画を具体化していくには、「市民等の参加と協働」が重要な鍵となります。

また、措置（事業）の実施においては、限られた人材と資金を有効に活用する視点が不可欠であり、そのためには計画の推進体制（態勢）の充実と予算の確保、及び必然的に優先順位の設定が求められます。

■市民・地域活動団体等の主体的な参加と連携・協働

本計画で示している措置（事業）の多くは、市民・地域活動団体等の理解と協力、そして主体的な参加が求められます。

このことを再確認し、第6章で明らかにしている措置（事業）の具体化に取り組みます。

■行政としての人材の育成・有効活用と推進体制（態勢）の充実

本計画を具体化していくためには、厳しい財政状況を踏まえつつ、文化財行政を担当する文化振興課の体制（態勢）の充実と併せて、庁内の連携体制の充実・強化が求められます。

このため、限られた人員を有効に活用するという観点を持ちながら、文化振興課における人材の育成や協力・支援体制（態勢）等を充実・強化するとともに、関係部署との情報の共有と連携をより一層進めます。

■優先順位の設定とプログラム化による効果的な措置（事業）の実施

本計画に位置づけた措置（事業）は、多岐にわたっており、措置（事業）の具体化においては、第6章で示している前期・後期の時期区分を踏まえつつ、さらに優先順位を設定し、効率的かつ効果的に実施することが求められます。

このため、緊急性や波及性（効果）、事業相互の関連性、実施の効果的なタイミング、費用、人的体制などを考慮して優先順位を付け、年次計画（実施計画）などのより詳しいプログラムの作成を図ります。

■必要な費用（財源）の確保

本計画に位置づけた措置（事業）の多くは、多寡はあるものの具体化するための費用が必要になり、想定（期待）される財源については、大きな枠組みですが第6章で示しています。

このため、費用面からも前記の優先順位づけや年次計画等の作成を行い、国・県との連携及び庁内における調整のもとに、必要な費用の適正な確保に努めます。また、文化庁の各種助成金・支援制度だけでなく、必要に応じてその他の関係省庁の制度の活用も検討します。

さらに、市民・地域活動団体等の取組に関しては、民間の助成制度の活用支援、及び自主財源を確保している活動団体や収益事業の事例の紹介などに努めます。